

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 7 年 3 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	報告第 1 号 処分報告について	1
	専決第 7 号 令和6年度池田市一般会計補正予算（第8号）	3
	説 明	7
	参 考	17
2	議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	29
	説 明	37
	参 考	41
3	議案第 2 号 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の制定について	61
	説 明	75
4	議案第 3 号 池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例 の制定について	79
	説 明	83
5	議案第 4 号 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部改正について	85
	説 明	87
	参 考	88
6	議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	90
	説 明	92
	参 考	93
7	議案第 6 号 池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部改正について	94
	説 明	97
	参 考	98
8	議案第 7 号 池田市市税条例の一部改正について	101
	説 明	103
	参 考	104

9	議案第 8 号	池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	108
		説 明	111
		参 考	113
10	議案第 9 号	池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	118
		説 明	122
		参 考	124
11	議案第 10 号	池田市国民健康保険条例の一部改正について	132
		説 明	134
		参 考	135
12	議案第 11 号	五月山霊園使用条例の一部改正について	137
		説 明	147
		参 考	149
13	議案第 12 号	池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	166
		説 明	169
		参 考	170
14	議案第 13 号	池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内に おける建築物の制限に関する条例の一部改正について	173
		説 明	175
		参 考	176
15	議案第 14 号	池田市建築基準法施行条例の一部改正について	178
		説 明	191
		参 考	193
16	議案第 15 号	池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の 一部改正について	218
		説 明	225
		参 考	226

17	議案第16号	池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正について	237
		説 明	263
		参 考	265
18	議案第17号	池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部改正について	300
		説 明	338
		参 考	340
19	議案第18号	池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部改正について	397
		説 明	399
		参 考	400
20	議案第19号	池田市下水道条例の一部改正について	402
		説 明	404
		参 考	405
21	議案第20号	池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正について	407
		説 明	409
		参 考	410
22	議案第21号	池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について	411
		説 明	413
		参 考	414
23	議案第22号	財産区管理委員の選任について	416
24	議案第23号	令和6年度池田市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
25	議案第24号	令和6年度池田市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
26	議案第25号	令和6年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
27	議案第26号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
28	議案第27号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
29	議案第28号	令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
30	議案第29号	令和6年度池田市一般会計補正予算（第9号）	別冊

31	議案第30号	令和7年度池田市病院事業会計予算	別冊
32	議案第31号	令和7年度池田市水道事業会計予算	別冊
33	議案第32号	令和7年度池田市公共下水道事業会計予算	別冊
34	議案第33号	令和7年度池田市国民健康保険特別会計予算	別冊
35	議案第34号	令和7年度池田市財産区特別会計予算	別冊
36	議案第35号	令和7年度池田市介護保険事業特別会計予算	別冊
37	議案第36号	令和7年度池田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
38	議案第37号	令和7年度池田市一般会計予算	別冊

報告第 1 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 6 年度池田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

物価高騰対策臨時特別給付金の給付を開始することに伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第7号

令和6年度池田市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度池田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,417,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年12月27日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,497,764	473,250	7,971,014
	4 国庫交付金	579,622	473,250	1,052,872
19 繰入金		3,872,576	10,000	3,882,576
	1 繰入金	3,872,576	10,000	3,882,576
歳入合計		45,934,223	483,250	46,417,473

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,335,785	483,211	20,818,996
	1 社会福祉費	9,737,048	483,211	10,220,259
13 予備費		193,720	39	193,759
	1 予備費	193,720	39	193,759
歳出合計		45,934,223	483,250	46,417,473

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	483,211

報告第 1 号 説 明

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 8 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	7,497,764	473,250	7,971,014
19 繰 入 金	3,872,576	10,000	3,882,576
歳 入 合 計	45,934,223	483,250	46,417,473

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	20,335,785	483,211	20,818,996	473,250			9,961
13 予 備 費	193,720	39	193,759				39
歳 出 合 計	45,934,223	483,250	46,417,473	473,250			10,000

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総 務 費 国 庫 交 付 金	30,590	473,250	503,840	4 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時 交 付 金	473,250	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 473,250 追加
計	579,622	473,250	1,052,872			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3,863,404	10,000	3,873,404	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000 追加
計	3,872,576	10,000	3,882,576			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5, 114, 278	483, 211	5, 597, 489	473, 250			9, 961	3 職員手当等	553	時間外勤務手当 553 追加
								10 需 用 費	300	消耗品費 300 追加
								11 役 務 費	5, 300	通信運搬費 3, 749 追加
										電信料 125 追加
										郵便料 3, 624 追加
										手数料 1, 551 追加
								12 委 託 料	40, 000	物価高騰対策臨時特別給付 金業務委託料 40, 000 追加
13 使用料及 び賃借料	58	機器借上料 58 追加								
	18 負担金補助 及び交付金	437, 000	交付金 437, 000 追加							
計	9, 737, 048	483, 211	10, 220, 259	473, 250			9, 961			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	193,720	39	193,759				39			予備費 39 追加
計	193,720	39	193,759				39			

補正予算給与費明細書

一般職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(987) 人 682	千円 1,724,786	千円 2,792,025	千円 3,008,495	千円 7,525,306	千円 1,426,371	千円 8,951,677
補 正 前	(987) 人 682	1,724,786	2,792,025	3,007,942	7,524,753	1,426,371	8,951,124
比 較	(0) 人 0	0	0	553	553	0	553

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 158,077	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	157,524	
	比 較	553	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,518,100	—	16,518,100
	1 市 民 税	7,776,400	—	7,776,400
	2 固 定 資 産 税	6,554,000	—	6,554,000
	3 軽 自 動 車 税	132,700	—	132,700
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	4,000	—	4,000
	6 都 市 計 画 税	1,491,000	—	1,491,000
2 地 方 譲 与 税		234,500	—	234,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	39,000	—	39,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	129,000	—	129,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	52,000	—	52,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	14,500	—	14,500
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		130,000	—	130,000
	1 配 当 割 交 付 金	130,000	—	130,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		103,000	—	103,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	103,000	—	103,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,400,000	—	2,400,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,400,000	—	2,400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		65,000	—	65,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	65,000	—	65,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	50,000	—	50,000
10 地 方 特 例 交 付 金		493,500	—	493,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	493,000	—	493,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		5,100,000	—	5,100,000
	1 地 方 交 付 税	5,100,000	—	5,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,131	—	322,131
	1 負 担 金	322,131	—	322,131

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		911, 573	—	911, 573
	1 使 用 料	652, 118	—	652, 118
	2 手 数 料	258, 403	—	258, 403
	3 証 紙 収 入	1, 052	—	1, 052
15 国 庫 支 出 金		7, 497, 764	473, 250	7, 971, 014
	1 国 庫 負 担 金	6, 104, 309	—	6, 104, 309
	2 国 庫 補 助 金	744, 839	—	744, 839
	3 国 庫 委 託 金	68, 994	—	68, 994
	4 国 庫 交 付 金	579, 622	473, 250	1, 052, 872
16 府 支 出 金		3, 493, 983	—	3, 493, 983
	1 府 負 担 金	2, 691, 947	—	2, 691, 947
	2 府 補 助 金	412, 336	—	412, 336
	3 府 委 託 金	4, 467	—	4, 467
	4 府 交 付 金	385, 233	—	385, 233
17 財 産 収 入		19, 965	—	19, 965
	1 財 産 運 用 収 入	8, 916	—	8, 916
	2 財 産 売 払 収 入	11, 049	—	11, 049
18 寄 附 金		206, 168	—	206, 168

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	206, 168	—	206, 168
19 繰 入 金		3, 872, 576	10, 000	3, 882, 576
	1 繰 入 金	3, 872, 576	10, 000	3, 882, 576
20 諸 収 入		1, 222, 110	—	1, 222, 110
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	15, 000	—	15, 000
	2 市 預 金 利 子	30	—	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	663, 980	—	663, 980
21 市 債		2, 947, 100	—	2, 947, 100
	1 市 債	2, 947, 100	—	2, 947, 100
22 繰 越 金		20, 753	—	20, 753
	1 繰 越 金	20, 753	—	20, 753
歳 入 合 計		45, 934, 223	483, 250	46, 417, 473

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		407,784	—	407,784
	1 議 会 費	407,784	—	407,784
2 総 務 費		4,759,112	—	4,759,112
	1 総 務 管 理 費	3,590,552	—	3,590,552
	2 徴 税 費	747,826	—	747,826
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,282	—	269,282
	4 選 挙 費	84,494	—	84,494
	5 統 計 調 査 費	20,709	—	20,709
	6 監 査 委 員 費	46,249	—	46,249
3 民 生 費		20,335,785	483,211	20,818,996
	1 社 会 福 祉 費	9,737,048	483,211	10,220,259
	2 児 童 福 祉 費	8,692,674	—	8,692,674
	3 生 活 保 護 費	1,905,683	—	1,905,683
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,250,268	—	4,250,268
	1 保 健 衛 生 費	2,717,582	—	2,717,582
	2 清 掃 費	1,532,686	—	1,532,686
5 労 働 費		13,688	—	13,688

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	13,688	—	13,688
6 農林水産業費		63,559	—	63,559
	1 農林費	63,559	—	63,559
7 商工費		273,046	—	273,046
	1 商工費	273,046	—	273,046
8 土木費		3,143,166	—	3,143,166
	1 土木管理費	478,651	—	478,651
	2 道路橋りょう費	582,120	—	582,120
	3 河川費	43,326	—	43,326
	4 都市計画費	1,873,423	—	1,873,423
	5 住宅費	165,278	—	165,278
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,803,548	—	1,803,548
	1 消防費	1,803,548	—	1,803,548
10 教育費		6,321,444	—	6,321,444
	1 教育総務費	1,840,063	—	1,840,063
	2 小学校費	806,150	—	806,150
	3 中学校費	393,196	—	393,196

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	311,612	—	311,612
	5 給 食 セ ン タ ー 費	921,058	—	921,058
	6 社 会 教 育 費	2,049,365	—	2,049,365
11 公 債 費		4,322,245	—	4,322,245
	1 公 債 費	4,322,245	—	4,322,245
12 諸 支 出 金		46,858	—	46,858
	1 防 災 費	46,858	—	46,858
13 予 備 費		193,720	39	193,759
	1 予 備 費	193,720	39	193,759
歳 出 合 計		45,934,223	483,250	46,417,473

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,216,204	553	25,216,757
人件費	9,474,413	553	9,474,966
扶助費	11,419,546	—	11,419,546
公債費	4,322,245	—	4,322,245
投資的経費	2,982,748	—	2,982,748
その他	17,735,271	482,697	18,217,968
物件費	7,921,847	45,658	7,967,505
その他	9,813,424	437,039	10,250,463
合 計	45,934,223	483,250	46,417,473

一般会計

令和 6 年度		補正第 8 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		162,388	168,228	353,766	99,653	1,380	8,392	14,618	19,347	24,494	1,151,071		123		2,003,460		
2 給料		32,716	668,889	566,224	308,569	3,197	11,531	7,442	176,059	488,027	564,063				2,826,717		
3 職員手当等		98,544	811,206	545,965	275,290	2,263	10,956	10,660	153,779	468,044	779,253		4,953		3,160,913		
4 共済費		59,794	292,825	281,887	134,443	1,097	4,929	6,160	72,430	185,041	444,840				1,483,446		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	92,730	22,868	59,291		700	1,800	20	3,579	65,344		436		246,889		
8 旅費		8,475	20,758	12,321	6,038	14	402	1,441	3,356	3,423	56,479				112,707		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,048	258,906	102,865	429,877	106	5,772	4,797	98,178	52,128	426,473		10,921		1,395,071		
11 役務費		1,280	141,974	46,390	14,827	87	180	996	966	6,723	29,573		6,062		249,058		
12 委託料		5,942	1,179,592	714,853	1,570,500		4,432	23,435	744,573	21,685	1,380,875		22,048		5,667,935		
13 使用料及び賃借料		1,778	477,830	36,483	16,073		786	2,147	139,854	2,909	261,676		14		939,550		
14 工事請負費		16,500		450,000	80,000				764,200	5,700	601,000				1,917,400		
15 原材料費				227	129				737	40	4,314				5,447		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		45	10,956	15,817	23,616			60	149	97,293	77,380		1,424		226,740		
18 負担金補助及び交付金		14,153	138,541	2,773,536	157,835	5,544	5,173	61,478	104,444	423,765	395,372		824		4,080,665		
19 扶助費			185	11,322,637	24,888						71,836				11,419,546		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	23,096	11,072				3,030		9,050				46,348		
22 償還金利子及び割引料			279,086	275,011	189,051						2,298	4,322,245			5,067,691		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			215,397	3,518	30,000			12	64				53		249,044		
25 寄附金																	
26 公課費			9	32	608					905	32				1,586		
27 繰出金				3,269,276	818,508		10,306		861,980	19,692					4,979,762		
予備費														193,759	193,759		
() %		(0.9)	(10.3)	(44.8)	(9.2)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.8)	(3.9)	(13.6)	(9.3)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		407,784	4,759,112	20,818,996	4,250,268	13,688	63,559	273,046	3,143,166	1,803,548	6,321,444	4,322,245	46,858	193,759	46,417,473		

一般会計

令和 6 年度		補正第 8 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		2,003,460			2,003,460				2,003,460	
2 給料		2,826,717			2,826,717				2,826,717	
3 職員手当等		3,160,913			3,160,913				3,160,913	
4 共済費		1,483,446			1,483,446				1,483,446	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								246,889	246,889	
8 旅費							112,707		112,707	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						120,000	1,275,071		1,395,071	
11 役務費						1,439	247,619		249,058	
12 委託料						398,959	5,268,976		5,667,935	
13 使用料及び賃借料						774	938,776		939,550	
14 工事請負費						1,917,400			1,917,400	
15 原材料費							5,447		5,447	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						110,916	115,824		226,740	
18 負担金補助及び交付金						416,460		3,664,205	4,080,665	
19 扶助費			11,419,546		11,419,546				11,419,546	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								46,348	46,348	
22 償還金利子及び割引料				4,322,245	4,322,245			745,446	5,067,691	
23 投資及び出資金										
24 積立金								249,044	249,044	
25 寄附金										
26 公課費								1,586	1,586	
27 繰出金						16,800		4,962,962	4,979,762	
予備費								193,759	193,759	
計 ()%		(20.4) 9,474,966	(24.6) 11,419,546	(9.3) 4,322,245	(54.3) 25,216,757	(6.4) 2,982,748	(17.2) 7,967,505	(22.1) 10,250,463	(100.0) 46,417,473	

《 物価高騰対策臨時特別給付金給付事業 》

1. 事業目的

物価高騰による家計への影響が大きい低所得者を支援する取組として、臨時・特別の給付金を支給する。

2. 対象者

① 住民税非課税世帯への給付

基準日（令和6年12月13日）において、世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主

※ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

② こども加算

上記①の支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童

3. 給付額

① 1世帯当たり3万円

② 児童1人当たり2万円

4. 予算額 483,211千円

(内 訳)	人件費	553千円
	需用費	300千円
	役務費	5,300千円
	委託料	40,000千円
	使用料及び賃借料	58千円
	交付金	437,000千円

(財 源)	国庫支出金	473,250千円
	一般財源	9,961千円

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わり拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の規定の整理を行うため、本条例を制定するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(案)

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条—第17条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第18条・第19条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴
う経過措置（第20条—第24条）

第3節 その他（第25条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（池田市表彰条例の一部改正）

第1条 池田市表彰条例（昭和37年池田市条例第17号）の一部を次のよう
に改正する。

第14条の見出し中「取消など」を「取消し等」に改め、同条第1項第2
号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

（池田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第2条 池田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年池田市条例第1
4号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（池田市行政不服審査会条例の一部改正）

第3条 池田市行政不服審査会条例（平成28年池田市条例第2号）の一部を
次のように改正する。

第 13 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(池田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 4 条 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年池田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 33 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 7 条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和 2 年池田市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 3 号及び第 4 号並びに第 23 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 8 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年池田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 18 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 19 条第 1 項第 1 号並びに第 21 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例(令和2年池田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第5項第2号、第21条の見出し及び同条第1項第1号、第22条第1項第1号並びに第24条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例の一部改正)

第10条 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例(昭和24年池田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に改める。

第15条第1項第1号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第11条 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例(昭和45年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第28条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

第12条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号エ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第13条 池田市ラブホテル建築規制条例(昭和58年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(五月山景観保全条例の一部改正)

第14条 五月山景観保全条例（平成8年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条及び第22条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第15条 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第16条 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和56年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例)

第17条 池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年池田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第18条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以

下「刑法等一部改正法」という。) 第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。) 第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。) 又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第19条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第18条、第27条及び第29条において準用する場合を含む。))及び第5項(第3号に係る

部分に限る。)(同条例第18条、第27条及び第29条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例第33条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第34条第4項において準用する場合を含む。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)(同条例第34条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例第23条第1項(第1号に係る部分に限る。)(同条例第24条第4項において準用する場合を含む。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)(同条例第24条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第21条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

す。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例第20条第1項及び第5項、第21条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第24条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

（経過措置の規則への委任）

第25条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

- 1 池田市表彰条例（昭和 3 7 年池田市条例第 1 7 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

被表彰者の資格の喪失に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

（第 1 4 条関係）

- 2 池田市議会の個人情報保護に関する条例（令和 5 年池田市条例第 1 4 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

（第 5 2 条から第 5 4 条まで関係）

- 3 池田市行政不服審査会条例（平成 2 8 年池田市条例第 2 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

（第 1 3 条関係）

- 4 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 6 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

（第 1 4 条関係）

- 5 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第 1 4 号）の一部改正〔第 5 条関係〕

フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給制限及び一時差止処分に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 1 5 条及び第 1 6 条関係)

- 6 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年池田市条例第 1 9 号）の一部改正〔第 6 条関係〕

一般職の職員の期末手当の支給制限及び一時差止処分に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 3 3 条の 2 及び第 3 3 条の 3 関係)

- 7 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和 2 年池田市条例第 3 0 号）の一部改正〔第 7 条関係〕

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員（以下「教育職員」という。）の期末手当の支給制限及び一時差止処分に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 2 2 条及び第 2 3 条関係)

- 8 職員の退職手当に関する条例（昭和 3 8 年池田市条例第 1 8 号）の一部改正〔第 8 条関係〕

職員の退職手当の支払差止処分、支給制限、返納等に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 1 条関係)

- 9 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和 2 年池田市条例第 3 1 号）の一部改正〔第 9 条関係〕

教育職員の退職手当の支払差止処分、支給制限、返納等に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 2 0 条から第 2 2 条まで及び第 2 4 条関係)

- 1 0 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例（昭和 2 4 年池田市条例第 2 7 号）の一部改正〔第 1 0 条関係〕

職員の退隠料の受給権の消滅及び支給の停止に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 1 4 条及び第 1 5 条関係)

- 1 1 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例（昭和 4 5 年池田市条例第 4 0 号）の一部改正〔第 1 1 条関係〕

元大阪府都市職員共済組合の解散により本市が承継した退職年金等の給付事務における当該給付の支給の制限及び停止に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 2 8 条関係)

- 1 2 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 1 8 年池田市条例第 2 4 号）の一部改正〔第 1 2 条関係〕

指定管理者に係る資格要件について、所要の整理を行うものであること。

(第 4 条関係)

- 1 3 池田市ラブホテル建築規制条例（昭和 5 8 年池田市条例第 2 0 号）の一部改正〔第 1 3 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

(第 1 3 条関係)

- 1 4 五月山景観保全条例（平成 8 年池田市条例第 2 2 号）の一部改正〔第 1 4 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

(第 2 1 条及び第 2 2 条関係)

- 1 5 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 4 年池田市条例第 8 号）の一部改正〔第 1 5 条関係〕

罰則について、所要の整理を行うものであること。

(第 5 条関係)

- 1 6 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 5 6 年池田市条例第 1 6 号）の一部改正〔第 1 6 条関係〕

消防団員に係る欠格条項について、所要の整理を行うものであること。

(第4条関係)

- 17 池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年池田市条例第32号）の一部改正〔第17条関係〕

消防団員の退職報償金の支給制限に係る要件について、所要の整理を行うものであること。

(第6条関係)

- 18 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い必要となる経過措置について定めるものであること。

(第18条から第25条まで関係)

- 19 この条例は、令和7年6月1日から施行するものであること。

(附則関係)

議案第1号 参 考

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市表彰条例 第1条～第13条 （略） （表彰の<u>取消</u>など） 第14条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 (1) （略） (2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられたとき。 2 （略） 第15条 （略） 2 池田市議会の個人情報の保護に関する条例 第1条～第51条 （略） 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供し	1 池田市表彰条例 第1条～第13条 （略） （表彰の<u>取消し</u>等） 第14条 被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。 (1) （略） (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 2 （略） 第15条 （略） 2 池田市議会の個人情報の保護に関する条例 第1条～第51条 （略） 第52条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供し

改 正 前	改 正 後
たときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条・第56条 (略) 3 池田市行政不服審査会条例 第1条～第12条 (略) (罰則) 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 4 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条～第13条 (略) (罰則) 第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	たときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条・第56条 (略) 3 池田市行政不服審査会条例 第1条～第12条 (略) (罰則) 第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 4 池田市情報公開・個人情報保護審査会条例 第1条～第13条 (略) (罰則) 第14条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 5 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第14条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたフルタイム会計年度任用職員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る一時差止処分) 第16条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていたフルタイム会計年度任用職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第1条～第14条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたフルタイム会計年度任用職員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (フルタイム会計年度任用職員の期末手当に係る一時差止処分) 第16条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていたフルタイム会計年度任用職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

改 正 前	改 正 後
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第17条～第37条 (略) 6 池田市一般職の職員の給与に関する条例	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第17条～第37条 (略) 6 池田市一般職の職員の給与に関する条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第33条 (略) (支給制限) 第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (一時差止処分) 第33条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律	第1条～第33条 (略) (支給制限) 第33条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (一時差止処分) 第33条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法

改 正 前	改 正 後
第 1 3 1 号) 第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項第 3 号において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第 3 4 条～第 3 8 条 (略) 7 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例 第 1 条～第 2 1 条 (略) (期末手当の支給制限) 第 2 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項及び第 3 3 条	律第 1 3 1 号) 第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項第 3 号において同じ。) をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2～4 (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第 3 4 条～第 3 8 条 (略) 7 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例 第 1 条～第 2 1 条 (略) (期末手当の支給制限) 第 2 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項及び第 3 3 条

改 正 前	改 正 後
(第4項を除く。)の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止処分) 第23条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合	(第4項を除く。)の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (期末手当の一時差止処分) 第23条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

改 正 前	改 正 後
(2) (略) 2～4 (略) 5 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第24条～第39条 (略) 8 職員の退職手当に関する条例 第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。	(2) (略) 2～4 (略) 5 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 6～9 (略) 第24条～第39条 (略) 8 職員の退職手当に関する条例 第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め) 第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

改 正 前	改 正 後
(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

改 正 前	改 正 後
(3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退	(3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退

改 正 前	改 正 後
職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略） 2～6 （略） 第20条 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第21条 （略） 2・3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受ける	職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略） 2～6 （略） 第20条 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第21条 （略） 2・3 （略） 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受け

改 正 前	改 正 後
ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略） 第22条～第24条 （略） 9 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第1条～第19条 （略） （退職手当の支払の差止め） 第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) （略）	ることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 （略） 第22条～第24条 （略） 9 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第1条～第19条 （略） （退職手当の支払の差止め） 第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) （略）

改 正 前	改 正 後
2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該	2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該

改 正 前	改 正 後
退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１９条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略） ２～６ （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第２２条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１９条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１７条第２項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第２４条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に	退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１９条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) （略） ２～６ （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第２２条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１９条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１７条第２項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第２４条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に

改 正 前	改 正 後
は、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) 第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一	は、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) 第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又

改 正 前	改 正 後
部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 第25条～第27条 (略) 10 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例 第1条～第13条 (略) (退隠料受給権消滅の原因) 第14条 退隠料及び通算退職年金（通算退職年金を受ける権利を有する者にあっては、第2号乃至第5号に該当するときを除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号の1に該当するときは、その権利は消滅する。 (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年を<u>こえる懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたとき。 (3)～(5) (略) 2 (略) (退隠料の停止) 第15条 退隠料は、これを受ける者が次の各号の1に該当するときは、その間これを停止する。 (1) 3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の	は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略) 第25条～第27条 (略) 10 池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例 第1条～第13条 (略) (退隠料受給権消滅の原因) 第14条 退隠料及び通算退職年金（通算退職年金を受ける権利を有する者にあっては、第2号乃至第5号に該当するときを除く。）を受ける権利を有する者が、次の各号の1に該当するときは、その権利は消滅する。 (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年を<u>超える拘禁刑</u>に処せられたとき。 (3)～(5) (略) 2 (略) (退隠料の停止) 第15条 退隠料は、これを受ける者が次の各号の1に該当するときは、その間これを停止する。 (1) 3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の言渡を受け

改 正 前	改 正 後
言渡を受けたときは、停止しない。その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 (2)・(3) (略) 2～5 (略) 第16条～第29条 (略) 11 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例 第1条～第27条 (略) 第28条 職員若しくは職員であった者が<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき、又は職員が懲戒処分によって退職したときは、その者には、その在職期間に係る給付の全部又は一部を行なわないことができる。 2 遺族給付を受ける権利を有する者が<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。 3 <u>禁こ</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその在職期間に係る年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。 第29条～第37条 (略) 12 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例	たときは、停止しない。その言渡を取消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けなくなった月までこれを停止する。 (2)・(3) (略) 2～5 (略) 第16条～第29条 (略) 11 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例 第1条～第27条 (略) 第28条 職員若しくは職員であった者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき、又は職員が懲戒処分によって退職したときは、その者には、その在職期間に係る給付の全部又は一部を行なわないことができる。 2 遺族給付を受ける権利を有する者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたときは、その者には、遺族給付の一部を行なわないことができる。 3 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその在職期間に係る年金である給付は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。 第29条～第37条 (略) 12 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 (略) (指定管理者の資格) 第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。 (1)・(2) (略) (3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体 ア～ウ (略) エ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 第5条～第15条 (略) 13 池田市ラブホテル建築規制条例 第1条～第12条 (略) (罰則) 第13条 第8条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 2 (略) 第14条 (略) 14 五月山景観保全条例	第1条～第3条 (略) (指定管理者の資格) 第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。 (1)・(2) (略) (3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体 ア～ウ (略) エ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 第5条～第15条 (略) 13 池田市ラブホテル建築規制条例 第1条～第12条 (略) (罰則) 第13条 第8条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 2 (略) 第14条 (略) 14 五月山景観保全条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第20条 (略) (罰則) 第21条 第15条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は300,000円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第23条・第24条 (略) 15 行進及び集団示威運動に関する条例 第1条～第4条 (略) 第5条 第1条の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し若しくはこれらに参加した者又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第3項の規定に基き公安委員会が附した条件に従わない者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50,000円以下の罰金に処する。 ② (略) 第6条・第7条 (略) 16 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 第1条～第3条 (略) (欠格条項)	第1条～第20条 (略) (罰則) 第21条 第15条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は300,000円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第23条・第24条 (略) 15 行進及び集団示威運動に関する条例 第1条～第4条 (略) 第5条 第1条の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し若しくはこれらに参加した者又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前条第3項の規定に基き公安委員会が附した条件に従わない者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50,000円以下の罰金に処する。 ② (略) 第6条・第7条 (略) 16 池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 第1条～第3条 (略) (欠格条項)

改 正 前	改 正 後
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終え、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(5) (略) 第5条～第20条 (略) 17 池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 第1条～第5条の2 (略) (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) 第7条・第8条 (略)	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終え、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(5) (略) 第5条～第20条 (略) 17 池田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 第1条～第5条の2 (略) (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の1に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) (略) 第7条・第8条 (略)

議案第 2 号

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

児童福祉法の一部改正により新たに創設された乳児等通園支援事業の設備
及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(案)

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本理念)

第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び

当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(勧告等)

第4条 市長は、池田市子ども条例(平成17年池田市条例第6号)第17条第1項に規定する池田市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 市は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業における設備及び運営の水準の向上等)

第5条 乳児等通園支援事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じ

て安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 9 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより 1 つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 11 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準）

第 12 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2

6 年法律第 4 5 号) 第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。) 等を併せて設置する場合は、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に関り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(差別的取扱いの禁止)

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなけ

ればならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援について、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園

支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する

		構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従

事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、

設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第 3 章 雑則

（電磁的記録）

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の規定による改正後の児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定に基づき、乳児等通園支援事業（満 3 歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所している者等を除く。）について、保育所等の施設において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものであること。

（第 1 条関係）

- 2 用語の定義について定めるものであること。

（第 2 条関係）

- 3 この条例で定める基準の基本理念について定めるものであること。

（第 3 条関係）

- 4 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対する設備及び運営の水準の向上に係る勧告等について定めるものであること。

（第 4 条関係）

- 5 乳児等通園支援事業における設備及び運営の水準の向上等に係る義務について定めるものであること。

（第 5 条関係）

- 6 乳児等通園支援事業者の一般原則について定めるものであること。

(第6条関係)

- 7 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の非常災害対策に係る義務について定めるものであること。

(第7条関係)

- 8 乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の安全に関する計画の策定等に係る義務について定めるものであること。

(第8条関係)

- 9 利用乳幼児を送迎するため自動車を運行する場合における利用乳幼児の所在の確認に係る義務について定めるものであること。

(第9条関係)

- 10 乳児等通園支援事業のうち利用乳幼児に対する遊び及び生活の場の提供に係る業務に従事する職員の一般的な条件について定めるものであること。

(第10条関係)

- 11 乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等の義務について定めるものであること。

(第11条関係)

- 12 乳児等通園支援事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準について定めるものであること。

(第12条関係)

- 13 乳児等通園支援事業者による利用乳幼児の差別的取扱いの禁止について定めるものであること。

(第13条関係)

- 14 乳児等通園支援事業者の職員による利用乳幼児の虐待等の禁止について定めるものであること。

(第14条関係)

1 5 乳児等通園支援事業者の衛生管理等に係る基準について定めるものであること。

(第 1 5 条関係)

1 6 乳児等通園支援事業者が提供する食事に係る基準について定めるものであること。

(第 1 6 条関係)

1 7 乳児等通園支援事業者による運営規程の制定に係る義務について定めるものであること。

(第 1 7 条関係)

1 8 乳児等通園支援事業所による職員、財産等及び利用乳幼児の処遇状況に関する帳簿の整備に係る義務について定めるものであること。

(第 1 8 条関係)

1 9 乳児等通園支援事業者の職員の秘密保持等に係る義務について定めるものであること。

(第 1 9 条関係)

2 0 乳児等通園支援事業者の苦情への対応に係る基準について定めるものであること。

(第 2 0 条関係)

2 1 乳児等通園支援事業を次のとおり区分するものであること。

(1) 一般型乳児等通園支援事業 余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しない乳児等通園支援事業をいう。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所等において、その利用する児童の数が利用定員の総数に満たない場合に、利用定員の総数からその利用する児童の数を差し引いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(第 2 1 条関係)

2 2 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準について定めるものであること。

（第 2 2 条関係）

2 3 一般型乳児等通園支援事業所の職員に係る基準について定めるものであること。

（第 2 3 条関係）

2 4 一般型乳児等通園支援事業を行う者（以下「一般型乳児等通園支援事業者」という。）による乳児等通園支援事業の内容に係る基準について定めるものであること。

（第 2 4 条関係）

2 5 一般型乳児等通園支援事業者による利用乳幼児の保護者との連絡に係る努力義務について定めるものであること。

（第 2 5 条関係）

2 6 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員に係る基準について定めるものであること。

（第 2 6 条関係）

2 7 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者による乳児等通園支援事業の内容に係る基準及び利用乳幼児の保護者との連絡に係る努力義務について定めるものであること。

（第 2 7 条関係）

2 8 この条例の規定による記録、作成等における電磁的記録の取り扱いについて定めるものであること。

（第 2 8 条関係）

2 9 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（附則関係）

議案第 3 号

池田市未来を見据えた学校づくりのための
学校施設整備審議会条例の制定について

池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

本市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校の未来を見据えた学校づくりに向けた学校施設の整備を目的として、池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例（案）

（設置）

第1条 池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）について、未来を見据えた学校づくり（今後の社会情勢を見通し、進行する教育環境の複雑化及び多様化に対応するため、長期的な展望に立った学校づくりをいう。以下同じ。）に向けた学校施設の整備を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、本市に池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

- （1）未来を見据えた学校づくりに向けた市立学校の学校施設の整備に関する計画の策定及び見直しに関すること。
- （2）前号の計画に基づく事業のうち教育委員会が必要と認めるものに関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、未来を見据えた学校づくりに向けた市立学校の学校施設の整備に関し教育委員会が必要と認めること。

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）PTA代表

- (3) 市民
 - (4) 学校園長代表
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 前項第3号に掲げる者のうちから委嘱すべき者は、公募により選考するものとする。ただし、当該選考の結果委嘱すべき者の決定がなされなかった場合は、この限りでない。
 - 3 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
 - 4 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、管理部学校施設マネジメント課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により副会長が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、教育委員会が招集する。

池田市未来を見据えた学校づくりのための
学校施設整備審議会条例の制定について

- 1 池田市立の小学校、中学校及び義務教育学校について、今後の社会情勢を見通し、進行する教育環境の複雑化及び多様化に対応するため、長期的な展望に立った学校づくりに向けた学校施設の整備を行うことを目的として、池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置するものであること。

（第1条関係）

- 2 審議会の所掌事項について定めるものであること。

（第2条関係）

- 3 審議会の委員について定めるものであること。

（第3条関係）

- 4 審議会の会長及び副会長について定めるものであること。

（第4条関係）

- 5 審議会の会議について定めるものであること。

（第5条関係）

- 6 審議会の委員及び会議に出席した者の秘密の保持について定めるものであること。

（第6条関係）

- 7 審議会の庶務は、管理部学校施設マネジメント課において処理するものであること。

（第7条関係）

- 8 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委

員会が定めるとするものであること。

(第8条関係)

- 9 この条例は、令和7年4月1日から施行するものであること。また、審議会の会議の招集の特例について定めるものであること。

(附則関係)

議案第 4 号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行うほか、準法定事務の処理における個人番号の利用開始に備えて所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年
池田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 2 号中
「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1
4 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次
に次の 1 号を加える。

（4）特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用
事務をいう。

第 3 条第 1 項中「法別表の下欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中第 4 号を第
5 号とし、第 3 号の次に 1 号を加える改正規定及び第 3 条第 1 項の改正規定は、
公布の日から施行する。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

1 定義規定について、次の整理を行うものであること。

(1) 引用条項の整理を行うものであること。

(2) 特定個人番号利用事務（法令の規定による事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により個人番号を利用して処理することができることとされるもの及び準法定事務（当該事務に準ずる事務として、当該事務と性質が同一であること等の基準に適合する範囲において主務省令で定める事務をいう。以下同じ。）をいう。）の定義を定めるものであること。

（第 2 条関係）

2 市長又は教育委員会において、従来から定めるもののほか、準法定事務の処理に必要な限度で自ら保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を利用することができるようにするための整備を行うものであること。

（第 3 条関係）

3 この条例中 1 の(1)については令和 7 年 4 月 1 日から、1 の(2)及び 2 については公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （2）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （3）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 <u>（4）</u> （略） （個人番号の利用等） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表の下欄に掲げる事務</u>とする。 2・3 （略）	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 （2）個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （3）情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 <u>（4）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（5）</u> （略） （個人番号の利用等） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2・3 （略）

改正前

第4条・第5条（略）

改正後

第4条・第5条（略）

議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成４年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 引用条項の整理を行うものであること。

(第 2 0 条関係)

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第5号 参 考

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第19条（略） （部分休業の承認） 第20条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号） <u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）</u> で行うものとする。 第21条～第24条（略）	第1条～第19条（略） （部分休業の承認） 第20条（略） 2（略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号） <u>第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）</u> で行うものとする。 第21条～第24条（略）

議案第 6 号

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部改正について

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を指定してされた企業版ふるさと納税による寄付金に関し、池田市みんなでつくるまち推進基金による管理運用について整備するほか、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例（案）

池田市みんなでつくるまちの寄付条例（平成20年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、法人」を「及び法人」に、「から寄付金」を「から池田市みんなでつくるまちの寄付金（以下「寄付金」という。）」に改める。

第2条中「前条に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附による寄付金（以下「企業版ふるさと納税寄付金」という。）は、同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する経費に充てる。

第3条第1項中「前条各号に規定する事業に充てるために贈られた」を削り、同条第2項中「前条各号に規定する事業に充てるために贈られた寄付金」を「寄付金（企業版ふるさと納税寄付金を除く。次項及び次条において同じ。）」に改め、同条第3項中「が贈られた当該」を「の歳入に係る」に、「前条各号に規定する事業」を「前条第1項各号に掲げる事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を除く。以下「対象事業」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、企業版ふるさと納税寄付金は、その歳入に係る年度の翌年度以後の年度においてまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、推進基金により管理運用する。

第4条の見出し中「寄付」を「寄付金」に改め、同条第1項中「寄付者」の次に「（企業版ふるさと納税寄付金に係る寄付者を除く。次項及び次条におい

て同じ。)」を加え、「第2条各号に規定する事業」を「対象事業」に改め、同条第2項中「この条例に基づいて贈られた」を削る。

第6条中「第4条」を「第3条」に、「贈られた」を「推進基金において管理運用すべき」に改める。

第8条中「第2条各号に規定する事業」を「対象事業若しくはまち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改める。

第10条中「第2条各号に規定する事業」を「対象事業又はまち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 1 条関係)

- 2 企業版ふるさと納税寄付金（池田市地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施するため法人から受ける寄付による寄付金をいう。以下同じ。）を活用する事業について明記するものであること。

(第 2 条関係)

- 3 企業版ふるさと納税寄付金の池田市みんなでつくるまち推進基金による管理運用について整備するほか、同基金について所要の規定の整理を行うものであること。

(第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第6号 参 考

池田市みんなでつくるまちの寄付条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに賛同する個人、<u>法人</u>その他の団体から<u>寄付金を募り、当該寄付金を財源として、地域社会の活力の増進、自然環境及び生活環境の保全及び改善並びに教育、文化、福祉等の向上に資する事業を実施することにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</u> （事業の区分） 第2条 <u>前条に規定する</u>寄付金を財源として実施する事業は、次に掲げる事業とする。 (1)～(14) （略） （寄付金の管理運用）	（目的） 第1条 この条例は、本市のまちづくりに賛同する個人<u>及び法人</u>その他の団体から<u>池田市みんなでつくるまちの寄付金（以下「寄付金」という。）を募り、当該寄付金を財源として、地域社会の活力の増進、自然環境及び生活環境の保全及び改善並びに教育、文化、福祉等の向上に資する事業を実施することにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。</u> （事業の区分） 第2条 寄付金を財源として実施する事業は、次に掲げる事業とする。 (1)～(14) （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定する寄附による寄付金（以下「企業版ふるさと納税寄付金」という。）は、同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に要する経費に充てる。</u> （寄付金の管理運用）

改 正 前	改 正 後
第3条 <u>前条各号に規定する事業に充てるために贈られた寄付金を適正に管理運用するため、池田市みんなでつくるまち推進基金（以下「推進基金」という。）を設置する。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>前条各号に規定する事業に充てるために贈られた寄付金</u>のうち、他の条例に基づき特別の目的をもって設置された基金（以下「他の基金」という。）と同様の目的を有すると認められるものは、規則で定めるところにより、他の基金により管理運用する。 3 市長は、特に必要と認める場合は、前2項及び第6条の規定にかかわらず、贈られた寄付金を推進基金又は他の基金（以下「基金」という。）で管理運用しないで、寄付金<u>が贈られた当該年度において、前条各号に規定する事業に要する経費に充てる</u>ことができる。 （<u>寄付を運用する事業の指定</u>） 第4条 寄付者は、<u>第2条各号に規定する事業のうちから</u>自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。	第3条 寄付金を適正に管理運用するため、池田市みんなでつくるまち推進基金（以下「推進基金」という。）を設置する。 2 前項の規定にかかわらず、<u>寄付金（企業版ふるさと納税寄付金を除く。次項及び次条において同じ。）</u>のうち、他の条例に基づき特別の目的をもって設置された基金（以下「他の基金」という。）と同様の目的を有すると認められるものは、規則で定めるところにより、他の基金により管理運用する。 3 市長は、特に必要と認める場合は、前2項及び第6条の規定にかかわらず、贈られた寄付金を推進基金又は他の基金（以下「基金」という。）で管理運用しないで、寄付金<u>の歳入に係る年度において、前条第1項各号に掲げる事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を除く。以下「対象事業」という。）に要する経費に充てる</u>ことができる。 4 <u>第1項の規定にかかわらず、企業版ふるさと納税寄付金は、その歳入に係る年度の翌年度以後の年度においてまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てる場合に限り、推進基金により管理運用する。</u> （<u>寄付金を運用する事業の指定</u>） 第4条 寄付者<u>（企業版ふるさと納税寄付金に係る寄付者を除く。次項及び次条において同じ。）</u>は、<u>対象事業のうちから</u>自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

改 正 前	改 正 後
2 <u>この条例に基づいて贈られた寄付金</u>のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が事業を指定できるものとする。この場合において、市長は、寄付者にその内容を報告しなければならない。 第5条 (略) (推進基金の積立て) 第6条 推進基金として積み立てる額は、<u>第4条</u>の規定により<u>贈られた寄付金</u>の額とする。 第7条 (略) (推進基金の運用益金の処理) 第8条 推進基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、推進基金に編入し、又は<u>第2条各号に規定する事業</u>に要する経費に充てるものとする。 第9条 (略) (推進基金の処分) 第10条 推進基金は、<u>第2条各号に規定する事業</u>に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。 第11条・第12条 (略)	2 寄付金のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が事業を指定できるものとする。この場合において、市長は、寄付者にその内容を報告しなければならない。 第5条 (略) (推進基金の積立て) 第6条 推進基金として積み立てる額は、<u>第3条</u>の規定により<u>推進基金</u>において<u>管理運用すべき寄付金</u>の額とする。 第7条 (略) (推進基金の運用益金の処理) 第8条 推進基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、推進基金に編入し、又は<u>対象事業若しくはまち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u>に要する経費に充てるものとする。 第9条 (略) (推進基金の処分) 第10条 推進基金は、<u>対象事業又はまち・ひと・しごと創生寄附活用事業</u>に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。 第11条・第12条 (略)

議案第 7 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成１７年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２９条第８項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第７２条第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第９９条第２項第２号、第１２２条第２項第１号及び第１３６条第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

池田市市税条例の一部改正について

- 1 引用条項の整理を行うものであること。

(第 2 9 条、第 7 2 条、第 9 9 条、第 1 2 2 条及び第 1 3 6 条関係)

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第7号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第28条 （略） （市民税の申告） 第29条 （略） 2～7 （略） 8 市長は、法人の市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第30条～第71条 （略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第	第1条～第28条 （略） （市民税の申告） 第29条 （略） 2～7 （略） 8 市長は、法人の市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第14条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第30条～第71条 （略） （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第72条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第

改 正 前	改 正 後
5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) （略） 2 （略） 第73条～第98条 （略） （種別割の減免） 第99条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) （略） (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名	5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4) （略） 2 （略） 第73条～第98条 （略） （種別割の減免） 第99条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) （略） (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名

改 正 前	改 正 後
又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（番号利用法<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8) (略) 3 (略) 第100条～第121条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第122条 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であつて、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号利用法<u>第2条第1</u>	又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（番号利用法<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8) (略) 3 (略) 第100条～第121条の2 (略) (特別土地保有税の減免) 第122条 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がその申請書及び証明する書類（以下この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが大規模な災害その他これに準ずる程度の事態により困難であると認める場合であつて、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号利用法<u>第2条第1</u>

改 正 前	改 正 後
<u>5項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) 第123条～第135条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第136条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（番号利用法<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 第137条～第142条 (略)	<u>6項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては住所及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 3 (略) 第123条～第135条 (略) (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第136条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（番号利用法<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)・(3) (略) 第137条～第142条 (略)

議案第 8 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第41条第3項第1号」及び「同号」を「第41条第3項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割

の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

1 特定地域型保育事業者における連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）の確保に係る基準について、次のとおり緩和するものであること。

(1) 保育内容支援（集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援をいう。）の実施のための連携施設の確保に係る基準について、その確保が著しく困難と認める場合には、その実施のための連携協力者を所要の要件の下適切に確保することで、当該基準を適用しないことができるとするものであること。

(2) 代替保育（職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、その特定地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。）の実施のための連携施設の確保に係る基準について、従来のその実施に係る連携協力者を確保している場合のほか、市長が必要な措置を講じてもなお当該連携協力者の確保が著しく困難である場合には、当該基準を適用しないことができるとするものであること。

（第 4 1 条関係）

2 特定地域型保育事業者による連携施設の確保に係る基準にかかわらず、その確保が著しく困難で、支援を行うことができると市長が認める場合には、連携施設の確保をしないことができるとする経過措置について、その適用期間を池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年池田市条例第 2 1 号）の施行の日から 1 0 年が経

過する日（令和 7 年 3 月 3 1 日）までとしていたところ、これを 1 5 年が経過する日（令和 1 2 年 3 月 3 1 日）までとするものであること。

（附則第 4 項関係）

3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第8号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第35条（略） （利用定員） 第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第41条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第29条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第29条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては同条例第37条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） 第37条～第40条（略） （連携施設の確保等） 第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ确实	第1条～第35条（略） （利用定員） 第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第41条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第29条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第41条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第29条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては同条例第37条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） 第37条～第40条（略） （連携施設の確保等） 第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ确实

改 正 前	改 正 後
に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。	に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) （略） (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設

改 正 前	改 正 後
2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる</u>。 (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う	<u>の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる</u>。 (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に</u>

改 正 前	改 正 後
<u>者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) 4～9 (略) 第42条～第52条 (略)	<u>は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) 6～11 (略) 第42条～第52条 (略)

改 正 前	改 正 後
附 則 1～3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附 則 1～3 （略） （連携施設に関する経過措置） 4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第 9 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例
の一部を改正するものである。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「市」に改める。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型を行う者又は第44条に規定する事業所内保育事業を行う者（次号においてこれらを「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第8条の見出しを「（家庭的保育事業者等と非常災害）」に改め、同条第1項中「、非常災害に備え」を削り、「消火器等」を「軽便消火器等」に、「その他の災害対策」を「その他非常災害」に、「災害対策に関する具体的な計画」を「非常災害に対する具体的計画」に、「作成し」を「立て」に、「注意を払い、及び」を「注意と」に、「行う」を「する」に改める。

第13条中「家庭的保育事業所等と」を「家庭的保育事業所等は、」に、

「とを併せて」を「を併せて」に、「社会福祉施設等」を「他の社会福祉施設等」に改める。

第16条第1項中「食器、飲用水等」を「食器等又は飲用に供する水」に改め、同条第3項中「、衛生材料、医療機器等」を「その他の医療品」に改める。

第18条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第21条の見出しを「（家庭的保育事業所等に備える帳簿）」に改め、同条中「家庭的保育事業所等は」を「家庭的保育事業所等には」に、「台帳等」を「帳簿」に改める。

第22条第2項中「職務上」を「業務上」に改める。

第30条第7号ク中「床敷物」を「敷物」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

1 文言の整備を行うものであること。

(第 4 条、第 8 条、第 13 条、第 16 条、第 21 条、
第 22 条及び第 30 条関係)

2 家庭的保育事業者等における連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）の確保に係る基準について、次のとおり緩和するものであること。

(1) 保育内容支援（集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援をいう。）の実施のための連携施設の確保に係る基準について、その確保が著しく困難と認める場合には、その実施のための連携協力者を所要の要件の下適切に確保することで、当該基準を適用しないことができるとするものであること。

(2) 代替保育（職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）の実施のための連携施設の確保に係る基準について、従来のその実施に係る連携協力者を確保している場合のほか、市長が必要な措置を講じてもなお当該連携協力者の確保が著しく困難である場合には、当該基準を適用しないことができるとするものであること。

(第 7 条関係)

3 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設

において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる場合の要件として、栄養士による必要な配慮が行われることとしていたところ、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）の一部改正により管理栄養士国家試験の受験資格である栄養士免許の取得が管理栄養士養成施設卒業者にあっては不要となったことから、管理栄養士による必要な配慮が行われる場合においても当該要件を満たすものとするものであること。

（第１８条関係）

- ４ 家庭的保育事業者等による連携施設の確保に係る基準にかかわらず、その確保が著しく困難で、支援を行うことができると市長が認める場合には、連携施設の確保をしないことができるとする経過措置について、その適用期間を池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の施行の日から１０年が経過する日（令和７年３月３１日）までとしていたところ、これを１５年が経過する日（令和１２年３月３１日）までとするものであること。

（附則第４項関係）

- ５ この条例は、令和７年４月１日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第9号 参 考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 （略） （勧告等） 第4条 （略） 2 <u>市長</u>は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。 第5条・第6条 （略） （連携施設の確保） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事	第1条～第3条 （略） （勧告等） 第4条 （略） 2 <u>市</u>は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。 第5条・第6条 （略） （連携施設の確保） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事

改 正 前	改 正 後
業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改 正 前	改 正 後
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることが</u>できる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	<u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることが</u>できる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型を行う者又は第44条に規定する事業所内保育事業を行う者（次号においてこれらを「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (略) <u>4・5 (略)</u> <u>(非常災害対策)</u> 第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、<u>非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。</u> 2 (略) 第9条～第12条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)	<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (略) <u>6・7 (略)</u> <u>(家庭的保育事業者等と非常災害)</u> 第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、<u>軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</u> 2 (略) 第9条～第12条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

改 正 前	改 正 後
第 1 3 条 <u>家庭的保育事業所等</u>と他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置する場合は、その行う保育に支障がない場合に関り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する<u>社会福祉施設等</u>の設備及び職員に兼ねることができる。 第 1 4 条・第 1 5 条 （略） （衛生管理等） 第 1 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備、<u>食器、飲用水等</u>について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 （略） 3 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、必要な医薬品、<u>衛生材料、医療機器等</u>を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 ・ 5 （略） 第 1 7 条 （略） （食事の提供の特例） 第 1 8 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ。）は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当	第 1 3 条 <u>家庭的保育事業所等は、</u>他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 1 項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等とを併せて設置する場合は、その行う保育に支障がない場合に関り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する<u>他の社会福祉施設等</u>の設備及び職員に兼ねることができる。 第 1 4 条・第 1 5 条 （略） （衛生管理等） 第 1 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の使用する設備、<u>食器等又は飲用に供する水</u>について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 （略） 3 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）には、必要な医薬品<u>その他の医療品</u>を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 4 ・ 5 （略） 第 1 7 条 （略） （食事の提供の特例） 第 1 8 条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。この条において同じ。）は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当

改 正 前	改 正 後
該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 第19条・第20条 (略) <u>(台帳等の整備)</u> 第21条 家庭的保育事業所等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする<u>台帳等</u>を整備しておかなければならない。 (秘密保持等) 第22条 (略)	該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。この項において同じ。）に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 2 (略) 第19条・第20条 (略) <u>(家庭的保育事業所等に備える帳簿)</u> 第21条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする<u>帳簿</u>を整備しておかなければならない。 (秘密保持等) 第22条 (略)

改 正 前	改 正 後
2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その<u>職務</u>上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 第23条～第29条 (略) (設備の基準) 第30条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 ア～キ (略) ク 小規模保育事業所A型のカーテン、<u>床敷物</u>、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。 第31条～第51条 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置)	2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その<u>業務</u>上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 第23条～第29条 (略) (設備の基準) 第30条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。 ア～キ (略) ク 小規模保育事業所A型のカーテン、<u>敷物</u>、建具等で可燃性のものについて防火処理（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第1項の防火性能を与えるための処理をいう。）が施されていること。 第31条～第51条 (略) 附 則 1～3 (略) (連携施設に関する経過措置)

改 正 前	改 正 後
4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 （略）	4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15</u>年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 （略）

議案第 10 号

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準を引き上げるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和 3 5 年池田市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「2 9 5， 0 0 0 円」を「3 0 5， 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 5， 0 0 0 円」を「5 6 0， 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 1 7 条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 低所得者に対する保険料の軽減措置における所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を、5割軽減の世帯にあっては295,000円から305,000円に、2割軽減の世帯にあっては545,000円から560,000円に引き上げるものであること。

(第17条の2関係)

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第10号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第17条（略） （低所得者の保険料の減額） 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲	第1条～第17条（略） （低所得者の保険料の減額） 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) （略） (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲

改 正 前	改 正 後
げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～5 (略) 第17条の3～第31条 (略)	げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～5 (略) 第17条の3～第31条 (略)

議案第 11 号

五月山霊園使用条例の一部改正について

五月山霊園使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

五月山霊園において、多数の焼骨を合同して埋蔵するための施設として合葬式墓地を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものである。

五月山霊園使用条例の一部を改正する条例（案）

五月山霊園使用条例（昭和43年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 霊園の管理及び使用

第1節 指定管理者による管理（第4条―第7条）

第2節 区画墓地の使用（第8条―第21条）

第3節 合葬式墓地の使用（第22条―第29条）

第3章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

第3条を次のように改める。

（施設）

第3条 霊園の施設は、次のとおりとする。

- (1) 区画墓地 焼骨（これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵する墳墓を設けるために区画された墓地をいう。
 - (2) 合葬式墓地 多数の焼骨を合同して埋蔵するための墓地をいう。
 - (3) 管理施設 霊園の管理上必要な施設をいう。
- 2 区画墓地は、別表第1の区分の欄に掲げる面積により区画する。ただし、市長が霊園の管理上必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 合葬式墓地は、合葬室（多数の焼骨を合同して埋蔵するための墳墓をい

う。以下同じ。）、記名板（合葬室に埋蔵した者の氏名等を刻字して表示する板をいう。以下同じ。）及び祭壇をもって構成する。

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

第2章 霊園の管理及び使用

第1節 指定管理者による管理

第4条を削る。

第5条第2項第1号中「区画墓地を使用する権利（以下「使用権」という。）」を「使用権」に改め、同項第2号中「管理施設」を「霊園の施設（使用中の区画墓地を除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 合葬式墓地の使用の許可及び合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関すること。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項第3号中「第5条第2項各号の」を「第4条第2項各号に掲げる」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 区画墓地の使用

第9条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条中「以下」の次に「この節において」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可（以下この節において「使用許可」という。）

を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用許可の基準）

第9条 指定管理者は、使用希望者が指定管理者が指定する日において次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、使用許可を与えることができる。

(1) 世帯主であること。

(2) 引き続き1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に

基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。

- (3) 自己及びその同一世帯人（住民基本台帳法の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 他の区画墓地について使用許可の申請中である者（次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。）又は使用許可（第15条第1項の承認を含む。第11条第3項、第17条第1項第2号及び第19条を除き、以下この節において同じ。）を受けている者（以下これらを「区画墓地使用者等」という。）

イ 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）第9条の許可の申請中である者（同条例第11条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。）又は同条例第9条の許可（同条例第17条第3項の規定による承認を含む。）を受けている者（以下これらを「桃園墓地使用者等」という。）

第10条を削る。

第11条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、1の区画墓地に係る募集に対し参加した者の数が2以上であったときは、抽選により使用希望者を選定する。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（永代使用料及び管理料）

第11条 区画墓地を使用する者は、別表第1に定める永代使用料及び管理料を納入しなければならない。

- 2 前項の規定による永代使用料の納入は、使用許可証の交付の際に行わなければならない。

- 3 第1項の規定による管理料の納入は、5年又は20年のうちから当該区画墓地を使用する者が選択した期間ごとに前納によらなければならない。この

場合において、第1回目の納入は、使用許可証の交付の際に行うものとし、第2回目以降の納入の期限は、それぞれ使用許可を受けた日（以下この項において「許可日」という。）から5年後又は20年後ごとに到来する年における許可日に相当する日（相当する日がない場合は、当該年における許可日の属する月に相当する月の末日。第17条第1項第3号において「基準日」という。）から起算して2月が経過する日までとする。

第12条及び第13条を削る。

第14条の見出しを「（使用制限）」に改め、同条第1項中「前条第1項の区画墓地を使用する者及び第17条第3項の規定による使用权の承継の承認」を「使用許可」に改め、「以下」の次に「この節において」を加え、「対し、その」を「対し、霊園の施設の」に改め、同条第3項中「焼骨」の次に「及び遺品」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 区画墓地に設置する墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備（以下「墓石等」という。）は、規則で定める基準に適合しなければならない。
- 5 区画墓地の使用权は、譲渡し、転売し、又は転貸することができない。

第14条を第12条とする。

第15条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条を第13条とする。

第16条の見出し中「設置」の次に「、焼骨の埋蔵」を加え、同条中「使用の許可（次条第3項の規定による使用权の承継の承認を含む。第19条第1項第2号及び第21条を除き、以下同じ。）」を「使用許可」に、「、墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備（以下「墓石等」という。）を設置しようとするとき又は」を「墓石等を設置し、又は設置した墓石等の」に、「行おう」を「しよう」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 使用者は、使用許可を受けた区画墓地に親族の焼骨を埋蔵しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に届け出なければならない。

第16条を第14条とする。

第17条第1項中「使用権は、」を「区画墓地の使用権は、規則で定める者のうち」に、「祭祀」を「祭祀^し」に、「者がこれを承継する場合」を「もの」に、「移転する」を「指定管理者の承認を得てこれを承継する」に改め、同条第2項中「を承継する者（当該承継する権利を有する者が複数あるときは、その代表者）は、当該事由により使用権を承継しようとするとき」を「の承継の承認を受けようとする者」に改め、同条第3項中「ときは」の次に「、第1項に定める要件に該当するほか」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定管理者は、前項の規定により使用権の承継を承認したときは、当該使用権の承継を受けた者に対し、使用許可証を交付する。

第17条を第15条とする。

第18条の見出し中「区画墓地の」を削り、同条中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「使用者が」を「指定管理者は、使用者が」に、「指定管理者は、区画墓地の使用の許可」を「使用許可」に改め、同項第1号及び第2号中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

第19条第1項第5号中「指示」を「規則等の規定」に改め、同項第7号中「である」を「が法人の場合にあっては、」に改め、同条第2項中「使用者が使用の許可」を「使用許可」に、「とき」を「者」に改め、同条第3項中「使用の許可」を「使用許可」に、「使用者」を「者」に改め、同条を第17条とする。

第20条第1項中「使用権を」を「使用者が死亡その他の理由により欠けた場合において、当該使用者に係る区画墓地の使用権を」に改め、同条第2項中「使用権が」を「前項の規定により使用権が」に改め、「当該使用権」の次に「の消滅」を加え、同条を第18条とする。

第 2 1 条ただし書中「使用の許可」を「使用許可」に、「以後 3 年以内に指定管理者に届出を行うことにより」を「から起算して 3 年が経過する日までに第 1 6 条の規定により区画墓地の」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 2 2 条第 2 項中「市長は」を「前項の場合において」に、「について」を「については、市が」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 2 5 条を第 3 1 条とする。

第 2 4 条ただし書中「使用者」を「霊園を使用する者」に改め、同条第 5 号中「（使用者の利便性を図るための行為であると市長が認める行為であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ているものを除く。）」を削り、同条を第 3 0 条とする。

第 2 3 条中「及び」を「又は」に改め、同条を第 2 1 条とし、同条の次に次の 1 節及び章名を加える。

第 3 節 合葬式墓地の使用

（使用資格）

第 2 2 条 合葬式墓地を使用することができる者は、現に所持する次に掲げる親族の焼骨を埋蔵し、又は死後に自己の焼骨を埋蔵しようとする者（区画墓地使用者等又は桃園墓地使用者等でない者に限る。）とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 4 親等内の血族

(3) 養親又は養子

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律第 5 条の規定による改葬の許可を受ける関係にある者

2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地のうち合葬室のみを使用した場合には、その使用に係る焼骨の埋蔵を行った後であっても、その埋蔵された者の祭祀を主宰する者に限り、当該埋蔵された者の氏名等を刻字するために当該

合葬式墓地の記名板を使用することができる。

(使用許可)

第 2 3 条 合葬式墓地を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下この節及び別表第 2 において「使用許可」という。）は、合葬式墓地に埋蔵する焼骨及び当該焼骨を埋蔵する者を指定して行うものとする。この場合において、当該埋蔵する焼骨の指定を変更することはできない。

3 1 の使用許可につき、1 体の焼骨を埋蔵することができる。

4 指定管理者は、使用許可を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。

(合葬室使用料及び記名板使用料)

第 2 4 条 合葬式墓地を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第 2 に定める合葬室使用料を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地の記名板を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第 2 に定める記名板使用料を納入しなければならない。

(使用制限)

第 2 5 条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨その他市長が必要と認めるものの以外のものを埋蔵することができない。

2 合葬式墓地に埋蔵した焼骨その他合葬式墓地の埋蔵物は、いかなる理由があっても返還しない。

3 合葬式墓地の使用権は、譲渡し、転売し、若しくは転貸し、又は承継することができない。

(焼骨の埋蔵)

第 2 6 条 使用許可を受けた者（以下この節及び別表第 2 において「使用者」という。）（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可

の場合は、第 23 条第 2 項の規定により指定された者（以下「指定埋蔵実施者」という。））は、当該使用許可に係る焼骨を埋蔵するときは、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的として使用許可を受けた者は、その死後において、指定埋蔵実施者により自己の焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておかなければならない。

（使用の取りやめ）

第 27 条 使用者は、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する前において、使用許可を受けた合葬式墓地の使用が不要になったときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（使用許可の取消し）

第 28 条 指定管理者は、使用者（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可の場合は、指定埋蔵実施者を含む。）が合葬式墓地に焼骨を埋蔵する前において次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可に係る焼骨以外のものを合葬式墓地に埋蔵しようとしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

（合葬室使用料及び記名板使用料の不還付）

第 29 条 既納の合葬室使用料及び記名板使用料は、還付しない。

第 3 章 雑則

別表中「第 4 条、第 12 条関係」を「第 3 条、第 11 条関係」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 （第 24 条関係）

区分	合葬室使用料	記名板使用料

市民	(円) 55,000	(円) 55,000
市民以外	82,500	82,500

備考 上表において「市民」とは、使用許可の申請をした日において住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている使用者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(池田市立桃園墓地使用条例の一部改正)

- 2 池田市立桃園墓地使用条例（昭和14年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「において」の次に「、世帯主であり、かつ、」を加え、「本市に住民登録をしているもの（」を削り、「基づき」の次に「本市の住民基本台帳に」を加え、「をいう。）」を削り、同条第1号中「住民基本台帳法上」を「住民基本台帳法」に改め、「この条例に基づく」を削り、「現に」を「許可の」に改め、「申請中」の次に「（次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）」を加え、「使用の」を削り、「次条第2項」を「第17条第3項」に、「決定」を「承認」に改め、同条第2号中「に基づく」を「の規定に基づく」に改め、「現に使用の」を削り、「申請中」の次に「（同条例第10条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）」を加え、「又は使用の」を「又は」に、「第11条第2項の規定による決定」を「第15条第1項の承認」に改める。

五月山霊園使用条例の一部改正について

- 1 五月山霊園の施設として合葬式墓地を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであること。

(第 3 条関係)

- 2 指定管理者の業務について、合葬式墓地に関する業務を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであること。

(第 4 条関係)

- 3 区画墓地に係る規定について、合葬式墓地の設置に伴う整備その他所要の整備を行うものであること。

(第 8 条から第 21 条まで及び別表第 1 関係)

- 4 合葬式墓地の使用資格について定めるものであること。

(第 22 条関係)

- 5 合葬式墓地の使用許可について定めるものであること。

(第 23 条関係)

- 6 合葬式墓地の使用料の納入について定めるものであること。

(第 24 条関係)

- 7 合葬式墓地の使用における制限について定めるものであること。

(第 25 条関係)

- 8 合葬式墓地における焼骨の埋蔵に係る手続等について定めるものであること。

(第 26 条関係)

- 9 合葬式墓地の使用の取りやめについて定めるものであること。

(第 27 条関係)

- 1 0 合葬式墓地の使用許可の取消しについて定めるものであること。
(第 2 8 条関係)
- 1 1 合葬式墓地の使用料の不還付について定めるものであること。
(第 2 9 条関係)
- 1 2 五月山霊園における禁止行為に係る規定について、合葬式墓地の設置に伴う整備その他所要の整備を行うものであること。
(第 3 0 条関係)
- 1 3 合葬式墓地の使用料の額を定めるものであること。
(別表第 2 関係)
- 1 4 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整理するものであること。
(改正条例附則関係)

議案第11号 参 考

五月山霊園使用条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 五月山霊園使用条例 第1条・第2条 （略） <u>（施設）</u> <u>第3条 霊園の施設は、区画墓地（1の墳墓ごとに区画された焼骨を埋蔵する施設をいう。第10条第2号を除き、以下同じ。）及び霊園の管理上必要な施設（以下「管理施設」という。）とする。</u>	1 五月山霊園使用条例 <u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2章 霊園の管理及び使用</u> <u>第1節 指定管理者による管理（第4条―第7条）</u> <u>第2節 区画墓地の使用（第8条―第21条）</u> <u>第3節 合葬式墓地の使用（第22条―第29条）</u> <u>第3章 雑則（第30条・第31条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> 第1条・第2条 （略） <u>（施設）</u> <u>第3条 霊園の施設は、次のとおりとする。</u> <u>（1）区画墓地 焼骨（これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵する墳墓を設けるために区画された墓地をいう。</u> <u>（2）合葬式墓地 多数の焼骨を合同して埋蔵するための墓地をいう。</u> <u>（3）管理施設 霊園の管理上必要な施設をいう。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(区画墓地の面積及び制限)</u> <u>第4条 使用することができる区画墓地の面積は、別表区分の欄に掲げる面積とし、その使用は、使用する者1人につき1区画とする。ただし、市長が区画墓地の施設の管理上必要と認めたときは、この限りでない。</u> (指定管理者による管理) <u>第5条 (略)</u> 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 区画墓地の使用の許可及び<u>区画墓地を使用する権利</u>（以下「<u>使用権</u>」という。）の承継に関すること。 (2) <u>管理施設の維持管理</u>に関すること。 <u>第6条・第7条 (略)</u>	<u>2 区画墓地は、別表第1の区分の欄に掲げる面積により区画する。ただし、市長が霊園の管理上必要と認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 合葬式墓地は、合葬室（多数の焼骨を合同して埋蔵するための墳墓をいう。以下同じ。）</u>、<u>記名板（合葬室に埋蔵した者の氏名等を刻字して表示する板をいう。以下同じ。）</u>及び祭壇をもって構成する。 <u>第2章 霊園の管理及び使用</u> <u>第1節 指定管理者による管理</u> (指定管理者による管理) <u>第4条 (略)</u> 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 区画墓地の使用の許可及び<u>使用権</u>の承継に関すること。 (2) <u>合葬式墓地の使用の許可及び合葬式墓地への焼骨の埋蔵に関すること。</u> (3) <u>霊園の施設（使用中の区画墓地を除く。）の維持管理に関すること。</u> <u>第5条・第6条 (略)</u>

改 正 前	改 正 後
(指定の取消し等) <u>第8条</u> 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第5条第2項各号の業務を適正に行うことができなくなったとき。</u> (4) (略) 2 (略) <u>(区画墓地の使用の許可)</u> <u>第9条</u> 区画墓地を使用しようとする者（以下「使用希望者」という。）は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	(指定の取消し等) <u>第7条</u> 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>第4条第2項各号に掲げる業務を適正に行うことができなくなったとき。</u> (4) (略) 2 (略) <u>第2節 区画墓地の使用</u> <u>(使用許可)</u> <u>第8条</u> 区画墓地を使用しようとする者（以下<u>この節において</u>「使用希望者」という。）は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。 <u>2 指定管理者は、前項の許可（以下この節において「使用許可」という。）を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。</u> <u>(使用許可の基準)</u> <u>第9条</u> 指定管理者は、使用希望者が指定管理者が指定する日において次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、使用許可を与えることができる。

改 正 前	改 正 後
(区画墓地の使用資格) 第10条 次条の規定により区画墓地を使用することができる者(第17条第3項の規定による使用権の承継の承認を受け、区画墓地を使用することができる者を除く。)は、使用希望者のうち、区画墓地の使用の許可に係る申請	<u>(1) 世帯主であること。</u> <u>(2) 引き続き1年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。</u> <u>(3) 自己及びその同一世帯人(住民基本台帳法の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者をいう。)が次のいずれにも該当しないこと。</u> <u>ア 他の区画墓地について使用許可の申請中である者(次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。)又は使用許可(第15条第1項の承認を含む。第11条第3項、第17条第1項第2号及び第19条を除き、以下この節において同じ。)を受けている者(以下これらを「区画墓地使用者等」という。)</u> <u>イ 池田市立桃園墓地使用条例(昭和14年池田市条例第3号)第9条の許可の申請中である者(同条例第11条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態にある者を含む。)又は同条例第9条の許可(同条例第17条第3項の規定による承認を含む。)を受けている者(以下これらを「桃園墓地使用者等」という。)</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(以下「申請」という。)をしようとする日において引き続き1年以上本市に住民登録をしているもの(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき記録されている者をいう。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>(1) 申請をしようとする日において、使用希望者及び当該使用希望者と住民基本台帳法上の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者(以下「使用希望者等」という。)が、この条例に基づく区画墓地の使用に関し、現に申請中でなく、又は使用の許可(次条第2項の規定による決定を含む。)を受けていないこと。</u> <u>(2) 申請をしようとする日において、使用希望者等が、池田市立桃園墓地使用条例(昭和14年池田市条例第3号)に基づく池田市立桃園墓地の区画墓地の使用に関し、現に使用の許可の申請中でなく、又は使用の許可(同条例第11条第2項の規定による決定を含む。)を受けていないこと。</u> <u>(区画墓地の使用希望者の募集)</u> <u>第11条 (略)</u> <u>2 指定管理者は、前項の規定による募集を行った場合において、1の区画墓地に対し、申請をした使用希望者の数が2以上であったときは、抽選により当該区画墓地を使用させる者を決定する。</u>	<u>(使用希望者の募集)</u> <u>第10条 (略)</u> <u>2 前項の場合において、1の区画墓地に係る募集に対し参加した者の数が2以上であったときは、抽選により使用希望者を選定する。</u> <u>(永代使用料及び管理料)</u>

改 正 前	改 正 後
(永代使用料及び管理料) <u>第12条 区画墓地の使用に係る永代使用料及び管理料は、別表に定めるとおりとする。</u> <u>2 前項の永代使用料は、前条第2項の規定による決定を受けた日以後速やかにこれを一括して納入しなければならない。</u> <u>3 第1項の管理料のうち第1回目の納入については、前条第2項の規定による決定を受けた日以後速やかに、第2回目以降の納入については、基準日</u>	<u>第11条 区画墓地を使用する者は、別表第1に定める永代使用料及び管理料を納入しなければならない。</u> <u>2 前項の規定による永代使用料の納入は、使用許可証の交付の際に行わなければならない。</u> <u>3 第1項の規定による管理料の納入は、5年又は20年のうちから当該区画墓地を使用する者が選択した期間ごとに前納によらなければならない。この場合において、第1回目の納入は、使用許可証の交付の際に行うものとし、第2回目以降の納入の期限は、それぞれ使用許可を受けた日（以下この項において「許可日」という。）から5年後又は20年後ごとに到来する年における許可日に相当する日（相当する日がない場合は、当該年における許可日の属する月に相当する月の末日。第17条第1項第3号において「基準日」という。）から起算して2月が経過する日までとする。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>（区画墓地の使用の許可を受けた日から5年前納の場合は5年後ごと、20年前納の場合は20年後ごとに到来する応当日をいう。以下同じ。）から起算して5年前納の場合については5年間の分、20年前納の場合については20年間の分を、各基準日から起算して2月後までに一括して納入しなければならない。</u> <u>4 前項の規定は、現に区画墓地を使用している者から当該区画墓地の使用権の承継があった場合における管理料の納入について準用する。この場合において、当該承継があった日前に、当該承継前に区画墓地を使用していた者が承継のあった日が属する期間における管理料を既に納入しているときは、前項の規定中「のうち第1回目の納入については、前条第2項の規定による決定を受けた日以後速やかに、第2回目以降の納入については、基準日（」とあるのは「は、当該承継があった日以後に到来する直近の基準日（」と、「から起算して5年前納の場合については5年間の分、20年前納の場合については20年間」とあるのは「以降各基準日から起算して5年前納の場合については5年間の分、20年前納の場合については20年間」と読み替えるものとする。</u> <u>（使用許可証の交付等）</u> <u>第13条 指定管理者は、前条の規定により永代使用料及び第1回目の管理料を納入した区画墓地を使用する者に対して、使用許可証を交付する。</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>2 区画墓地を承継により使用するとき又は前項の使用許可証を紛失し、若しくは汚損したときは、指定管理者から使用許可証の再交付を受けなければならない。</u> <u>(区画墓地の使用制限等)</u> <u>第14条</u> 指定管理者は、<u>前条第1項の区画墓地を使用する者及び第17条第3項の規定による使用权の承継の承認を受けた者</u>（以下「使用者」という。）に<u>対し、その維持管理上必要があると認めたときは、その使用に関し制限し、又は条件を付し、若しくは必要な措置を命ずることができる。</u> 2 (略) 3 区画墓地には、使用者の親族の焼骨以外のものを埋蔵することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 <u>(区画墓地の管理)</u> <u>第15条</u> (略) (墓石等の設置等の届出) <u>第16条</u> 使用者は、<u>使用の許可</u>（次条第3項の規定による使用权の承継の承	<u>(使用制限)</u> <u>第12条</u> 指定管理者は、<u>使用許可</u>を受けた者（以下この節において「使用者」という。）に<u>対し、霊園の施設の維持管理上必要があると認めたときは、その使用に関し制限し、又は条件を付し、若しくは必要な措置を命ずることができる。</u> 2 (略) 3 区画墓地には、使用者の親族の焼骨<u>及び遺品</u>以外のものを埋蔵することはできない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 <u>4 区画墓地に設置する墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備（以下「墓石等」という。）は、規則で定める基準に適合しなければならない。</u> <u>5 区画墓地の使用权は、譲渡し、転売し、又は転貸することができない。</u> (管理) <u>第13条</u> (略) (墓石等の設置、焼骨の埋蔵等の届出) <u>第14条</u> 使用者は、<u>使用許可</u>を受けた区画墓地に<u>墓石等</u>を設置し、又は設置

改 正 前	改 正 後
<u>認を含む。第19条第1項第2号及び第21条を除き、以下同じ。)</u>を受けた区画墓地に、<u>墓石、まき石、碑石、形像その他の墓地設備</u>（以下「墓石等」という。）を設置しようとするとき又は改修等を行おうとするときは、あらかじめ、指定管理者に届け出なければならない。 （使用権の承継） <u>第17条 使用権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合に限り、移転することができる。</u> 2 前項の規定により使用権を承継する者（当該承継する権利を有する者が複数あるときは、その代表者）は、当該事由により使用権を承継しようとするときは、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反しない限り、当該届出に係る使用権の承継を承認するものとする。 （区画墓地の返還）	<u>した墓石等の改修等をしようとするときは、あらかじめ、指定管理者に届け出なければならない。</u> <u>2 使用者は、使用許可を受けた区画墓地に親族の焼骨を埋蔵しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に届け出なければならない。</u> （使用権の承継） <u>第15条 区画墓地の使用権は、規則で定める者のうち慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべきものに限り、指定管理者の承認を得てこれを承継することができる。</u> 2 前項の規定により使用権の承継の承認を受けようとする者は、遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。 3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、<u>第1項に定める要件に該当するほか</u>、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反しない限り、当該届出に係る使用権の承継を承認するものとする。 <u>4 指定管理者は、前項の規定により使用権の承継を承認したときは、当該使用権の承継を受けた者に対し、使用許可証を交付する。</u> （返還）

改 正 前	改 正 後
第18条 使用者は、<u>使用の許可</u>を受けた区画墓地の使用が不要になったときは、直ちに指定管理者に届け出て、当該区画墓地を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、現状のままこれを返還することができる。 (使用許可の取消し等) 第19条 <u>使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、区画墓地の使用の許可を取り消すことができる。</u> (1) <u>使用の許可</u>を受けた目的以外に使用したとき。 (2) <u>使用の許可</u>を受けた日から使用をなさず3年を経過したとき。 (3) <u>使用権を譲渡し、転売し、又は転貸したとき。</u> (4) (略) (5) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく<u>指示</u>に違反したとき。 (6) (略) (7) 使用者<u>である</u>法人が解散したとき。 2 前項の規定により<u>使用者が使用の許可を取り消された</u>ときは、直ちに当該区画墓地を原状に回復し、市長に返還しなければならない。 3 第1項の規定により<u>使用の許可</u>を取り消された<u>使用者</u>が前項の規定による	第16条 使用者は、<u>使用許可</u>を受けた区画墓地の使用が不要になったときは、直ちに指定管理者に届け出て、当該区画墓地を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、現状のままこれを返還することができる。 (使用許可の取消し等) 第17条 <u>指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。</u> (1) <u>使用許可</u>を受けた目的以外に使用したとき。 (2) <u>使用許可</u>を受けた日から使用をなさず3年を経過したとき。 (3) (略) (4) <u>偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。</u> (5) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく<u>規則等の規定</u>に違反したとき。 (6) (略) (7) 使用者<u>が法人の場合にあつては、</u>法人が解散したとき。 2 前項の規定により<u>使用許可</u>を取り消された<u>者</u>は、直ちに当該区画墓地を原状に回復し、市長に返還しなければならない。 3 第1項の規定により<u>使用許可</u>を取り消された<u>者</u>が前項の規定による原状回

改 正 前	改 正 後
原状回復の義務を履行しないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該<u>使用者</u>から徴収することができる。 (使用権の消滅) <u>第20条</u> <u>使用権を承継する者がいないときは、当該使用権は、消滅する。</u> 2 <u>使用権が消滅した場合において、指定管理者は、当該使用権に係る区画墓地を改葬し、墓石等に移転し、当該区画墓地を原状に回復することができる。</u> (永代使用料及び管理料の不還付) <u>第21条</u> 既納の永代使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が、墓石等を設置することなく、<u>使用の許可を受けた日以後3年以内に指定管理者に届出を行うことにより使用権を返還したときは、既納の永代使用料の額の3分の1に相当する額を還付する。</u> (公益上の改葬等) <u>第22条</u> (略) 2 <u>市長は、改葬等に要する費用及び改葬等により生じた損失について補償するものとする。</u> (永代使用料及び管理料の減免)	復の義務を履行しないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を当該<u>者</u>から徴収することができる。 (使用権の消滅) <u>第18条</u> <u>使用者が死亡その他の理由により欠けた場合において、当該使用者に係る区画墓地の使用権を承継する者がいないときは、当該使用権は、消滅する。</u> 2 <u>前項の規定により使用権が消滅した場合において、指定管理者は、当該使用権の消滅に係る区画墓地を改葬し、墓石等に移転し、当該区画墓地を原状に回復することができる。</u> (永代使用料及び管理料の不還付) <u>第19条</u> 既納の永代使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が、墓石等を設置することなく、<u>使用許可を受けた日から起算して3年が経過する日までに第16条の規定により区画墓地の使用権を返還したときは、既納の永代使用料の額の3分の1に相当する額を還付する。</u> (公益上の改葬等) <u>第20条</u> (略) 2 <u>前項の場合において、改葬等に要する費用及び改葬等により生じた損失については、市が補償するものとする。</u> (永代使用料及び管理料の減免)

改 正 前	改 正 後
<u>第23条</u> 市長は、災害その他特別の事由により必要があると認めるときは、区画墓地の永代使用料<u>及び</u>管理料を減額し、又は免除することができる。 2 市長は、前項の規定により永代使用料<u>及び</u>管理料を減額し、又は免除した後、その事由が消滅したときは、所定の永代使用料<u>及び</u>管理料を徴収する。	<u>第21条</u> 市長は、災害その他特別の事由により必要があると認めるときは、区画墓地の永代使用料<u>又は</u>管理料を減額し、又は免除することができる。 2 市長は、前項の規定により永代使用料<u>又は</u>管理料を減額し、又は免除した後、その事由が消滅したときは、所定の永代使用料<u>又は</u>管理料を徴収する。 <u>第3節 合葬式墓地の使用</u> <u>(使用資格)</u> <u>第22条 合葬式墓地を使用することができる者は、現に所持する次に掲げる親族の焼骨を埋蔵し、又は死後に自己の焼骨を埋蔵しようとする者（区画墓地使用者等又は桃園墓地使用者等でない者に限る。）とする。</u> <u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 4親等内の血族</u> <u>(3) 養親又は養子</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定による改葬の許可を受ける関係にある者</u> <u>2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地のうち合葬室のみを使用した場合には、その使用に係る焼骨の埋蔵を行った後であっても、その埋蔵された者の祭祀を主宰する者に限り、当該埋蔵された者の氏名等を刻字するために当該合葬式墓地の記名板を使用することができる。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(使用許可)</u> <u>第 2 3 条 合葬式墓地を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。</u> <u>2 前項の許可（以下この節及び別表第 2 において「使用許可」という。）</u> <u>は、合葬式墓地に埋蔵する焼骨及び当該焼骨を埋蔵する者を指定して行うものとする。この場合において、当該埋蔵する焼骨の指定を変更することはできない。</u> <u>3 1 の使用許可につき、1 体の焼骨を埋蔵することができる。</u> <u>4 指定管理者は、使用許可を決定したときは、その申請をした者に対し、使用許可証を交付する。</u> <u>(合葬室使用料及び記名板使用料)</u> <u>第 2 4 条 合葬式墓地を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第 2 に定める合葬室使用料を納入しなければならない。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、合葬式墓地の記名板を使用する者は、使用許可証の交付の際、別表第 2 に定める記名板使用料を納入しなければならない。</u> <u>(使用制限)</u> <u>第 2 5 条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨その他市長が必要と認めるものの以外のものを埋蔵することができない。</u> <u>2 合葬式墓地に埋蔵した焼骨その他合葬式墓地の埋蔵物は、いかなる理由が</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>あっても返還しない。</u> <u>3 合葬式墓地の使用権は、譲渡し、転売し、若しくは転貸し、又は承継することができない。</u> <u>(焼骨の埋蔵)</u> <u>第26条 使用許可を受けた者（以下この節及び別表第2において「使用者」という。）（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可の場合は、第23条第2項の規定により指定された者（以下「指定埋蔵実施者」という。））は、当該使用許可に係る焼骨を埋蔵するときは、あらかじめ、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</u> <u>2 死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的として使用許可を受けた者は、その死後において、指定埋蔵実施者により自己の焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておかななければならない。</u> <u>(使用の取りやめ)</u> <u>第27条 使用者は、合葬式墓地に焼骨を埋蔵する前において、使用許可を受けた合葬式墓地の使用が不要になったときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。</u> <u>(使用許可の取消し)</u> <u>第28条 指定管理者は、使用者（死後に自己の焼骨を埋蔵することを目的としてされた使用許可の場合は、指定埋蔵実施者を含む。）が合葬式墓地に焼</u>

改 正 前	改 正 後
(禁止行為) <u>第24条</u> 霊園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>使用者の利便性を図るための行為であると市長が認める行為であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ているものについては、この限りでない。</u> (1)～(4) (略) (5) 物品等の販売及び勧誘その他これらに類する行為<u>(使用者の利便性を図るための行為であると市長が認める行為であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ているものを除く。)</u> (6)～(10) (略)	<u>骨を埋蔵する前において次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。</u> (1) <u>使用許可に係る焼骨以外のものを合葬式墓地に埋蔵しようとしたとき。</u> (2) <u>偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。</u> (3) <u>法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。</u> <u>(合葬室使用料及び記名板使用料の不還付)</u> <u>第29条 既納の合葬室使用料及び記名板使用料は、還付しない。</u> <u>第3章 雑則</u> (禁止行為) <u>第30条</u> 霊園内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、<u>霊園を使用する者の利便性を図るための行為であると市長が認める行為であって、指定管理者があらかじめ市長の承認を得ているものについては、この限りでない。</u> (1)～(4) (略) (5) 物品等の販売及び勧誘その他これらに類する行為 (6)～(10) (略)

改 正 前	改 正 後									
<u>第25条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)									
<u>別表</u> (第4条、第12条関係)	<u>別表第1</u> (第3条、第11条関係)									
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)							
(略)										
(略)										
	<u>別表第2</u> (第24条関係)									
	<table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>合葬室使用料</u></th><th><u>記名板使用料</u></th></tr><tr><td><u>市民</u></td><td><u>(円)</u> 55,000</td><td><u>(円)</u> 55,000</td></tr><tr><td><u>市民以外</u></td><td><u>82,500</u></td><td><u>82,500</u></td></tr></table>	<u>区分</u>	<u>合葬室使用料</u>	<u>記名板使用料</u>	<u>市民</u>	<u>(円)</u> 55,000	<u>(円)</u> 55,000	<u>市民以外</u>	<u>82,500</u>	<u>82,500</u>
<u>区分</u>	<u>合葬室使用料</u>	<u>記名板使用料</u>								
<u>市民</u>	<u>(円)</u> 55,000	<u>(円)</u> 55,000								
<u>市民以外</u>	<u>82,500</u>	<u>82,500</u>								
	<u>備考</u> 上表において「市民」とは、使用許可の申請をした日において住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている使用者をいう。									
2 池田市立桃園墓地使用条例	2 池田市立桃園墓地使用条例									
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)									
(区画墓地の使用資格)	(区画墓地の使用資格)									
第10条 次条の規定により区画墓地を使用することができる者(第17条第3項の規定による使用権の承継の承認を受け、区画墓地を使用することができる者を除く。)は、使用希望者のうち、区画墓地の使用の許可に係る申請(以下「申請」という。)をしようとする日において引き続き1年以上本市に住民登録をしているもの(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の	第10条 次条の規定により区画墓地を使用することができる者(第17条第3項の規定による使用権の承継の承認を受け、区画墓地を使用することができる者を除く。)は、使用希望者のうち、区画墓地の使用の許可に係る申請(以下「申請」という。)をしようとする日において、 <u>世帯主であり、かつ、</u> 引き続き1年以上住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に									

改 正 前	改 正 後
規定に基づき記録されている者<u>をいう。</u>）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 申請をしようとする日において、使用希望者及び当該使用希望者と<u>住民基本台帳法上の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者</u>（以下「使用希望者等」という。）が、<u>この条例に基づく区画墓地の使用に関し、現に申請中でなく、又は使用の許可（次条第2項の規定による決定を含む。）</u>を受けていないこと。 (2) 申請をしようとする日において、使用希望者等が、五月山霊園使用条例（昭和43年池田市条例第18号）<u>に基づく五月山霊園の区画墓地の使用に関し、現に使用の許可の申請中でなく、又は使用の許可（同条例第11条第2項の規定による決定を含む。）</u>を受けていないこと。 第11条～第25条 （略）	基づき<u>本市の住民基本台帳に記録されている者</u>であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 申請をしようとする日において、使用希望者及び当該使用希望者と<u>住民基本台帳法の規定に基づく住民票上同一の世帯に属する者</u>（以下「使用希望者等」という。）が、<u>区画墓地の使用に関し、許可の申請中（次条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）</u>でなく、又は許可（<u>第17条第3項の規定による承認を含む。</u>）を受けていないこと。 (2) 申請をしようとする日において、使用希望者等が、五月山霊園使用条例（昭和43年池田市条例第18号）<u>の規定に基づく五月山霊園の区画墓地の使用に関し、許可の申請中（同条例第10条第1項の公募に参加し当該申請をすることができる状態を含む。）</u>でなく、又は許可（<u>同条例第15条第1項の承認を含む。</u>）を受けていないこと。 第11条～第25条 （略）

議案第 12 号

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、柔軟な職員の配置を可能とすべく、地域包括支援センターの職員及びその員数に係る基準を緩和するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例（案）

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「一の」を「1の」に改め、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「一の」を「1の」に改め、「（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表の右欄中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、池田市地域包括支援センター運営協議会（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、地域包括支援センターの常勤の職員の員数は、池田市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支

援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

1 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の担当区域ごとに常勤の職員として保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の 3 職種の職員を置くべきとする原則の基準について、次の整備を行うものであること。

(1) 池田市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を 1 の区域として当該 3 職種の職員を置くことによってその基準を満たすものとする。この場合において、1 のセンターに置くべき常勤の職員は、当該 3 職種のうち 2 職種の職員とすること。

(2) (1)の場合を含め、協議会が第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤の職員の員数は、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により算出することができるものとする。

（第 3 条関係）

2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第12号 参 考

池田市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） （職員に係る基準及び当該職員の員数） 第3条 <u>一</u>の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) （略）	第1条・第2条 （略） （職員に係る基準及び当該職員の員数） 第3条 <u>1</u>の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、池田市地域包括支援センター運営協議会（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の担当区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置く</u>

改 正 前		改 正 後	
2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>一の</u>地域包括支援センターを設置することが必要であると池田市地域包括支援センター運営協議会（池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成31年池田市条例第3号）第1条に規定する池田市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員配置基準に定めるとおりとする。		<u>べき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 前2項の場合において、地域包括支援センターの常勤の職員の員数は、<u>池田市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。 4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>1</u>の地域包括支援センターを設置することが必要であると池田市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人員配置基準に定めるとおりとする。	
担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準

改 正 前		改 正 後	
おおむね1, 000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1, 000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1, 000人以上 2, 000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1, 000人以上 2, 000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2, 000人以上 3, 000人未満	<u>前項第1号</u> に掲げる者（専らその職務に従事する常勤の職員に限る。）1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者（専らその職務に従事する常勤の職員に限る。）いずれか1人	おおむね2, 000人以上 3, 000人未満	<u>第1項第1号</u> に掲げる者（専らその職務に従事する常勤の職員に限る。）1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者（専らその職務に従事する常勤の職員に限る。）いずれか1人
第4条・第5条（略）		第4条・第5条（略）	

議案第 13 号

池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内
における建築物の制限に関する条例の一部改正について

池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内における建
築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正
に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市北部大阪都市計画国道 1 7 6 号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 2 4 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 9 号中「第 2 6 条」を「第 2 7 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 13 号 説 明

池田市北部大阪都市計画国道 176 号沿道地区地区計画の区域内
における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 引用条項の整理を行うものであること。

(第 4 条関係)

2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第13号 参 考

池田市北部大阪都市計画国道176号沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 （略） （建築物の容積率の最高限度） 第4条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分又は施設の床面積は算入しないものとする。 (1)～(8) （略） (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第26条</u>に定める部分 (10) （略）	第1条～第3条 （略） （建築物の容積率の最高限度） 第4条 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる部分又は施設の床面積は算入しないものとする。 (1)～(8) （略） (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第18号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第20号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）<u>第27条</u>に定める部分 (10) （略）

改正前	改正後
4 (略) 第5条～第17条 (略)	4 (略) 第5条～第17条 (略)

議案第 14 号

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条中「を申請」の次に「又は通知」を加え、「申請者」を「当該申請又は通知をする者」に改める。

別表の1の項中「第6条第1項」の次に「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「確認（以下」を「確認（付表1において」に、「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の申請」を「の申請」に改め、「第18条第2項」の次に「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「計画の通知（以下」を「通知（同表において」に、「という。）」（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を「という。）」に改め、同表の2の項中「法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の」を「建築主事が行う法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は法第18条第5項各号に掲げる」に、「確認の」を「法第6条第1項の規定による確認（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「確認」という。）の」に、「計画の通知」を「法第18条第2項の規定による通知（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「計画の通知」という。）」に、「付表1」を「1の項」に、「額に」を「額のほか、」に改め、「を加算した額」を削り、同表の3の項中「規定による完了検査」を「検査（58の項及び68の項並びに付表7の3の表において「完了検査」という。）」に、「工事を完了した旨の通知」を「通知（58の項及び68の項並びに同表において「工事を完了した旨の通知」という。）」に改め、

同表の４の項中「規定による中間検査」を「検査（以下「中間検査」という。）」に、「特定工程に係る工事を終えた旨の通知」を「通知（以下「特定工程に係る工事を終えた旨の通知」という。）」に改め、同表の５３の項中「第２項」を「同条第２項において準用する法第８６条の８第３項」に改め、同表中６５の項を削り、６４の項を６６の項とし、６１の項から６３の項までを２項ずつ繰り下げ、同表の６０の項中「建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同項を同表の６２の項とし、同表の５９の項中「及び」を「若しくは」に、「規定による完了検査」を「検査（付表８の２の表において「完了検査」という。）」に改め、「又は」の次に「法第８８条第１項若しくは第２項において準用する」を加え、「工事を完了した旨の通知」を「通知（同表において「工事を完了した旨の通知」という。）」に、「付表８に」を「付表８の２の表に」に改め、同項を同表の６１の項とし、同表の５８の項中「及び」を「若しくは」に、「確認」を「法第６条第１項の規定による確認（付表８の１の表において「確認」という。）」に、「計画の通知」を「法第８８条第１項若しくは第２項において準用する法第１８条第２項の規定による通知（同表において「計画の通知」という。）」に、「付表８に」を「付表８の１の表に」に改め、同項を同表の６０の項とし、同表の５７の項中「規定による完了検査（法第８７条の４の昇降機に係る部分が法第７条第１項の規定による完了検査の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての同項の規定による完了検査をいう）」を「検査（付表７の４の表において「完了検査」という）」に、「工事を完了した旨の通知（法第８７条の４の昇降機に係る部分が同項の規定による工事を完了した旨の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての同項の規定による工事を完了した旨の通知をいう）」を「通知（同表において「工事を完了した旨の通知」という。）（以下「法第８７条の４に基づく完了検査の申請等」という）」に、「付表７に」を「付表７の４の表に」に改め、同

項を同表の５９の項とし、同表の５６の項中「確認（同条の昇降機に係る部分が確認の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての確認をいう）」を「法第６条第１項の規定による確認（付表７の２の表において「確認」という）」に、「計画の通知（同条の昇降機に係る部分が計画の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての計画の通知をいう）」を「法第８７条の４において準用する法第１８条第２項の規定による通知（同表において「計画の通知」という。）」（以下「法第８７条の４に基づく確認の申請等」という）」に、「付表７に」を「付表７の２の表に」に改め、同項を同表の５７の項とし、同項の次に次のように加える。

５８	昇降機又は小荷物専用昇降機に係る部分を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	３の項に掲げる額のほか、付表７の３の表に掲げる額

別表の５５の項の次に次のように加える。

５６	昇降機（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３号。以下「令」という。）第１４６条第１項第１号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（令第１４６条第１項第２号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む確認の申請又は計画の通知	１の項に掲げる額のほか、付表７の１の表に掲げる額

別表の６６の項の次に次のように加える。

６７	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第１１条第１項に規定する要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第２条第１項第１号に該当するものに限る。付表１０において「要確認特定建築行為」という。）を含む確認の申請又は建築物省エネルギー法第１２条第２項に規定する要通知特定建築行為（同	１の項に掲げる額のほか、付表１０に掲げる額

	号に該当するものに限る。付表１０において「要通知特定建築行為」という。）を含む計画の通知	
６８	建築物省エネルギー法第１１条第１項に規定する要確認特定建築行為（付表１１において「要確認特定建築行為」という。）を含む完了検査の申請又は建築物省エネルギー法第１２条第２項に規定する要通知特定建築行為（付表１１において「要通知特定建築行為」という。）を含む工事を完了した旨の通知	３の項に掲げる額のほか、付表１１に掲げる額

別表の付表１の表中「３３，０００円」を「３８，０００円」に、「４４，０００円」を「５０，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「６０，０００円」を「７２，０００円」に、「８７，０００円」を「９７，０００円」に、「１１６，０００円」を「１３０，０００円」に、「２７５，０００円」を「３０７，０００円」に、「４７０，０００円」を「５２４，０００円」に、「７３０，０００円」を「８１４，０００円」に改め、同表備考第１項第２号中「。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計」を削り、同号ア及びイを削り、同項第３号中「。ただし、既存の建築物が、平成１２年６月１日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の合計に０．５を乗じて得た面積」を削り、同表備考第４項を削り、別表の付表２備考を次のように改める。

備考

- １ 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (１) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性審査に係る１の建築物ごとの床面積の合計
- (２) 構造計算適合性審査を要する確認を受けた建築物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建

築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、床面積の合計の算定方法については別に規則で定めるところによる。

- 2 この表に定める金額は、構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）の額とする。

別表の付表3の1の表中「法第7条の3第1項の規定による」及び「法第18条第28項の規定による」を削り、「22,000円」を「25,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「36,000円」に、「55,000円」を「60,000円」に、「76,000円」を「84,000円」に、「209,000円」を「229,000円」に、「308,000円」を「336,000円」に、「518,000円」を「566,000円」に改め、同表備考中「付表1備考第1項第1号から第3号まで」を「付表1備考第1項（第4号を除く。）」に、「について」を「についても」に改め、別表の付表3の2の表中「法第7条の3第1項の規定による」及び「法第18条第28項の規定による」を削り、「20,000円」を「22,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「33,000円」に、「52,000円」を「57,000円」に、「71,000円」を「78,000円」に、「199,000円」を「218,000円」に、「288,000円」を「315,000円」に、「478,000円」を「523,000円」に改め、同表備考中「付表1備考第1項第1号から第3号まで」を「付表1備考第1項（第4号を除く。）」に、「について」を「についても」に改め、別表の付表4中「中間検査の申請又は特定工程の工事

を終えた旨の通知手数料表」を「中間検査の申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知手数料表」に、「１８，０００円」を「２０，０００円」に、「２１，０００円」を「２３，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「２７，０００円」を「２９，０００円」に、「４６，０００円」を「５０，０００円」に、「６２，０００円」を「６８，０００円」に、「１６８，０００円」を「１８４，０００円」に、「２５５，０００円」を「２７９，０００円」に、「４３０，０００円」を「４７０，０００円」に改め、別表の付表５の表中「全体計画認定の申請手数料表」を「全体計画の認定の申請手数料表」に、「３３，０００円」を「３８，０００円」に、「４４，０００円」を「５０，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「６０，０００円」を「７２，０００円」に、「８７，０００円」を「９７，０００円」に、「１１６，０００円」を「１３０，０００円」に、「２７５，０００円」を「３０７，０００円」に、「４７０，０００円」を「５２４，０００円」に、「７３０，０００円」を「８１４，０００円」に改め、同表備考第１項第１号中「全体計画認定申請」を「申請」に、「一の」を「１の」に改め、同表備考第２項中「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め、別表の付表６の表中「３３，０００円」を「３８，０００円」に、「４４，０００円」を「５０，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「６０，０００円」を「７２，０００円」に、「８７，０００円」を「９７，０００円」に、「１１６，０００円」を「１３０，０００円」に、「２７５，０００円」を「３０７，０００円」に、「４７０，０００円」を「５２４，０００円」に、「７３０，０００円」を「８１４，０００円」に改め、同表備考第１項第１号中「当該全体計画の認定の」を「当該」に、「一の」を「１の」に改め、同項第２号中「の規定により準用する」を「において準用する法第８６条の８第３項の規定による」に改め、同表備考第２項中「２１，０００円」を「２３，０００円」に改め、別表

の付表 7 の 1 の表を次のように改める。

1 確認の申請又は計画の通知に係るもの

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認を受けた昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

別表の付表 7 の 2 の表中「完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知」を「法第 87 条の 4 に基づく完了検査の申請等」に改め、「（小荷物専用昇降機を除く。）」を削り、「18,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 2 の表備考の規定は、この表についても適用する。

別表の付表 7 中 2 の表を 4 の表とし、1 の表の次に次の 2 表を加える。

2 法第 87 条の 4 に基づく確認の申請等に係るもの

区分	金額
法第 87 条の 4 の政令で指定する建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下「建築設備」という。）を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円
確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済	15,000円

証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の建築設備又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

3 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの

区分	金額
昇降機である場合	20,000円
小荷物専用昇降機である場合	11,000円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

別表の付表8の1の表中「18,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に定める金額は、1の工作物ごとの額とする。

別表の付表8の2の表中「12,000円」を「14,000円」に改め、別表の付表9の表中「27,000円」を「31,000円」に、「36,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「49,000円」を「58,000円」に、「70,000円」を「77,000円」に、「93,000円」を「104,000円」に、「220,000円」を「245,000円」に、「377,000円」を「419,000円」に、「584,000円」を「651,000円」に改め、別表の付表10中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表」を「要確認特定建築行為を含む

完了検査の申請又は要通知特定建築行為を含む工事を完了した旨の通知手数料表」に改め、同表の１の表中「建築物の用途が工場等」を「建築物省エネルギー法第１１条第１項の規定により建築物省エネルギー法第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途（以下付表１１において「建築物の用途」という。）が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下同じ。））」に、

「 １，０００平方メートル未満のもの	１９，５００円	を

「 ３００平方メートル未満のもの	８，９００円	に、
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２０，１００円	

「２７，９００円」を「２９，０００円」に、「７０，２００円」を「７３，６００円」に、「１０５，４００円」を「１１０，７００円」に、「１３１，６００円」を「１３８，２００円」に、「１６３，３００円」を「１７１，７００円」に、「２２６，９００円」を「２３８，６００円」に改め、同表備考第１項及び第２項を削り、同表備考第３項中「（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であつて、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省、国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第１条第１項第１号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）」及びただし書を削り、同項を同表備考第１項とし、同表備考第４項中「特

定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する特定建築物をいう。）を「１の建築物」に改め、同項を同表備考第２項とし、別表の付表１０の２の表中「が工場等のみ」を「が住宅以外の用途のみ」に、「以外の場合」を「（工場等のみの場合を除く。）」に改め、

「 １，０００平方メートル未満のもの	８５，５００円	を

「 ３００平方メートル未満のもの	４３，１００円	に、
３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	８５，５００円	

「１１２，８００円」を「１１３，０００円」に、「１８１，３００円」を「１８３，６００円」に、「２３５，４００円」を「２３９，３００円」に、「２８２，５００円」を「２８７，６００円」に、「３３１，５００円」を「３３８，１００円」に、「４２８，１００円」を「４３７，７００円」に改め、同表備考中「付表１０の１の表備考」を「１の表備考」に改め、別表の付表１０に次の３表を加える。

３ 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合

床面積の合計	金額
２００平方メートル未満のもの	７，４００円
２００平方メートル以上のもの	８，２００円

備考 １の表備考の規定は、この表についても適用する。

４ 建築物の用途が共同住宅等の場合

床面積の合計	金額
３００平方メートル未満のもの	１４，１００円
３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２５，３００円

2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	45, 300円
5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	69, 100円
10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	127, 100円
25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	214, 800円
50, 000平方メートル以上のもの	377, 500円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

- 5 建築物の用途が複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）の場合 住宅以外の用途に供する部分を工場等のみの用途又は住宅以外の用途（工場等のみの場合を除く。）に供する建築物とみなした場合における1の表又は2の表に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなした場合における3の表又は4の表に掲げる額を加算した額

別表中付表10を付表11とし、付表9の次に次の1表を加える。

付表10

要確認特定建築行為を含む確認の申請又は要通知特定建築行為を含む計画の通知手数料表

- 1 建築する部分の用途が住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）である一戸建ての住宅の場合

床面積の合計	金額
200平方メートル未満のもの	20, 600円
200平方メートル以上のもの	22, 100円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 この表に定める金額は、1の建築物ごとの額とする。
- 2 建築する部分の用途が住宅である共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の場合

床面積の合計	金額
300平方メートル未満のもの	38,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
50,000平方メートル以上のもの	982,600円

備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 5 条関係)

- 2 各種手数料について次の整備を行うほか、文言の整備その他所要の規定の整備を行うものであること。

- (1) 次の手数料について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正により建築確認の審査又は完了検査等の項目が増えたことに伴う金額の改定その他見直しを行うものであること。

ア 建築確認の申請及び建築主事への建築計画の通知に係る手数料

イ 完了検査の申請及び工事を完了した旨の通知に係る手数料

ウ 中間検査の申請及び特定工程の工事を終えた旨の通知に係る手数料

エ 全体計画の認定の申請に係る手数料

オ 用途の変更に伴う全体計画の認定の申請に係る手数料

カ 建築設備に係る確認の申請及び設置計画の通知並びに完了検査の申請及び工事を完了した旨の通知に係る手数料

キ 工作物に係る確認の申請及び築造計画の通知並びに完了検査の申請及び工事を完了した旨の通知に係る手数料

ク 移転の認定の申請に係る手数料

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により建築確認の審査に含めて建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る審査を行うことができることとされたことに伴い、要確認特定建築行為（建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない建築物の建築（以下「特定建築行為」という。）であって、建

築確認を要するものをいう。以下同じ。)を含む確認の申請及び要通知特定建築行為(特定建築行為であって、建築計画の通知を要するものをいう。以下同じ。)を含む建築計画の通知に係る手数料を定めるものであること。

- (3) 要確認特定建築行為を含む完了検査の申請及び要通知特定建築行為を含む工事を完了した旨の通知に係る手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない建築物の対象が追加されたことに伴う当該建築物に係る手数料を定めるものであること。

(別表関係)

- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第14号 参 考

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
第1条～第4条（略） （手数料の徴収） 第5条 市長は、別表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数を申請の際に <u>申請者</u> から徴収する。 第6条～第9条（略） 別表（第5条関係）			第1条～第4条（略） （手数料の徴収） 第5条 市長は、別表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数を申請 <u>又は通知</u> の際に <u>当該申請又は通知をする者</u> から徴収する。 第6条～第9条（略） 別表（第5条関係）		
	区分	金額		区分	金額
1	法第6条第1項の規定による <u>確認</u> （以下「確認」という。） <u>（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知</u> （以下「計画の通知」という。） <u>（法第87条第1項において準用する場合を含む。）</u>	（略）	1	法第6条第1項 <u>（法第87条第1項において準用する場合を含む。）</u> の規定による <u>確認</u> （付表1において「確認」という。） <u>の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知</u> （同表において「計画の通知」という。）	（略）
2	法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による <u>建築主事の審査</u> （以下「構造計算適合性審査」という。）を要する <u>確認の申請又は計画の通知</u>	付表1に掲げる額 <u>に付表2に掲げる額を加算した額</u>	2	建築主事が行う法第6条の3第1項各号に掲げる <u>確認審査</u> （同項に規定する確認審査をいう。）又は法第18条第5項各号に掲げる <u>審査</u> （以下「構造計算適合性審査」という。）を要	1の項に掲げる額のほか、付表2に掲げる額

改 正 前			改 正 後		
				する <u>法第6条第1項の規定による確認（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「確認」という。）の申請又は法第18条第2項の規定による通知（56の項及び67の項並びに付表2及び付表7の1の表において「計画の通知」という。）</u>	
3	法第7条第1項の <u>規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知</u>	(略)	3	法第7条第1項の <u>検査（58の項及び68の項並びに付表7の3の表において「完了検査」という。）の申請又は法第18条第20項の規定による通知（58の項及び68の項並びに同表において「工事を完了した旨の通知」という。）</u>	(略)
4	法第7条の3第1項の <u>規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知</u>		4	法第7条の3第1項の <u>検査（以下「中間検査」という。）の申請又は法第18条第28項の規定による通知（以下「特定工程に係る工事を終えた旨の通知」という。）</u>	
5～52	(略)		5～52	(略)	
53	法第87条の2第1項又は <u>第2項</u> の規定による認定の申請	(略)	53	法第87条の2第1項又は <u>同条第2項において準用する法第86条の8第3項</u> の規定による認定の申請	(略)
54・55	(略)		54・55	(略)	

改 正 前			改 正 後		
			5 6	昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（令第146条第1項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む確認の申請又は計画の通知	1の項に掲げる額のほか、付表7の1の表に掲げる額
5 6	法第87条の4において準用する確認（同条の昇降機に係る部分が確認の申請に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての確認をいう。）の申請又は計画の通知（同条の昇降機に係る部分が計画の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての計画の通知をいう。）	付表7に掲げる額	5 7	法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認（付表7の2の表において「確認」という。）の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知（同表において「計画の通知」という。）（以下「法第87条の4に基づく確認の申請等」という。）	付表7の2の表に掲げる額
			5 8	昇降機又は小荷物専用昇降機に係る部分を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	3の項に掲げる額のほか、付表7の3の表に掲げる額
5 7	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査（法第87条の4の昇降機に係る部分が法第7条第1項の規定による完了検査の申請に含まれる場合にあっては、当	付表7に掲げる額	5 9	法第87条の4において準用する法第7条第1項の検査（付表7の4の表において「完了検査」という。）の申請又は法第18条第20項の規定による通知（同表において「工事を完了	付表7の4の表に掲げる額

改 正 前			改 正 後		
	該昇降機に係る部分についての同項の規定による完了検査をいう。)の申請又は法第18条第20項の規定による<u>工事を完了した旨の通知</u> (法第87条の4の昇降機に係る部分が同項の規定による工事を完了した旨の通知に含まれる場合にあっては、当該昇降機に係る部分についての同項の規定による工事を完了した旨の通知をいう。)			した旨の通知」という。) (以下「法第87条の4に基づく完了検査の申請等」という。)	
<u>58</u>	法第88条第1項及び第2項において準用する<u>確認の申請又は計画の通知</u>	付表8に掲げる額	<u>60</u>	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認 (付表8の1の表において「<u>確認</u>」という。)の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定による通知 (同表において「<u>計画の通知</u>」という。)	付表8の1の表に掲げる額
<u>59</u>	法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の<u>規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知</u>	付表8に掲げる額	<u>61</u>	法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の<u>検査</u> (付表8の2の表において「<u>完了検査</u>」という。)の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定による通知 (同表において「<u>工事を完了した旨の通知</u>」という。)	付表8の2の表に掲げる額
<u>60</u>	建築基準法施行令 (昭和25年政令第338		<u>62</u>	令第131条の2第2項又は第3項の規定によ	

改 正 前			改 正 後		
	号。以下「令」という。）第 1 3 1 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定による認定の申請	(略)		る認定の申請	(略)
<u>6 1</u> ～ <u>6 4</u>	(略)		<u>6 3</u> ～ <u>6 6</u>	(略)	
<u>6 5</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定による特定建築行為（同法附則第 3 条第 1 項の規定による特定増改築を除く。）を含む法第 7 条第 1 項の規定による完了検査の申請又は法第 1 8 条第 2 0 項の規定による工事を完了した旨の通知	付表 3 に掲げる額に付表 1 0 に掲げる額を加算した額			
			<u>6 7</u>	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 1 1 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に該当するものに限る。付表 1 0 において「要確認特定建築行為」という。）を含む確認の申請又は建築物省エネルギー法第 1	1 の項に掲げる額のほか、付表 1 0 に掲げる額

改 正 前		改 正 後																									
		2条第2項に規定する要通知特定建築行為（同 号に該当するものに限る。付表10において 「要通知特定建築行為」という。）を含む計画 の通知																									
	68	建築物省エネルギー法第11条第1項に規定す る要確認特定建築行為（付表11において「要 確認特定建築行為」という。）を含む完了検査 の申請又は建築物省エネルギー法第12条第2 項に規定する要通知特定建築行為（付表11に おいて「要通知特定建築行為」という。）を含 む工事を完了した旨の通知	3の項に掲げる 額のほか、付表 11に掲げる額																								
備考（略）		備考（略）																									
付表1		付表1																									
確認の申請又は計画の通知手数料表		確認の申請又は計画の通知手数料表																									
<table><tr><th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>100平方メートル以下のもの</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td><td>44,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</td><td>87,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の</td><td>116,000円</td></tr></table>		床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	33,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の	116,000円	<table><tr><th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr><tr><td>100平方メートル以下のもの</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの</td><td>72,000円</td></tr><tr><td>300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの</td><td>97,000円</td></tr><tr><td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の</td><td>130,000円</td></tr></table>		床面積の合計	金額	100平方メートル以下のもの	38,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の	130,000円
床面積の合計	金額																										
100平方メートル以下のもの	33,000円																										
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円																										
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円																										
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円																										
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の	116,000円																										
床面積の合計	金額																										
100平方メートル以下のもの	38,000円																										
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円																										
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円																										
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円																										
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の	130,000円																										

改 正 前		改 正 後	
もの		もの	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
備考		備考	
1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。		1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分（以下この号において「既存部分」という。）の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計		(2) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分（以下この号において「既存部分」という。）の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を合計した面積	
ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合			
イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築であって、当該増築に係る部分の床面積			

改 正 前	改 正 後
<u>の合計が、既存部分の床面積の合計の20分の1以下、かつ、50平方メートル以下であり、既存部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。<u>ただし、既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積</u> (4) (略) 2・3 (略) <u>4 この表は、書類又は図書のみにより申請を行う場合に適用するものと</u> <u>し、磁気ディスク等により申請を行う場合においては、それぞれこの表</u> <u>に定める額から2,000円を減じた額とする。</u> 付表2 構造計算適合性審査手数料表 (略) 備考 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各	(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を合計した面積 (4) (略) 2・3 (略) 付表2 構造計算適合性審査手数料表 (略) 備考

改 正 前	改 正 後				
号に定める面積とする。ただし、当該手数料は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなし、建築物ごとに合算して得た額とする。 (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性審査に係る1の建築物ごとの床面積の合計 (2) 構造計算適合性審査を要する確認を受けた建築物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、床面積の合計の算定方法については別に規則で定めるところによる。 付表3 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知手数料表 1 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けていない場合	1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。 (1) 確認の申請又は計画の通知をする場合 当該構造計算適合性審査に係る1の建築物ごとの床面積の合計 (2) 構造計算適合性審査を要する確認を受けた建築物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 当該構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、床面積の合計の算定方法については別に規則で定めるところによる。 2 この表に定める金額は、構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）の額とする。 付表3 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知手数料表 1 中間検査の申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けていない場合				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="179 1358 878 1422">床面積の合計</td><td data-bbox="878 1358 1120 1422">金額</td></tr> </table>	床面積の合計	金額	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 1358 1904 1422">床面積の合計</td><td data-bbox="1904 1358 2145 1422">金額</td></tr> </table>	床面積の合計	金額
床面積の合計	金額				
床面積の合計	金額				

改 正 前		改 正 後	
100平方メートル以下のもの	<u>22,000円</u>	100平方メートル以下のもの	<u>25,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>26,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>29,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>32,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>36,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>55,000円</u>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>60,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>76,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>84,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>209,000円</u>	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>229,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>308,000円</u>	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>336,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>518,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>566,000円</u>
備考 付表1備考第1項第1号から第3号までの規定は、この表について適用する。		備考 付表1備考第1項（第4号を除く。）の規定は、この表についても適用する。	
2 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けている場合		2 中間検査の申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する検査を受けている場合	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	<u>20,000円</u>	100平方メートル以下のもの	<u>22,000円</u>

改 正 前		改 正 後	
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>24,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>26,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>30,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>33,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>52,000円</u>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>57,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>71,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>78,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>199,000円</u>	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>218,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>288,000円</u>	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>315,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>478,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>523,000円</u>
備考 付表1備考第1項第1号から第3号までの規定は、この表について適用する。		備考 付表1備考第1項（第4号を除く。）の規定は、この表についても適用する。	
付表4 中間検査の申請又は特定工程の工事を終えた旨の通知手数料表		付表4 中間検査の申請又は特定工程に係る工事を終えた旨の通知手数料表	
中間検査を行う部分の床面積の合計	金額	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	<u>18,000円</u>	100平方メートル以下のもの	<u>20,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>21,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>23,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>27,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>29,000円</u>

改 正 前		改 正 後	
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>46,000円</u>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>62,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>68,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>168,000円</u>	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>184,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>255,000円</u>	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	<u>279,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>430,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>470,000円</u>
付表5 全体計画認定の申請手数料表		付表5 全体計画の認定の申請手数料表	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	<u>33,000円</u>	100平方メートル以下のもの	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>44,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>60,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>72,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>87,000円</u>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>116,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>275,000円</u>	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>307,000円</u>

改 正 前		改 正 後	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
備考		備考	
1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。		1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。	
(1) 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該全体計画認定申請に係る <u>一</u> の建築物の床面積の合計		(1) 法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該申請に係る <u>1</u> の建築物の床面積の合計	
(2) (略)		(2) (略)	
2 工事期間のみの変更に伴う全体計画変更認定の申請に係る手数料は、 <u>21,000円</u> とする。		2 工事期間のみの変更に伴う全体計画変更認定の申請に係る手数料は、 <u>23,000円</u> とする。	
付表6		付表6	
用途の変更に伴う全体計画の認定の申請手数料表		用途の変更に伴う全体計画の認定の申請手数料表	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	<u>33,000円</u>	100平方メートル以下のもの	<u>38,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>44,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	<u>60,000円</u>	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	<u>72,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>87,000円</u>	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	<u>97,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>116,000円</u>	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	<u>130,000円</u>

改 正 前		改 正 後	
もの		もの	
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
備考		備考	
1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。		1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。	
(1) 法第87条の2第1項の規定による用途の変更に伴う全体計画の認定の申請をする場合 <u>当該全体計画の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計</u>		(1) 法第87条の2第1項の規定による用途の変更に伴う全体計画の認定の申請をする場合 <u>当該申請に係る1の建築物の床面積の合計</u>	
(2) 法第87条の2第2項 <u>の規定により準用する用途の変更に伴う全体計画の変更の認定</u> （次項において「用途の変更に伴う全体計画変更認定」という。）の申請をする場合 当該全体計画を変更する部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、全体計画を変更する部分の床面積の合計の算定方法については、別に規則で定めるところによる。		(2) 法第87条の2第2項 <u>において準用する法第86条の8第3項の規定による用途の変更に伴う全体計画の変更の認定</u> （次項において「用途の変更に伴う全体計画変更認定」という。）の申請をする場合 当該全体計画を変更する部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積とし、全体計画を変更する部分の床面積の合計の算定方法については、別に規則で定めるところによる。	
2 工事期間のみの用途の変更に伴う全体計画変更認定の申請に係る手数		2 工事期間のみの用途の変更に伴う全体計画変更認定の申請に係る手数	

改 正 前	改 正 後																								
料の額は、<u>21,000円</u>とする。 付表7 建築設備に係る確認の申請、計画の通知等手数料表 <u>1 確認の申請又は計画の通知に係るもの</u> <table> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合</td><td><u>21,000円</u></td></tr> <tr> <td>確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</td><td><u>13,000円</u></td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td><u>11,000円</u></td></tr> <tr> <td>確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td><u>9,000円</u></td></tr> </table> 備考 <u>1 この表に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。</u> <u>2 付表1備考第4項の規定は、この表について適用する。</u>	区 分	金 額	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	<u>21,000円</u>	確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>13,000円</u>	小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>11,000円</u>	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>9,000円</u>	料の額は、<u>23,000円</u>とする。 付表7 建築設備に係る確認の申請、計画の通知等手数料表 <u>1 確認の申請又は計画の通知に係るもの</u> <table> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td><u>24,000円</u></td></tr> <tr> <td>確認を受けた昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td><td><u>15,000円</u></td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td><u>13,000円</u></td></tr> <tr> <td>確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td><u>10,000円</u></td></tr> </table> 備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 <u>2 法第87条の4に基づく確認の申請等に係るもの</u> <table> <tr> <th>区 分</th><th>金 額</th></tr> <tr> <td>法第87条の4の政令で指定する建築設備（小荷物</td><td><u>24,000円</u></td></tr> </table>	区 分	金 額	昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>	確認を受けた昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000円</u>	小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	<u>13,000円</u>	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>	区 分	金 額	法第87条の4の政令で指定する建築設備（小荷物	<u>24,000円</u>
区 分	金 額																								
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	<u>21,000円</u>																								
確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	<u>13,000円</u>																								
小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>11,000円</u>																								
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>9,000円</u>																								
区 分	金 額																								
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	<u>24,000円</u>																								
確認を受けた昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	<u>15,000円</u>																								
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	<u>13,000円</u>																								
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	<u>10,000円</u>																								
区 分	金 額																								
法第87条の4の政令で指定する建築設備（小荷物	<u>24,000円</u>																								

改 正 前	改 正 後																						
2 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの <table border="1" data-bbox="181 1300 1120 1417"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）である場合</td><td>18,000円</td></tr> </table>	区分	金額	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）である場合	18,000円	<table border="1" data-bbox="1207 236 2145 788"> <tr> <td>専用昇降機を除く。以下「建築設備」という。）を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td></td></tr> <tr> <td>確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td>13,000円</td></tr> <tr> <td>確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td>10,000円</td></tr> </table> 備考 この表に定める金額は、1の建築設備又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 3 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの <table border="1" data-bbox="1207 984 2145 1166"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>昇降機である場合</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機である場合</td><td>11,000円</td></tr> </table> 備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。 4 法第87条の4に基づく完了検査の申請等に係るもの <table border="1" data-bbox="1207 1300 2145 1417"> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>建築設備である場合</td><td>20,000円</td></tr> </table>	専用昇降機を除く。以下「建築設備」という。）を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）		確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円	小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円	確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円	区分	金額	昇降機である場合	20,000円	小荷物専用昇降機である場合	11,000円	区分	金額	建築設備である場合	20,000円
区分	金額																						
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）である場合	18,000円																						
専用昇降機を除く。以下「建築設備」という。）を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）																							
確認を受けた建築設備又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円																						
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円																						
確認を受けた小荷物専用昇降機又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円																						
区分	金額																						
昇降機である場合	20,000円																						
小荷物専用昇降機である場合	11,000円																						
区分	金額																						
建築設備である場合	20,000円																						

改		正		前	
小荷物専用昇降機である場合				10,000円	
備考 この表に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。					
付表8					
工作物に係る確認の申請、計画の通知等手数料表					
1 確認の申請又は計画の通知に係るもの					
区分				金額	
工作物を築造する場合				18,000円	
確認を受けた工作物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合				10,000円	
備考					
1 この表に定める額は、1の工作物ごとの額とする。					
2 付表1備考第4項の規定は、この表について適用する。					
2 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの 1の工作物ごとに12,000円					
付表9					
移転の認定の申請手数料表					
床面積の合計				金額	
100平方メートル以下のもの				27,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの				36,000円	

改		正		後	
小荷物専用昇降機である場合				11,000円	
備考 2の表備考の規定は、この表についても適用する。					
付表8					
工作物に係る確認の申請、計画の通知等手数料表					
1 確認の申請又は計画の通知に係るもの					
区分				金額	
工作物を築造する場合				21,000円	
確認を受けた工作物又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合				12,000円	
備考 この表に定める金額は、1の工作物ごとの額とする。					
2 完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知に係るもの 1の工作物ごとに14,000円					
付表9					
移転の認定の申請手数料表					
床面積の合計				金額	
100平方メートル以下のもの				31,000円	
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの				40,000円	

改 正 前		改 正 後	
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	49,000円	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	58,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	70,000円	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	77,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	93,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	104,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	220,000円	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	245,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	377,000円	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	419,000円
50,000平方メートルを超えるもの	584,000円	50,000平方メートルを超えるもの	651,000円
備考 (略)		備考 (略)	
		付表10	
		要確認特定建築行為を含む確認の申請又は要通知特定建築行為を含む計画の通知手数料表	
		1 建築する部分の用途が住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）である一戸建ての住宅の場合	
		床面積の合計	金額
		200平方メートル未満のもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
		備考	

改 正 前	改 正 後																
	<u>1 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。</u> <u>2 この表に定める金額は、1の建築物ごとの額とする。</u> <u>2 建築する部分の用途が住宅である共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の場合</u> <table><tr><th><u>床面積の合計</u></th><th><u>金額</u></th></tr><tr><td><u>300平方メートル未満のもの</u></td><td><u>38,400円</u></td></tr><tr><td><u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>66,200円</u></td></tr><tr><td><u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>119,600円</u></td></tr><tr><td><u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>180,700円</u></td></tr><tr><td><u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>331,500円</u></td></tr><tr><td><u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>560,400円</u></td></tr><tr><td><u>50,000平方メートル以上のもの</u></td><td><u>982,600円</u></td></tr></table> <u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,400円</u>	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>																
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,400円</u>																
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>																
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>																
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>																
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>																
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>																
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>																

改 正 前	改 正 後																		
<u>付表 1 0</u> <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による特定建築行為を含む完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知の手数料に加算する手数料表</u> 1 <u>建築物の用途が工場等のみの場合</u> <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr> <tr> <td><u>1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>1 9, 5 0 0円</u></td></tr> <tr> <td>1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの</td><td><u>2 7, 9 0 0円</u></td></tr> <tr> <td>2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの</td><td><u>7 0, 2 0 0円</u></td></tr> </table>	床面積の合計	金額	<u>1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>1 9, 5 0 0円</u>	1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>2 7, 9 0 0円</u>	2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>7 0, 2 0 0円</u>	<u>付表 1 1</u> <u>要確認特定建築行為を含む完了検査の申請又は要通知特定建築行為を含む工事を完了した旨の通知手数料表</u> 1 <u>建築物省エネルギー法第 1 1 条第 1 項の規定により建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途（以下付表 1 1において「建築物の用途」という。）が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下同じ。）のみの場合</u> <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>金額</th></tr> <tr> <td><u>3 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>8, 9 0 0円</u></td></tr> <tr> <td><u>3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>2 0, 1 0 0円</u></td></tr> <tr> <td>1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの</td><td><u>2 9, 0 0 0円</u></td></tr> <tr> <td>2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの</td><td><u>7 3, 6 0 0円</u></td></tr> </table>	床面積の合計	金額	<u>3 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>8, 9 0 0円</u>	<u>3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 0, 1 0 0円</u>	1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>2 9, 0 0 0円</u>	2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>7 3, 6 0 0円</u>
床面積の合計	金額																		
<u>1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>1 9, 5 0 0円</u>																		
1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>2 7, 9 0 0円</u>																		
2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>7 0, 2 0 0円</u>																		
床面積の合計	金額																		
<u>3 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>8, 9 0 0円</u>																		
<u>3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 0, 1 0 0円</u>																		
1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>2 9, 0 0 0円</u>																		
2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	<u>7 3, 6 0 0円</u>																		

改 正 前		改 正 後	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>105,400円</u>	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>110,700円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>131,600円</u>	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>138,200円</u>
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>163,300円</u>	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>171,700円</u>
50,000平方メートル以上のもの	<u>226,900円</u>	50,000平方メートル以上のもの	<u>238,600円</u>
備考		備考	
1 「建築物の用途」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定により同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。		1 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。	
2 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。			
3 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）をする場合であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省			

改 正 前	改 正 後
<u>令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）で、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定を受け、かつ、これらの認定を同法第12条第3項の規定により同条第6項に規定する適合判定通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>4 この表に定める金額は、特定建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）ごとの額とする。</u> 2 建築物の用途が工場等のみの場合<u>以外の場合</u>	<u>2 この表に定める金額は、1の建築物ごとの額とする。</u> 2 建築物の用途が住宅以外の用途のみの場合（工場等のみの場合を除く。）

改 正 前		改 正 後	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
<u>1, 000平方メートル未満のもの</u>	<u>85, 500円</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>43, 100円</u>
		<u>300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの</u>	<u>85, 500円</u>
1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	<u>112, 800円</u>	1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	<u>113, 000円</u>
2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	<u>181, 300円</u>	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	<u>183, 600円</u>
5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	<u>235, 400円</u>	5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	<u>239, 300円</u>
10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	<u>282, 500円</u>	10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	<u>287, 600円</u>
25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	<u>331, 500円</u>	25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	<u>338, 100円</u>
50, 000平方メートル以上のもの	<u>428, 100円</u>	50, 000平方メートル以上のもの	<u>437, 700円</u>
備考 付表10の1の表備考の規定は、この表についても適用する。		備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。	
		3 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合	
		床面積の合計	金額
		<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>7, 400円</u>

改 正 前	改 正 後																										
	<table><tr><td><u>200平方メートル以上のもの</u></td><td><u>8,200円</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u></td></tr><tr><td colspan="2">4 建築物の用途が共同住宅等の場合</td></tr><tr><td><u>床面積の合計</u></td><td><u>金額</u></td></tr><tr><td><u>300平方メートル未満のもの</u></td><td><u>14,100円</u></td></tr><tr><td><u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>25,300円</u></td></tr><tr><td><u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>45,300円</u></td></tr><tr><td><u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>69,100円</u></td></tr><tr><td><u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>127,100円</u></td></tr><tr><td><u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u></td><td><u>214,800円</u></td></tr><tr><td><u>50,000平方メートル以上のもの</u></td><td><u>377,500円</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u></td></tr><tr><td colspan="2">5 建築物の用途が複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）の場合 住宅以外の用途に供す</td></tr></table>	<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>8,200円</u>	<u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u>		4 建築物の用途が共同住宅等の場合		<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>14,100円</u>	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>25,300円</u>	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>45,300円</u>	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>69,100円</u>	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,100円</u>	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>214,800円</u>	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>377,500円</u>	<u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u>		5 建築物の用途が複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）の場合 住宅以外の用途に供す	
<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>8,200円</u>																										
<u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u>																											
4 建築物の用途が共同住宅等の場合																											
<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>																										
<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>14,100円</u>																										
<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>25,300円</u>																										
<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>45,300円</u>																										
<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>69,100円</u>																										
<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,100円</u>																										
<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>214,800円</u>																										
<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>377,500円</u>																										
<u>備考 1の表備考の規定は、この表についても適用する。</u>																											
5 建築物の用途が複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）の場合 住宅以外の用途に供す																											

改正前	改正後
	<u>る部分を工場等のみの用途又は住宅以外の用途（工場等のみの場合を除く。）に供する建築物とみなした場合における 1 の表又は 2 の表に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなした場合における 3 の表又は 4 の表に掲げる額を加算した額</u>

議案第 15 号

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する
法律に係る手数料条例の一部改正について

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部
を改正する条例（案）

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 2 1
年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認書等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。
- (2) 併用住宅 人の居住の用以外の用途に供する部分及び人の居住の用に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積が 5 0 平方メートル以下のものをいう。
- (3) 一戸建ての住宅等 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）又は併用住宅をいう。
- (4) 床面積 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところにより算定した床面積をいう。
- (5) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (6) 適合判定通知書 建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書をいう。
- (7) 構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第 1 8 条第 5 項各号に掲げる審査をいう。

(8) 確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。

(9) 大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替又は建築物の用途の変更をいう。

(10) 構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。

(11) 大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。

(12) 小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。

第3条第1項中「次表」を「次の表」に改め、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、当該申請に係る住宅の床面積（当該住宅が建築物の部分である場合は、当該住宅を有する建築物の床面積）を合計して算定する。

第3条第2項中「以下同じ。）の規定」を「）の規定」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル	50,000円

以下のもの	
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた住宅にあっては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 住宅の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等をする場合 当該大規模修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 当該計画を変更する部分について次のア又はイに掲げる場合の区分に応

じ、当該ア又はイに定めるところにより算定した床面積に0.5を乗じて得た面積

ア 床面積の増加する部分がない場合 次に掲げる面積の合計（変更前の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の床面積の合計）

(ア) 計画を変更する階の変更前の床面積

(イ) 敷地又は基礎を変更する場合にあっては、変更後の建築面積

(ウ) 面積を算定することが困難な変更部分がある場合にあっては、100平方メートル

イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計

(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につきアに定める面積の算定方法により算定された面積の合計

(イ) 床面積の増加する部分の床面積の合計に2を乗じて得られる面積

第3条第3項中「行う法第6条第2項」を「要する法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）」に、「次表」を「構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、前項の表の備考第4号の規定の例により算定した面積とする。

第3条第4項中「行う法第6条第2項の規定による申出」を「要する法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」に、「次表」を「構造計算適合性判定を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に改

め、「掲げる金額」の次に「に 3, 300 円を加えた金額」を加え、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、第 2 項の表の備考第 4 号の規定の例により算定した面積とする。

第 3 条第 5 項中「基準法第 8 7 条の 4 に規定する昇降機」を「昇降機（建築基準法施行令第 1 4 6 条第 1 項第 1 号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第 2 号に掲げるものに限る。以下同じ。）」に改め、「含む法第 6 条第 2 項」の次に「（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「前 4 項」を「前各項」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000 円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000 円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000 円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000 円

備考 この表に定める金額は、1 の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額と

する。

第3条第6項中「次表」を「次の表」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する
法律に係る手数料条例の一部改正について

- 1 定義規定の整備を行うものであること。

(第 2 条関係)

- 2 長期優良住宅建築等計画等が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関係法令の規定に適合するかどうかの審査を受けるため当該長期優良住宅建築等計画等の認定の申請の際に行われる申出に係る手数料について、同法の一部改正により当該審査の項目が増えたことに伴う手数料の金額の改定その他見直しを行うものであること。また、文言の整備その他所要の規定の整備を行うものであること。

(第 3 条関係)

- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第15号 参 考

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条（略） （定義） 第2条（略）	第1条（略） （定義） 第2条（略） <u>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 確認書等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。</u> <u>(2) 併用住宅 人の居住の用以外の用途に供する部分及び人の居住の用に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。</u> <u>(3) 一戸建ての住宅等 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）又は併用住宅をいう。</u> <u>(4) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。</u> <u>(5) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。</u> <u>(6) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知</u>

改 正 前	改 正 後		
(手数料の徴収) 第3条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請にあつては、 <u>次表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料 を申請の際に申請者から徴収する。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考	(略)	<u>書をいう。</u> (7) <u>構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号 に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条 第5項各号に掲げる審査をいう。</u> (8) <u>確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第 18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。</u> (9) <u>大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕、同 条第15号に規定する大規模の模様替又は建築物の用途の変更をいう。</u> (10) <u>構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。</u> (11) <u>大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イ に規定するプログラムをいう。</u> (12) <u>小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規 定する小荷物専用昇降機をいう。</u> (手数料の徴収) 第3条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請にあつては、 <u>次の表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数 料を申請の際に申請者から徴収する。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 備考 床面積の合計は、当該申請に係る住宅の床面積（当該住宅が建築物の	(略)
(略)			
(略)			

改 正 前	改 正 後
1 「<u>床面積の合計</u>」とは、当該申請に係る住宅の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。以下この表、次項の表備考第1項各号、第3項の表備考第1号及び第4項の表備考第1項第1号において同じ。）の合計（当該住宅が建築物の部分である場合は、当該住宅を有する建築物の床面積の合計）とする。 2 「<u>確認書等</u>」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書とする。 3 「<u>併用住宅</u>」とは、<u>人の居住の用以外の用途に供する部分及び人の居住の用に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち人の居住の用以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものとする。</u> 4 「<u>一戸建ての住宅等</u>」とは、<u>一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものをいう。）又は併用住宅とする。</u> 2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）の規定による申出にあつては、前項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第6項の手数料）のほか、<u>次表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右</u>	<u>部分である場合は、当該住宅を有する建築物の床面積）を合計して算定する。</u> 2 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）<u>の規定</u>による申出にあつては、前項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第6項の手数料）のほか、<u>次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる</u>

改 正 前		改 正 後	
欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）。		金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、36,300円）	100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、47,300円）	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、63,300円）	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、90,300円）	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	116,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、119,300円）	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え	275,000円（構造計算適合性判定を要	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
		10,000平方メートルを超え50,000	524,000円

改 正 前		改 正 後	
10,000平方メートル以下のもの	するものにあつては、278,300円)	平方メートル以下のもの	
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、473,300円)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、733,300円)	備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けた住宅にあつては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。	
備考		(1) 住宅の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計	
1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。		(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積	
(1) 住宅の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積		(3) 大規模修繕等をする場合 当該大規模修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積	
(2) 既存の建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積		(4) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 当該計画を変更する部分について次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるところにより算定した床面積に0.5を乗じて得た面積	
ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に、基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）があつた場合（法第6条第5項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同			

改 正 前	改 正 後
<u>じ。)により確認済証の交付があったものとみなされる場合を含む。)</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> <u>(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積</u> <u>(4) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 当該計画を変更する部分の床面積（次のいずれかにより算定した床面積）に0.5を乗じて得た面積</u> <u>イ 床面積の増加する部分がない場合 次に掲げる面積の合計（変更</u>	<u>ア 床面積の増加する部分がない場合 次に掲げる面積の合計（変更前の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の床面積の合計）</u> <u>(ア) 計画を変更する階の変更前の床面積</u> <u>(イ) 敷地又は基礎を変更する場合にあっては、変更後の建築面積</u> <u>(ウ) 面積を算定することが困難な変更部分がある場合にあっては、100平方メートル</u> <u>イ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計</u> <u>(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につきアに定める面積の算定方法により算定された面積の合計</u> <u>(イ) 床面積の増加する部分の床面積の合計に2を乗じて得られる面積</u>

改 正 前	改 正 後
<u>前の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の床面積の合計)</u> <u>(ア) 計画を変更する階の変更前の床面積</u> <u>(イ) 敷地又は基礎を変更する場合にあっては、変更後の建築面積</u> <u>(ウ) 面積を算定することが困難な変更部分がある場合にあっては、</u> <u>100平方メートル</u> <u>ロ 床面積の増加する部分がある場合 次に掲げる面積の合計</u> <u>(ア) 床面積の増加する部分を除いた部分につきイに定める面積の算</u> <u>定方法により算定された面積の合計</u> <u>(イ) 床面積の増加する部分の床面積の合計に2を乗じて得られる面</u> <u>積</u> <u>2 住宅が基準法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受け</u> <u>たものにあっては、備考第1項に定める面積に0.5を乗じて得た面積</u> <u>を床面積の合計とする。</u> <u>3 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものと</u> <u>し、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表</u> <u>に定める金額から2,000円を減じた額とする。</u> 3 構造計算適合性審査を行う法第6条第2項の規定による申出にあっては、 前2項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に	3 構造計算適合性審査を要する法第6条第2項（法第8条第2項において準 用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前2項の手数料（法第

改 正 前	改 正 後
よる申出にあつては、前項及び第6項の手数料)のほか、<u>次表</u>の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。	8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、前項及び第6項の手数料)のほか、<u>構造計算適合性審査を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u>
(略)	(略)
備考 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、当該手数料は、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなし、建築物ごとに合算して得た額とする。	備考 床面積の合計は、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、前項の表の備考第4号の規定の例により算定した面積とする。
(1) 住宅の建築をする場合 当該構造計算適合性審査に係る一の住宅ごとの床面積 (2) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 前項の表の備考第1項第4号の規定により算定した面積	
4 構造計算適合性判定を行う法第6条第2項の規定による申出にあつては、第1項及び第2項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第2項及び第6項の手数料)のほか、<u>次表</u>の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申	4 構造計算適合性判定を要する法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）にあつては、第1項及び第2項の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、第2項

改 正 前	改 正 後
<u>請の際に申請者から徴収する（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）。</u>	及び第6項の手数料）のほか、<u>構造計算適合性判定を要する1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に3,300円を加えた金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u>
(略)	(略)
<u>備考</u> <u>1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、当該手数料は、建築物の2以上の部分</u> <u>がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなし、建築物ごとに合算して得た額とする。</u> <u>(1) 住宅の建築をする場合 当該構造計算適合性判定に係る一の住宅ごとの床面積</u> <u>(2) 確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合 第2項の表の備考第1項第4号の規定により算定した面積</u> <u>2 「大臣認定プログラム」とは、基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。</u> 5 <u>基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第6条第2項の</u>	<u>備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付を受けた住宅の計画を変更して住宅を建築する場合については、第2項の表の備考第4号の規定の例により算定した面積とする。</u> 5 <u>昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。</u>

改 正 前	改 正 後																				
規定による申出にあつては、<u>前4項</u>の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、前3項及び次項の手数料）のほか、<u>次表</u>の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を<u>申請の際に申請者</u>から徴収する。 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）を設置する場合</td><td>21,000円</td></tr> <tr> <td>確認済証の交付があつた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合</td><td>13,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td>9,000円</td></tr> </table> 備考 1 この表に定める金額は、一の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 2 第2項の表の備考第3項の規定は、この表についても適用する。 6 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請にあつては、<u>次表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に	区分	金額	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）を設置する場合	21,000円	確認済証の交付があつた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円	小荷物専用昇降機を設置する場合	11,000円	確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円	以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、<u>前各項</u>の手数料（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出にあつては、前3項及び次項の手数料）のほか、<u>次の表</u>の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を<u>申出の際に申出者</u>から徴収する。 <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td>24,000円</td></tr> <tr> <td>確認済証の交付があつた昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）</td><td>13,000円</td></tr> <tr> <td>確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合</td><td>10,000円</td></tr> </table> 備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。 6 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請にあつては、<u>次の表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に	区分	金額	昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円	確認済証の交付があつた昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円	小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円	確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
区分	金額																				
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）を設置する場合	21,000円																				
確認済証の交付があつた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	13,000円																				
小荷物専用昇降機を設置する場合	11,000円																				
確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円																				
区分	金額																				
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	24,000円																				
確認済証の交付があつた昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円																				
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円																				
確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画（法第6条第5項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円																				

改 正 前	改 正 後
申請者から徴収する。ただし、同表3の項、4の項、8の項又は9の項に掲げる区分に該当する場合で、変更の内容が認定した住宅の住戸全体に及ばないときの手数料の額は、当該同表の右欄に掲げる金額を認定した住宅の全ての住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を100円に切り上げた額）に変更の認定の申請をする住戸の数を乗じて得た額（その額が当該同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる金額）とする。 (略) 備考 (略) 7～10 (略) 第4条～第6条 (略)	に申請者から徴収する。ただし、同表3の項、4の項、8の項又は9の項に掲げる区分に該当する場合で、変更の内容が認定した住宅の住戸全体に及ばないときの手数料の額は、当該同表の右欄に掲げる金額を認定した住宅の全ての住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を100円に切り上げた額）に変更の認定の申請をする住戸の数を乗じて得た額（その額が当該同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる金額）とする。 (略) 備考 (略) 7～10 (略) 第4条～第6条 (略)

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 25 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定等 法第 53 条第 1 項の規定による認定（次条第 1 項において「認定」という。）又は法第 55 条第 1 項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。
- (2) 評価手法 低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画が技術的基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。
- (3) 技術的基準 法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準をいう。
- (4) 床面積 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところにより算定した床面積をいう。
- (5) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。
- (6) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (7) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (8) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。
- (9) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費

性能判定機関（当該建築物が住宅の場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関）をいう。

(10)モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による評価の方法をいう。

(11)誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。

(12)誘導基準併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。

(13)構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。

(14)適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。

(15)構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。

(16)建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。

(17)大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。

(18)確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。

(19)構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。

(20)大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。

(21)小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規

定する小荷物専用昇降機をいう。

第3条第1項中「法第53条第1項の規定による」を削り、「法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）」を「変更認定」に改め、「（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）」及び「（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「法第53条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）」を「認定等」に改め、「（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）」を削り、「限る。）にあっては、同表」を「係るものに限る。）にあっては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000	186,100円

そ の 他 の も の		平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円
	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円
		50,000平方メートル以上のもの	654,000円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		—	5,900円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円
				200平方メートル以上のもの	24,500円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円
				200平方メートル以上のもの	35,300円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円
				200平方メートル以上のもの	46,900円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000	149,800円

		平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	40,700円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円
		50,000平方メートル以上のもの	985,000円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
		50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円

		その他の もの	300平方メートル未満のもの	82,500円
			300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	135,800円
			2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	229,400円
			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	327,600円
			10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	642,400円
			25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	1,134,200円
			50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあって

は、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第 3 条第 2 項中「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び建築基準法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は第 18 条第 5 項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100 平方メートル以下のもの	38,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	50,000 円
200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの	72,000 円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	97,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	130,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	307,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	524,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	814,000 円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第 86 条の 8 第 1 項及び

第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

- (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更（以下「用途変更」という。）をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）別表付表1備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積

第3条第3項中「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考中「「床面積の合計」とは」を「床面積の合計は」に、「の合計をいう」を「を合計して算定する」に改め、同表備考ただし書中「を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を「の建築又は大規模修繕等」に改め、同条第4項中「）の規定による申出」の次に「（申出の際

に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「１の」に、「建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第２０条第２項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に改め、「掲げる金額」の次に「に３，３００円を加えた金額」を加え、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があつた構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第５４条第５項の規定により確認済証の交付があつたものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に２を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に０．５を乗じて得た面積とする。

第３条第５項中「建築基準法第８７条の４に規定する昇降機」を「昇降機（建築基準法施行令第１４６条第１項第１号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第２号に掲げるものに限る。以下同じ。）」に、「前４項」を「前各項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「１の」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	２４，０００円

確認済証の交付があった昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	13,000円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第3条第6項中「申請にあつては、次表」を「申請」に改め、「（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）」を削り、「を除く。）」を「に係るものを除く。）」にあつては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
		50,000平方メートル以上のもの	163,400円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円
		50,000平方メートル以上のもの	327,700円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	133,600円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円
		5,000平方メートル以上10,000	376,000円

				平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	444,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以上のもの	630,800円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	—		3,700円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円
				200平方メートル以上のもの	12,900円
		その他のもの	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円
				200平方メートル以上のもの	18,400円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	21,800円
				200平方メートル以上のもの	24,200円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル以上のもの	172,200円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	21,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
		50,000平方メートル以上のもの	493,200円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円

			50,000平方メートル以上のもの	767,300円
		その他の もの	300平方メートル未満のもの	41,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に

		掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

第3条第7項中「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
		その他のモデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円

		の も の		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円
				50,000平方メートル以上のもの	327,700円
			その他の もの	300平方メートル未満のもの	133,600円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	214,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	305,700円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	376,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	444,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以上のもの	630,800円
2	一戸建て の住宅	登録建築物エ ネルギー消費		—	3,700円

		性能判定機関 等が軽微な変 更に該当する と認めたもの		
		そ の 他 の も の	誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの 12,200円
				200平方メートル以上のもの 12,900円
			誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの 16,800円
				200平方メートル以上のもの 18,400円
			その他の もの	200平方メートル未満のもの 21,800円
				200平方メートル以上のもの 24,200円
3	共同住宅 等	登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 等が軽微な変 更に該当する と認めたもの		300平方メートル未満のもの 6,400円
				300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 26,900円
				5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 47,400円
				10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの 75,500円
				25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの 113,900円
				50,000平方メートル以上のもの 172,200円
		そ の 他	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの 21,100円
				300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 35,000円

の も の		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	92,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
		50,000平方メートル以上のもの	493,200円
	誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
		50,000平方メートル以上のもの	767,300円
	その他の もの	300平方メートル未満のもの	41,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
		5,000平方メートル以上10,000	164,500円

				平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
				50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

第3条第8項中「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	モデル建築物法によるもの 300平方メートル未満のもの	103,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円

				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円
				50,000平方メートル以上のもの	654,000円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更で該当すると認めたもの	—	5,900円	
			その他のもの	誘導仕様の基準によ	200平方メートル未満のもの
					200平方メートル以上のもの

		他	るもの		
		の	誘導基準	200平方メートル未満のもの	32,200円
		も	併用法に	200平方メートル以上のもの	35,300円
		の	よるもの		
			その他の	200平方メートル未満のもの	42,300円
			もの	200平方メートル以上のもの	46,900円
3	共同住宅等	登録建築物エ		300平方メートル未満のもの	11,300円
		ネルギー消費		300平方メートル以上2,000平方	23,700円
		性能判定機関		メートル未満のもの	
		等が軽微な変		2,000平方メートル以上5,000平	52,300円
		更に該当する		方メートル未満のもの	
		と認めたもの		5,000平方メートル以上10,000	93,300円
				平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000	149,800円
				平方メートル未満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000	226,300円
				平方メートル未満のもの	
				50,000平方メートル以上のもの	343,100円
		そ	誘導仕様	300平方メートル未満のもの	40,700円
		の	基準によ	300平方メートル以上2,000平方	68,500円
		他	るもの	メートル未満のもの	
		の		2,000平方メートル以上5,000平	121,900円
		も		方メートル未満のもの	
		の		5,000平方メートル以上10,000	183,000円
				平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000	333,800円
				平方メートル未満のもの	

		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円
		50,000平方メートル以上のもの	985,000円
誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	61,600円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円	
	50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円	
その他の もの	300平方メートル未満のもの	82,500円	
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円	
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円	
	50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円	

4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

- 1 定義規定の整備を行うものであること。

(第 2 条関係)

- 2 低炭素建築物新築等計画の認定及びその変更の認定（以下「認定等」という。）に係る手数料について次の整備を行うほか、文言の整備その他所要の規定の整備を行うものであること。

(1) 認定等の申請に係る手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る建築物の評価手法が新たに創設されたことに伴う当該評価手法に係る手数料の金額の設定その他見直しを行うものであること。

(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関係法令の規定に適合するかどうかの審査を受けるため当該低炭素建築物新築等計画の認定等の申請の際に行われる申出に係る手数料について、同法の一部改正により当該審査の項目が増えたことに伴う金額の改定その他見直しを行うものであること。

(3) 認定を不要とする低炭素建築物新築等計画の軽微な変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る完了検査等の検査済証の交付を受けるために必要なその計画が軽微な変更にかつていることを証する書面の交付に係る手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない建築物の対象が追加されたこ

とに伴う当該建築物に係る手数料の金額の設定その他見直しを行うものであること。

(第3条関係)

- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条（略） （定義） 第2条（略）	第1条（略） （定義） 第2条（略） <u>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 認定等 法第53条第1項の規定による認定（次条第1項において「認定」という。）又は法第55条第1項の規定による変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。</u> <u>(2) 評価手法 低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画が技術的基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。</u> <u>(3) 技術的基準 法第54条第1項各号に掲げる基準をいう。</u> <u>(4) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。</u> <u>(5) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。</u> <u>(6) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。</u> <u>(7) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(8) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。</u> <u>(9) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関（当該建築物が住宅の場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関）をいう。</u> <u>(10) モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準による評価の方法をいう。</u> <u>(11) 誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。</u> <u>(12) 誘導基準併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。</u> <u>(13) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。</u> <u>(14) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。</u> <u>(15) 構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号</u>

改 正 前	改 正 後
(手数料の徴収) 第3条 <u>法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同</u>	<u>に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。</u> (16)建築 <u>建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。</u> (17)大規模修繕等 <u>建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。</u> (18)確認済証の交付 <u>建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。</u> (19)構造計算 <u>建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。</u> (20)大臣認定プログラム <u>建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。</u> (21)小荷物専用昇降機 <u>建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。</u> (手数料の徴収) 第3条 認定の申請又は<u>変更認定</u>の申請（当該変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に<u>係るものに限る。</u>）にあつては、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。

改 正 前					改 正 後				
じ。)が法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この条において「<u>技術的基準</u>」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この条において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは変更認定(以下この条において「<u>認定等</u>」という。)に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計(次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。)の増加を含む場合に限る。)にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。									
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000	182,900円				10,000平方メートル以上25,000	186,100円

改 正 前					改 正 後					
				<u>平方メートル未満のもの</u>					<u>平方メートル未満のもの</u>	
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>228,600円</u>				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>232,500円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>319,900円</u>				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>325,300円</u>
	その他のもの	モデル建物法によるもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>101,500円</u>					<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>103,400円</u>
			<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>128,600円</u>					<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>130,800円</u>
			<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>168,500円</u>					<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>171,400円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>271,200円</u>					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>275,800円</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>353,400円</u>					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>359,300円</u>
			<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>424,200円</u>					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>431,300円</u>
			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>497,300円</u>					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>505,500円</u>
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>643,400円</u>					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>654,000円</u>
		その他のもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>261,300円</u>					<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>265,800円</u>
			<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>326,800円</u>					<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>332,300円</u>
<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>421,200円</u>		<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>428,200円</u>						

改 正 前						改 正 後					
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円					50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		二	5,600円	2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		二	5,900円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,400円		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円	
				200平方メートル以上のもの	23,900円				200平方メートル以上のもの	24,500円	
			その他のもの		200平方メートル未満のもの	41,400円			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円
					200平方メートル以上のもの	46,000円				200平方メートル以上のもの	35,300円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認		300平方メートル未満のもの	11,000円			その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円					200平方メートル以上のもの	46,900円

改 正 前					改 正 後									
	めたもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		51,400円	3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの		11,300円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		91,800円				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,700円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		147,700円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,300円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		223,500円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		93,300円				
		50,000平方メートル以上のもの		339,400円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		149,800円				
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの				39,900円	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの		40,700円	
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				67,300円			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		68,500円	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			119,900円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			121,900円			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			180,100円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				183,000円			
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの			328,800円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの				333,800円			
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの			554,600円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの				562,700円			
	50,000平方メートル以上のもの			971,100円										
	その他の		300平方メートル未満のもの				81,000円							

改 正 前						改 正 後					
			もの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円				平方メートル未満のもの		
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	225,600円				50,000平方メートル以上のもの	985,000円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	322,400円			誘導基準	300平方メートル未満のもの	61,600円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	632,400円			併用法によるもの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	101,800円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,116,900円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,300円	
				50,000平方メートル以上のもの	2,050,900円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円	
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円	
									25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円	
									50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円	
								その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円	
									300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円	
									2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円	
									5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円	
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円	
備考											
1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。											
2 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）（以下この条において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この備考において同じ。											
3 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の											

改 正 前				改 正 後			
<u>住宅をいう。</u>						<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,134,200円</u>
4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。						<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>2,082,300円</u>
(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関				4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額	
(2) 住宅に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関							
(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて、登録住宅性能評価機関であるもの							
5 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。							
6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。							
7 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。							
8 認定等の申請に係る建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄							
				備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計し			

改 正 前	改 正 後
<u>に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。</u> 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。）にあっては、第6項の手数料）のほか、<u>次表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）。</u>	<u>て算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合）<u>に係るものを除く。</u>）にあっては、第6項の手数料）のほか、<u>次の表の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u>

改 正 前		改 正 後	
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、36,300円）	100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、47,300円）	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、63,300円）	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、90,300円）	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	116,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、119,300円）	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、278,300円）	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、473,300円）	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円（構造計算適合性判定を要するものにあつては、733,300円）	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
備考		備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、その算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。	
1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、当該各号に定める面積に0.5を乗じ		(1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計	
		(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部	

改 正 前	改 正 後
<u>て得た面積) とする。</u> <u>(1) 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。</u> <u>以下同じ。）をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に</u> <u>係る部分の床面積の合計</u> <u>(2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る</u> <u>部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面</u> <u>積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1</u> <u>を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場</u> <u>合は、当該増築に係る部分の床面積の合計</u> <u>ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条</u> <u>第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認</u> <u>済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）があった場合（法</u> <u>第54条第5項（法第55条第2項において準用する場合を含む。</u> <u>以下同じ。）により確認済証の交付があったものとみなされる場合</u> <u>を含む。）</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベータ</u> <u>ーの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の</u> <u>合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の20分の</u> <u>1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増</u>	<u>分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の</u> <u>合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じ</u> <u>て得た面積を加えた面積</u> <u>(3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更（以下「用途変更」という。）</u> <u>をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計</u> <u>に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部</u> <u>分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積</u> <u>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規</u> <u>模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池</u> <u>田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）別表付表1</u> <u>備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5を乗</u> <u>じて得た面積</u>

改 正 前	改 正 後
<u>築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> <u>(3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は建築物の用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更（以下「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積</u> <u>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画を変更する部分の床面積の合計（池田市建築基準法施行細則（平成14年規則第11号）第51条の規定により算定したものに限る。）に0.5を乗じて得た面積</u> <u>2 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものとし、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表に定める金額から2,000円を減じた額とする。</u> 3 構造計算適合性審査を要する法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前2項の手数料	3 構造計算適合性審査を要する法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前2項の手数料

改 正 前	改 正 後		
(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。))にあっては、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性審査を要する<u>2</u>の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。)に次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を合算して申請の際に申請者から徴収する。	(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。))にあっては、前項及び第6項の手数料)のほか、構造計算適合性審査を要する<u>1</u>の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと)に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を<u>申出の際に申出者</u>から徴収する。		
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)
(略)			
(略)			
備考 「<u>床面積の合計</u>」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性審査を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性審査を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。	備考 <u>床面積の合計</u>は、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性審査を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性審査を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。		

改 正 前	改 正 後
4 構造計算適合性判定を要する法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、第1項及び第2項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。）にあっては、第2項及び第6項の手数料）のほか、構造計算適合性判定を要する<u>一の建築物ごと（建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を合算して申請の際に申請者から徴収する（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）。</u>	4 構造計算適合性判定を要する法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（<u>申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。</u>）にあっては、第1項及び第2項の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合）<u>に係るものを除く。</u>）にあっては、第2項及び第6項の手数料）のほか、構造計算適合性判定を要する<u>1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に3,300円を加えた金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u>
(略)	(略)
備考 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模	備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う低炭素建築物新築等計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分が

改 正 前	改 正 後				
<u>様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。</u> <u>2 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。</u> 5 <u>建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、<u>前4項</u>の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。）にあつては、<u>前3項及び次項の手数料</u>）のほか、<u>一の昇降機ごとに次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</u></u>	<u>ある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。</u> 5 <u>昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、<u>前各項</u>の手数料（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出（申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合）に係るものを除く。）にあつては、<u>前3項及び次項の手数料</u>）のほか、<u>1の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u></u>				
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="152 1366 887 1414">区分</th><th data-bbox="887 1366 1120 1414">金額</th></tr> </table>	区分	金額	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1176 1366 1910 1414">区分</th><th data-bbox="1910 1366 2143 1414">金額</th></tr> </table>	区分	金額
区分	金額				
区分	金額				

改 正 前			改 正 後		
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）		21,000円	昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）		24,000円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合		13,000円	確認済証の交付があった昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合		15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）		11,000円	小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）		13,000円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合		9,000円	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合		10,000円
備考 第2項の表備考第2項の規定は、この表についても適用する。			備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。		
6 変更認定の申請にあつては、次表（変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）の増加を含む場合を除く。）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。			6 変更認定の申請（変更認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価手法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）にあつては、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。		
項	区分	金額	項	区分	金額

改 正 前					改 正 後				
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円				50,000平方メートル以上のもの	163,400円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	51,400円			その他のもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	66,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円

改 正 前						改 正 後					
			<u>の</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>136,200円</u>				<u>の</u>	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>138,600円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>177,300円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>180,400円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>212,700円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>216,300円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>249,200円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>253,500円</u>
				50,000平方メートル以上のもの	<u>322,300円</u>					50,000平方メートル以上のもの	<u>327,700円</u>
			<u>その他のもの</u>	300平方メートル未満のもの	<u>131,300円</u>				<u>その他のもの</u>	300平方メートル未満のもの	<u>133,600円</u>
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>164,000円</u>					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>166,800円</u>
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>211,200円</u>					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>214,800円</u>
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>300,600円</u>					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>305,700円</u>
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>369,800円</u>					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>376,000円</u>
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>436,800円</u>					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>444,100円</u>
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>498,100円</u>					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>506,300円</u>

改 正 前					改 正 後						
				50,000平方メートル以上のもの	620,600円				50,000平方メートル以上のもの	630,800円	
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		二	3,400円	2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		二	3,700円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,800円			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円
				200平方メートル以上のもの	12,600円					200平方メートル以上のもの	12,900円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,300円				誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円
				200平方メートル以上のもの	23,600円					200平方メートル以上のもの	18,400円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,100円	3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,200円					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,300円					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	46,600円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	74,600円						
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	112,900円						

改					正					改					正					後				
			そ の 他 の も の		50,000平方メートル以上のもの	171,300円				そ の 他 の も の	誘導仕様 基準によ るもの		10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	75,500円										
					300平方メートル未満のもの	20,600円							25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	113,900円										
					300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	34,300円							50,000平方メートル以上のもの	172,200円										
					2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	60,600円							300平方メートル未満のもの	21,100円										
					5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	90,800円							300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	35,000円										
					10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	165,100円							2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	61,700円										
					25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	278,400円							5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	92,200円										
					50,000平方メートル以上のもの	487,100円							10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	167,500円										
					その他の もの	300平方メートル未満のもの						41,100円		25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	282,100円									
					300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	67,400円							50,000平方メートル以上のもの	493,200円										
					2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	113,500円							誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円									
					5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	161,900円							300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	51,600円										
					10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	317,000円							2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	88,300円										

改 正 前						改 正 後					
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	559,600円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
				50,000平方メートル以上のもの	1,027,100円					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
備考 1 「変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計」とは、変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。 2 第1項の表備考第2項から第8項までの規定は、この表についても適用する。										25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
										50,000平方メートル以上のもの	767,300円
								その他のもの		300平方メートル未満のもの	41,900円
										300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
										2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
										5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
										10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
										25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
										50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
						4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部

改 正 前		改 正 後	
			分を1の項の 非住宅建築物 とみなして中 欄に掲げる区 分に応じそれ ぞれ右欄に定 める金額に、 住宅の用途に 供する部分を 2の項の一戸 建ての住宅又 は3の項の共 同住宅等とみ なして中欄に 掲げる区分に 応じそれぞれ 右欄に定める 金額を加算し た額
7 省令第46条の2に規定する書面（省令第44条に規定する軽微な変更 に該当していることを証する書面をいう。以下この項及び次項において同 じ。）の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価 手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一で		7 省令第46条の2に規定する書面（省令第44条に規定する軽微な変更 に該当していることを証する書面をいう。以下この項及び次項において同 じ。）の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価 手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一で	

改				正		前		改				正		後				
ある場合に限る。) にあつては、 <u>次表</u> の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。								ある場合 <u>に係るもの</u> に限る。) にあつては、 <u>次の表</u> の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。										
項	区分						金額	項	区分						金額			
	書面の交付に係る評価手法		書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計						書面の交付に係る建築物		書面の交付に係る評価手法		書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計					
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの			1,000平方メートル未満のもの				10,100円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの		300平方メートル未満のもの		6,400円			
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				16,000円					300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		10,400円			
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				46,400円					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		16,400円			
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				73,100円					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		47,400円			
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの				92,100円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		74,400円			
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの				114,900円					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		93,800円			
				50,000平方メートル以上のもの				160,600円					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		117,000円			
													50,000平方メートル以上のもの		163,400円			
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの				64,900円							その	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの		52,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				84,900円									300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		66,100円

改 正 前					改 正 後						
備考	第1項の表備考第4項、第5項及び第7項の規定は、この表について			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	136,200円	他のものの	るもの	メートル未満のもの			
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,300円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	86,400円		
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	212,700円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,600円		
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	249,200円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,400円		
				50,000平方メートル以上のもの	322,300円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	216,300円		
				その他のもの	1,000平方メートル未満のもの			164,000円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	253,500円	
					1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			211,200円	50,000平方メートル以上のもの	327,700円	
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			300,600円	その他のもの	300平方メートル未満のもの	133,600円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの			369,800円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	166,800円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		436,800円	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		214,800円	
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		498,100円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		305,700円	
					50,000平方メートル以上のもの		620,600円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		376,000円	
								10,000平方メートル以上25,000		444,100円	

改 正 前			改 正 後						
も適用する。					<u>平方メートル未満のもの</u>				
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>506,300円</u>			
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>630,800円</u>			
	2	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更</u> <u>に該当すると認めたもの</u>	二		<u>3,700円</u>			
				そ の 他 の も の	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>12,200円</u>		
						<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>12,900円</u>		
				誘導基準併用法によるもの	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>16,800円</u>			
					<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>18,400円</u>			
				その他のもの	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>21,800円</u>			
					<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>24,200円</u>			
				3	<u>共同住宅等</u>	<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更</u> <u>に該当する</u>		<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,400円</u>
								<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>12,600円</u>
								<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>26,900円</u>

改 正 前			改 正 後		
			<u>と認めたもの</u>	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>47,400円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>75,500円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>113,900円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>172,200円</u>
			<u>その他のもの</u>	<u>誘導仕様基準によるもの</u> <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>21,100円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>35,000円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>61,700円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>92,200円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>167,500円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>282,100円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>493,200円</u>
			<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>31,500円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>51,600円</u>

改 正 前				改 正 後		
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
					50,000平方メートル以上のもの	767,300円
				その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,900円
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,600円
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	115,400円
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,500円
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
					50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
				4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部

改正前		改正後	
			分を1の項の 非住宅建築物 とみなして中 欄に掲げる区 分に応じそれ ぞれ右欄に定 める金額に、 住宅の用途に 供する部分を 2の項の一戸 建ての住宅又 は3の項の共 同住宅等とみ なして中欄に 掲げる区分に 応じそれぞれ 右欄に定める 金額を加算し た額
		8 省令第46条の2に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一である場合を除く。）にあっては、<u>次表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に 8 省令第46条の2に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る低炭素建築物新築等計画の評価手法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に<u>係るもの</u>を除く。）にあっては、<u>次の表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料	

改 正 前				改 正 後						
申請者から徴収する。				を申請の際に申請者から徴収する。						
項	区分		金額	項	区分		金額			
	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計			書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法		書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計		
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更と該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円		
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円		
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円		
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円		
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円		
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円		
							50,000平方メートル以上のもの	325,300円		
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの			128,600円	その他の	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			168,500円			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			271,200円				

改 正 前					改 正 後						
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円			の も の		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円	
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円	
			50,000平方メートル以上のもの	643,400円					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円	
		その他のもの	1,000平方メートル未満のもの	326,800円					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	421,200円					50,000平方メートル以上のもの	654,000円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	600,000円					その他のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円						300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	872,400円						1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円						2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	609,900円
			50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円						5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	750,600円
										10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	886,700円
備考 第1項の表備考第4項、第5項及び第7項の規定は、この表についても適用する。											

改 正 前			改 正 後				
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円		
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円		
				2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更等に該当すると認めたもの	5,900円
				その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円
					200平方メートル以上のもの	24,500円	
					誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	32,200円
					200平方メートル以上のもの	35,300円	
					その他のもの	200平方メートル未満のもの	42,300円
					200平方メートル以上のもの	46,900円	
			3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更等に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円	
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円	
					5,000平方メートル以上10,000	93,300円	

改 正 前			改 正 後			
					<u>平方メートル未満のもの</u>	
					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>149,800円</u>
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>226,300円</u>
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>343,100円</u>
			その他のもの	<u>誘導仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>40,700円</u>
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>68,500円</u>
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>121,900円</u>
					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>183,000円</u>
					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>333,800円</u>
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>562,700円</u>
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>985,000円</u>
				<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>61,600円</u>
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>101,800円</u>
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>175,300円</u>

改 正 前			改 正 後		
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	254,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	487,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
				50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
			その他の もの	300平方メートル未満のもの	82,500円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
				50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円
	<u>4</u>	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物		

改 正 前			改 正 後		
					<u>とみなして中</u>
					<u>欄に掲げる区</u>
					<u>分に応じそれ</u>
					<u>ぞれ右欄に定</u>
					<u>める金額に、</u>
					<u>住宅の用途に</u>
					<u>供する部分を</u>
					<u>2の項の一戸</u>
					<u>建ての住宅又</u>
					<u>は3の項の共</u>
					<u>同住宅等とみ</u>
					<u>なして中欄に</u>
					<u>掲げる区分に</u>
					<u>応じそれぞれ</u>
					<u>右欄に定める</u>
					<u>金額を加算し</u>
					<u>た額</u>
第4条～第6条 （略）			第4条～第6条 （略）		

議案第 17 号

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律に係る手数料条例の一部改正について

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料
条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例
（平成 28 年池田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定等 法第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）又は法第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「変更判定」という。）をいう。
- (2) 認定等 法第 29 条第 1 項の認定（以下「認定」という。）又は法第 31 条第 1 項の変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。
- (3) 消費性能基準 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (4) 性能向上基準 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準をいう。
- (5) 床面積 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところにより算定した床面積をいう。
- (6) 建築物の用途 消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- (7) 工場等 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

- (8) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。
- (9) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- (10) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (11) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。
- (12) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関（当該建築物が住宅の場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関）をいう。
- (13) モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準による評価の方法をいう。
- (14) 仕様基準 基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。
- (15) 併用法 基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。
- (16) 誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。
- (17) 誘導基準併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。
- (18) 構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。
- (19) 適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。

(20)構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。

(21)大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。

(22)確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。

(23)構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。

(24)大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。

(25)小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。

第3条第1項中「法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この条において「変更判定」という。）」を「判定又は変更判定」に改め、「（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）」を「消費性能基準」に、「判定若しくは変更判定（以下この条において「判定等」という。）」を「判定等」に改め、同項第1号中「（消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。以下この条において同じ。）」及び「（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号の表を次のように改める。

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	166,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	206,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	255,700円
	50,000平方メートル以上のもの	355,500円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	26,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円
	50,000平方メートル以上のもの	368,600円

備考 床面積の合計は、判定等に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更判定の申請（変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第3条第1項第2号中「工場等のみの場合以外の場合」を「非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。）」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
	50,000平方メートル以上のもの	651,600円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
	50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円

第3条第1項に次の3号を加える。

(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
判定等に係る建築物の評価	床面積の合計	

手法		
仕様基準 によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
	200平方メートル以上のもの	22,100円
併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
	200平方メートル以上のもの	33,000円
その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
	200平方メートル以上のもの	44,600円

備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

- (4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
	25,000平方メートル以上50,	560,400円

	000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
	50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円

備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

(5) 判定等の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額

第3条第2項中「第11条に規定する書面」を「第13条に規定する書面（省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第1号の表を次のように改める。

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,900円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	83,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	103,800円

	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円
	50,000平方メートル以上のもの	178,400円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	14,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,700円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,700円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	88,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	108,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	134,000円
	50,000平方メートル以上のもの	185,000円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

第3条第2項第2号中「工場等のみの場合以外の場合」を「非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。）」に改め、同号の表を次のように改める。

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	

建築物の評価手法		
モデル建築物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
	50,000平方メートル以上のもの	326,500円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル以上のもの	442,900円

	000平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
	50,000平方メートル以上のもの	629,700円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

第3条第2項に次の3号を加える。

(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	11,800円
併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
	200平方メートル以上のもの	17,200円
その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
	200平方メートル以上のもの	23,000円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

(4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

区分		金額
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	492,000円
併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル以上のもの	127,000円

	00平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円

備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。

- (5) 変更判定又は書面の交付の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額

第3条第3項中「法第34条第1項の規定による」を削り、「法第36条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）」を「変更認定」に改

め、「（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）」及び「（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）」を「性能向上基準」に、「法第34条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）」を「認定等」に改め、「（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）」を削り、「限る。）にあっては、同表」を「係るものに限る。）にあっては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円

		の も の		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
			その他の もの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建て の住宅	登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関	—		5,900円

		等が性能向上基準に適合すると認めたもの		
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 20,600円 200平方メートル以上のもの 22,100円
		その他のもの	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 29,900円 200平方メートル以上のもの 33,000円
		その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの 39,900円 200平方メートル以上のもの 44,600円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの 11,300円 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,700円 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,300円 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 93,300円 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 149,800円 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 226,300円 50,000平方メートル以上のもの 343,100円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの 38,400円 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,200円 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 119,600円

の		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
		50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円

			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第3条第4項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの手数料の徴収は、建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下この条において「適合判定通知書」という。）の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査（以下この条において「構造計算適合性審査」という。）を行わない場合に限る。）」を削り、同項の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、その算定した面積に

0.5 を乗じて得た面積とする。

- (1) 建築物の建築（移転を含む。以下この備考において同じ。）をする場合（この備考第2号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1 を乗じて得た面積を加えた面積
- (3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更（以下「用途変更」という。）をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計に0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1 を乗じて得た面積を加えた面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）別表付表1備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5 を乗じて得た面積

第3条第5項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表備考中「「床面積の合計」とは」を「床面積の合計は」に、「の合計をいう」を「を合計して算定する」に改め、同表備考ただし書中「第35条第5項」を「第30条

第5項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を「の建築又は大規模修繕等」に改め、同条第6項の表以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「」の規定による申出」の次に「（申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「1の」に、「建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表」を「建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）に次の表」に改め、「掲げる金額」の次に「に3,300円を加えた金額」を加え、「合算して申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、「（適合判定通知書の提出がない場合に限る。）」を削り、同項の表備考を次のように改める。

備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

第3条第7項中「建築基準法第87条の4に規定する昇降機」を「昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2

項」に、「前４項」を「第３項から前項まで」に改め、「含む場合」の次に「に係るもの」を加え、「一の」を「１の」に、「次表」を「次の表」に、「申請の際に申請者」を「申出の際に申出者」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	金額
昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	２４，０００円
確認済証の交付があった昇降機の計画（法第３０条第５項（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して昇降機を設置する場合	１５，０００円
小荷物専用昇降機を設置する場合（次の項に規定する場合を除く。）	１３，０００円
確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画（法第３０条第５項（法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされるものを含む。）を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	１０，０００円

備考 この表に定める金額は、１の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第３条第８項中「申請にあつては、次表」を「申請」に改め、「（同表備考第１項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）」を削り、「を除く。）」を「に係るものを除く。）」にあつては、次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
１	非住宅建	登録建築物エ	300平方メートル未満のもの	6,400円

建築物	エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
	その他のもの	モデル建築物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	326,500円

			その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	—		3,700円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	11,000円 11,800円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 200平方メートル以上のもの	15,700円 17,200円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円

			もの	200平方メートル以上のもの	23,000円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
				50,000平方メートル以上のもの	172,200円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
				50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		誘導基準併用法に		300平方メートル未満のもの	30,400円
				300平方メートル以上2,000平方	50,500円

			よるもの	メートル未満のもの	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
				50,000平方メートル以上のもの	766,200円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円
				50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区			

		分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

第3条第9項中「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に改め、「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更にと認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円

		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
		50,000平方メートル以上のもの	163,400円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
		50,000平方メートル以上のもの	326,500円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円

				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更等に該当すると認めたもの	—		3,700円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
		その他のもの	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のもの	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
				200平方メートル以上のもの	23,000円
3	共同住宅等	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更等に該当すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	6,400円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	47,400円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル以上のもの	172,200円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
		50,000平方メートル以上のもの	492,000円
	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円

			50,000平方メートル以上のもの	766,200円
		その他の もの	300平方メートル未満のもの	40,800円
			300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	67,500円
			2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	114,300円
			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に

		掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

第3条第10項中「第29条」を「第28条」に改め、「場合」の次に「に係るもの」を加え、「次表」を「次の表」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円

		の も の		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
			その他の もの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建て の住宅	登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関	—		5,900円

		等が軽微な変更 に該当する と認めたもの		
		そ の 他 の も の	誘導仕様 基準によ るもの	200平方メートル未満のもの 20,600円 200平方メートル以上のもの 22,100円
			誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの 29,900円 200平方メートル以上のもの 33,000円
			その他の もの	200平方メートル未満のもの 39,900円 200平方メートル以上のもの 44,600円
3	共同住宅 等	登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 等が軽微な変 更に該当する と認めたもの	300平方メートル未満のもの 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの 25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの 50,000平方メートル以上のもの	11,300円 23,700円 52,300円 93,300円 149,800円 226,300円 343,100円
		そ の 他 の も の	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの 38,400円 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 66,200円 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 119,600円

			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円
		誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
		その他の もの	300平方メートル未満のもの	80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円

				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
				50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
4	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

第3条第11項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律に係る手数料条例の一部改正について

- 1 定義規定の整備を行うものであること。

(第 2 条関係)

- 2 各種手数料について次の整備を行うほか、文言の整備その他所要の規定の整備を行うものであること。

- (1) 次の手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準に適合しなければならない建築物の対象が追加されたことに伴う当該建築物に係る手数料の金額の設定その他見直しを行うものであること。

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料

イ 完了検査等の検査済証の交付を受けるために必要な建築物エネルギー消費性能確保計画が軽微な変更に応当していることを証する書面の交付に係る手数料

ウ 認定を不要とする建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る完了検査等の検査済証の交付を受けるために必要なその計画が軽微な変更に応当していることを証する書面の交付に係る手数料

- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又はその変更の申請に係る手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る建築物の評価手法が新たに創設されたことに伴う当該評価手法に係る手数料の金額の設定その他見直しを行うものであること。

(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等の関係法令の規定に適合するかどうかの審査を受けるため当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請の際に行われる申出に係る手数料について、同法の一部改正により当該審査の項目が増えたことに伴う当該手数料の額の改定その他見直しを行うものであること。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度が廃止されたことに伴い、当該認定の申請に係る手数料を廃止するものであること。

（第 3 条関係）

3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第17号 参 考

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条（略） （定義） 第2条（略）	第1条（略） （定義） 第2条（略） <u>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 判定等 法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）又は法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「変更判定」という。）をいう。</u> <u>(2) 認定等 法第29条第1項の認定（以下「認定」という。）又は法第31条第1項の変更の認定（以下「変更認定」という。）をいう。</u> <u>(3) 消費性能基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</u> <u>(4) 性能向上基準 法第30条第1項各号に掲げる基準をいう。</u> <u>(5) 床面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定した床面積をいう。</u> <u>(6) 建築物の用途 消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>の用途をいう。</u> <u>(7) 工場等 工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u> <u>(8) 住宅 人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）をいう。</u> <u>(9) 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。</u> <u>(10) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</u> <u>(11) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。</u> <u>(12) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等 認定等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関（当該建築物が住宅の場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関）をいう。</u> <u>(13) モデル建物法 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに定める基準による評価の方法をいう。</u> <u>(14) 仕様基準 基準省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>価する方法をいう。</u> <u>(15)併用法 基準省令第1条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。</u> <u>(16)誘導仕様基準 住宅の用途に供する部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価する方法をいう。</u> <u>(17)誘導基準併用法 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準による評価の方法をいう。</u> <u>(18)構造計算適合性判定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定をいう。</u> <u>(19)適合判定通知書 建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書をいう。</u> <u>(20)構造計算適合性審査 建築主事が行う建築基準法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（同項に規定する確認審査をいう。）又は同法第18条第5項各号に掲げる審査をいう。</u> <u>(21)大規模修繕等 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。</u> <u>(22)確認済証の交付 建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付をいう。</u> <u>(23)構造計算 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算をいう。</u>

改 正 前	改 正 後
(手数料の徴収) 第3条 <u>法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この条において「判定」という。）又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この条において「変更判定」という。）（変更判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。）に係る建築物の評価手法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この条において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更判定（以下この条において「判定等」という。）に係る建築物の評価手法と同一でない場合又は変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けようと</u>	<u>(24)大臣認定プログラム 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。</u> <u>(25)小荷物専用昇降機 建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。</u> (手数料の徴収) 第3条 <u>判定又は変更判定（変更判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価手法（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価手法と同一でない場合又は変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）を受けようとする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を徴収する。</u>

改 正 前			改 正 後		
する者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を徴収する。 (1) 建築物の用途（消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。以下この条において同じ。）が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）のみの場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額			(1) 建築物の用途が工場等のみの場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額		
区分		金額	区分		金額
判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計		判定等に係る建築物の評価手法	床面積の合計	
モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	21,600円	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	30,400円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	31,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,000円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43,800円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	108,400円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	110,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,200円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	166,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,800円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	206,200円

改 正 前			改 正 後		
その他のもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	251,500円	その他のもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	255,700円
	50,000平方メートル以上のもの	349,700円		50,000平方メートル以上のもの	355,500円
	300平方メートル未満のもの	26,200円		300平方メートル未満のもの	26,800円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	35,400円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,100円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	49,100円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	116,000円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	118,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	171,600円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	174,500円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,900円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	262,100円		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	266,500円
	50,000平方メートル以上のもの	362,600円		50,000平方メートル以上のもの	368,600円
備考			備考		
1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積（増築又は改築（以下「増築等」という。）の判定等であって、当該増築等に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）			床面積の合計は、判定等に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更判定の申請（変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。		

改			正			前			改			正			後		
<u>第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。ただし、変更判定の申請（変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>2 「モデル建物法によるもの」とは、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準により評価したものをいう。</u> <u>3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。</u> (2) 建築物の用途が<u>工場等のみの場合以外の場合</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額									(2) 建築物の用途が<u>非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。）</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額								
			区分			金額						区分			金額		
判定等に係る建築物の評価手法			床面積の合計						判定等に係る建築物の評価手法			床面積の合計					
モデル建物法によるもの			300平方メートル未満のもの			99,200円			モデル建物法によるもの			300平方メートル未満のもの			101,000円		
			300平方メートル以上1,000			126,300円						300平方メートル以上1,000			128,500円		

改 正 前				改 正 後			
		平方メートル未満のもの				平方メートル未満のもの	
		1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	166, 200円			1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	169, 100円
		2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	269, 000円			2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	273, 500円
		5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	351, 100円			5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	357, 000円
		10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	421, 900円			10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	428, 900円
		25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	495, 000円			25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの	503, 200円
		50, 000平方メートル以上のもの	641, 100円			50, 000平方メートル以上のもの	651, 600円
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	259, 000円		その他のもの	300平方メートル未満のもの	263, 400円
		300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	324, 500円			300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	329, 900円
		1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	418, 900円			1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	425, 800円
		2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	597, 700円			2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	607, 600円
		5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	736, 200円			5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの	748, 300円
		10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	870, 100円			10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの	884, 400円
		25, 000平方メートル以上のもの	992, 600円			25, 000平方メートル以上のもの	1, 008, 900円

改 正 前			改 正 後																							
	<u>0, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>			<u>0, 0 0 0平方メートル未満のもの</u>																						
	<u>5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>1, 2 3 7, 7 0 0円</u>		<u>5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>1, 2 5 7, 9 0 0円</u>																					
備考 (略)			備考 (略)																							
			(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額																							
			<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td><u>判定等に係る建築物の評価手法</u></td><td><u>床面積の合計</u></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>仕様基準によるもの</u></td><td><u>2 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>2 0, 6 0 0円</u></td></tr><tr><td><u>2 0 0平方メートル以上のもの</u></td><td><u>2 2, 1 0 0円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>併用法によるもの</u></td><td><u>2 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>2 9, 9 0 0円</u></td></tr><tr><td><u>2 0 0平方メートル以上のもの</u></td><td><u>3 3, 0 0 0円</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>その他のもの</u></td><td><u>2 0 0平方メートル未満のもの</u></td><td><u>3 9, 9 0 0円</u></td></tr><tr><td><u>2 0 0平方メートル以上のもの</u></td><td><u>4 4, 6 0 0円</u></td></tr></table>			区分		金額	<u>判定等に係る建築物の評価手法</u>	<u>床面積の合計</u>		<u>仕様基準によるもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 0, 6 0 0円</u>	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>2 2, 1 0 0円</u>	<u>併用法によるもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 9, 9 0 0円</u>	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>3 3, 0 0 0円</u>	<u>その他のもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>3 9, 9 0 0円</u>	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>4 4, 6 0 0円</u>
区分		金額																								
<u>判定等に係る建築物の評価手法</u>	<u>床面積の合計</u>																									
<u>仕様基準によるもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 0, 6 0 0円</u>																								
	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>2 2, 1 0 0円</u>																								
<u>併用法によるもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>2 9, 9 0 0円</u>																								
	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>3 3, 0 0 0円</u>																								
<u>その他のもの</u>	<u>2 0 0平方メートル未満のもの</u>	<u>3 9, 9 0 0円</u>																								
	<u>2 0 0平方メートル以上のもの</u>	<u>4 4, 6 0 0円</u>																								
			備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。																							
			(4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額																							
			<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td><u>判定等に係る建築物の評価手法</u></td><td><u>床面積の合計</u></td><td></td></tr></table>			区分		金額	<u>判定等に係る建築物の評価手法</u>	<u>床面積の合計</u>																
区分		金額																								
<u>判定等に係る建築物の評価手法</u>	<u>床面積の合計</u>																									

改	正	後	
	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>38,400円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>66,200円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
		<u>併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>
	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>99,500円</u>
	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>173,000円</u>
	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>252,600円</u>
	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>485,400円</u>
	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>		<u>845,800円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>		<u>1,530,900円</u>

改 正 前		改 正 後	
	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
		備考 第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。	
		(5) 判定等の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額	
		2 変更判定（変更判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価手法と同一でない場合及び変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようと	
		2 変更判定（変更判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価手法と同一でない場合及び変更判定に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）を受けようと	

改 正 前			改 正 後		
する者又は省令第11条に規定する書面の交付を受けようとする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を徴収する。 (1) 建築物の用途が工場等のみの場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額			する者又は省令第13条に規定する書面（省令第5条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面をいう。以下この項において同じ。）の交付を受けようとする者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の手数料を徴収する。 (1) 建築物の用途が工場等のみの場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額		
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	区分	金額	変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	区分	金額
モデル建物法によるもの	1,000平方メートル未満のもの	15,800円	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	11,800円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,100円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	54,800円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,200円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,900円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	102,000円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	83,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	126,400円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	103,800円

改 正 前			改 正 後		
その他のもの	50,000平方メートル以上のもの	175,400円	その他のもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	128,600円
	1,000平方メートル未満のもの	18,300円		50,000平方メートル以上のもの	178,400円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,100円		300平方メートル未満のもの	14,100円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	58,700円		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	86,400円		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	106,600円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	59,700円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	131,700円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	88,000円
	50,000平方メートル以上のもの	181,900円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	108,500円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	134,000円
				50,000平方メートル以上のもの	185,000円
備考 前項第1号の表備考第2項及び第3項の規定は、この表についても適用する。			備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。		
(2) 建築物の用途が工場等のみの場合以外の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額			(2) 建築物の用途が非住宅建築物の場合（工場等のみの場合を除く。） 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額		
区分		金額	区分		金額
変更判定に係る	変更判定に係る建築物の部分又は書面		変更判定に係る	変更判定に係る建築物の部分又は書面	

改 正 前			改 正 後		
	000平方メートル未満のもの			0平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
	50,000平方メートル以上のもの	619,500円		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
		50,000平方メートル以上のもの		629,700円	
備考 前項第1号の表備考第2項及び第3項の規定は、この表についても適用する。				備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。	
			(3) 建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額		
			区分		金額
			変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
			仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
			併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円

改	正	後																			
	<table><tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>200平方メートル未満のもの</td><td>20,700円</td></tr><tr><td>200平方メートル以上のもの</td><td>23,000円</td></tr></table>	その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円	200平方メートル以上のもの	23,000円															
その他のもの	200平方メートル未満のもの		20,700円																		
	200平方メートル以上のもの	23,000円																			
	備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。																				
	(4) 建築物の用途が共同住宅等の場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める金額																				
	<table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法</td><td>変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計</td></tr><tr><td rowspan="7">仕様基準によるもの</td><td>300平方メートル未満のもの</td><td>19,900円</td></tr><tr><td>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td><td>33,800円</td></tr><tr><td>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td><td>60,500円</td></tr><tr><td>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</td><td>91,100円</td></tr><tr><td>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</td><td>166,400円</td></tr><tr><td>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</td><td>280,900円</td></tr><tr><td>50,000平方メートル以上のもの</td><td>492,000円</td></tr></table>	区分	金額	変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円	50,000平方メートル以上のもの	492,000円	
区分	金額																				
変更判定に係る建築物又は書面の交付の申請に係る建築物の評価手法	変更判定に係る建築物の部分又は書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計																				
仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円																			
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円																			
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円																			
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円																			
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円																			
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円																			
	50,000平方メートル以上のもの	492,000円																			

改	正	後	
	<u>併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400円</u>
		<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,500円</u>
		<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>87,200円</u>
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000円</u>
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300円</u>
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>423,600円</u>
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>766,200円</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>
	<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>67,500円</u>
	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>114,300円</u>
	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>163,400円</u>
	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>320,700円</u>
	<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>		<u>566,600円</u>
	<u>50,000平方メートル以上のもの</u>		<u>1,040,700円</u>

改 正 前	改 正 後
3 <u>法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の変更の認定（以下この条において「変更認定」という。）の申請（変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の評価手法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この条において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第34条第1項の認定若しくは変更認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積</u>	<u>備考 前項第1号の表備考の規定は、この表についても適用する。</u> <u>(5) 変更判定又は書面の交付の申請に係る建築物が複合建築物の場合 非住宅建築物の用途に供する部分を工場等のみ又は工場等のみ以外の非住宅建築物の用途に供する建築物とみなして第1号又は第2号の規定により算定した金額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する建築物とみなして前2号の規定により算定した金額を加算した額</u> 3 認定の申請又は<u>変更認定</u>の申請（変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法（建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が<u>性能向上基準</u>に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から第10項までにおいて同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の<u>認定等</u>に係る評価手法と同一でない場合又は変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に<u>係るものに限る。</u>）にあつては、<u>次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</u>

改 正 前					改 正 後				
の合計（次表備考第1項に規定する床面積の合計をいう。）の増加を含む場合に限る。）にあっては、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。									
項	区分			金額	項	区分			金額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計			認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価手法	床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,000円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたものの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	319,900円				50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のモデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	99,200円			その他のモデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	126,300円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円

改 正 前						改 正 後					
			<u>の も の</u>	<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>166,200円</u>				<u>の も の</u>	<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>169,100円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>269,000円</u>					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,500円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>351,100円</u>					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>357,000円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>421,900円</u>					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>428,900円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>495,000円</u>					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>503,200円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>641,100円</u>					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>651,600円</u>
			<u>その他の もの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>259,000円</u>				<u>その他の もの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>263,400円</u>
				<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>324,500円</u>					<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>329,900円</u>
				<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>418,900円</u>					<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>425,800円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>597,700円</u>					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>607,600円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>736,200円</u>					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>748,300円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>870,100円</u>					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>884,400円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>992,600円</u>					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,008,900円</u>

改 正 前						改 正 後					
				50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円					50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	二		5,600円	2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	二		5,900円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,100円			その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	21,600円					200平方メートル以上のもの	22,100円
				200平方メートル未満のもの	39,100円					200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	43,700円					200平方メートル以上のもの	33,000円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,000円					300平方メートル未満のもの	11,300円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,200円					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,400円					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,800円					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	147,700円					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	223,500円						
				50,000平方メートル以上のもの	339,400円						

改						正						後					
			その 他の もの	誘導仕様 基準によるもの	300平方メートル未満のもの	37,600円					その 他の もの	誘導仕様 基準によるもの	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		226,300円		
					300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	65,000円							50,000平方メートル以上のもの		343,100円		
					2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,600円							300平方メートル未満のもの	38,400円			
					5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	177,800円							300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円			
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	326,500円							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円			
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	552,300円							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円			
					50,000平方メートル以上のもの	968,800円							10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円			
					その他の もの	300平方メートル未満のもの							78,700円	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円		
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	131,200円		50,000平方メートル以上のもの					982,600円						
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	223,400円		誘導基準 併用法によるもの					300平方メートル未満のもの	59,300円					
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,100円							300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円					
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	630,100円							2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円					
			25,000平方メートル以上50,000	1,114,700円							5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円					

改					正					後											
				平方メートル未満のもの					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		485,400円										
				50,000平方メートル以上のもの	2,048,600円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		845,800円										
									50,000平方メートル以上のもの		1,530,900円										
備考 1「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積（共同住宅等又は複合建築物（住宅の部分及び非住宅建築物の部分を含む建築物をいう。以下この条において同じ。）（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）の建築物全体が認定等の対象とする範囲であって基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は共用部分を評価しないで住宅部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したもの（以下この条において「共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下この条において「共用部床面積」という。）を除いた床面積）の合計をいう。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積（共用部分を評価しないものについては、当該増加に係る部								その他のもの	300平方メートル未満のもの		80,200円										
									300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		133,500円										
									2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		227,100円										
									5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		325,300円										
									10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		640,100円										
									25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		1,131,900円										
									50,000平方メートル以上のもの		2,080,000円										
									4	複合建築物								住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中			

改	正	前	改	正	後			
<u>分以外の部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>2 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部を含む。）（以下この条において「住宅」という。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この備考において同じ。</u> <u>3 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</u> <u>4 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（1）非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</u> <u>（2）住宅に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関</u> <u>（3）複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって、登録住宅性能評価機関であるもの</u> <u>5 「モデル建物法によるもの」とは、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。</u> <u>6 「誘導仕様基準によるもの」とは、住宅部分を基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。</u> <u>7 第1項第1号の表備考第3項の規定は、この表についても適用する。</u>			<table><tr><td></td><td></td><td>欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</td></tr></table> <u>備考 床面積の合計は、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積を合計して算定する。ただし、変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u>					欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
		欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額						

改 正 前	改 正 後
8 <u>認定等の申請に係る建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、前項の手数料（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。）にあつては、第8項の手数料）のほか、<u>次表</u>の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を<u>申請の際に申請者から徴収する（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものの</u>手数料の徴収は、<u>建築基準法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書（以下こ</u></u>	4 <u>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、前項の手数料（法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合</u>に係るものを除く。）にあつては、第8項の手数料）のほか、<u>次の表</u>の左欄に掲げる床面積の合計に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を<u>申出の際に申出者から徴収する。</u>

改 正 前		改 正 後	
の条において「適合判定通知書」という。)の提出がない場合及び建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定による建築主事の審査(以下この条において「構造計算適合性審査」という。)を行わない場合に限る。))。			
床面積の合計	金額	床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、36,300円)	100平方メートル以下のもの	38,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、47,300円)	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	50,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、63,300円)	200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	72,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、90,300円)	300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	97,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	116,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、119,300円)	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、278,300円)	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	307,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、473,300円)	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	524,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円(構造計算適合性判定を要するものにあつては、733,300円)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
		備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定する。ただし、建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、その算定した面積に	

改 正 前	改 正 後
えるもの するものにあつては、733,300円)	
備考 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（建築基準法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定に係る建築物にあつては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積）とする。 (1) 建築物の建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下この備考において同じ。）をする場合（この備考第1項第2号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計 (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計 ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下この条において「確認済証の交付」という。）があった場合（法第35条第5項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）により確認済証の交付があったものとみなされる	0.5を乗じて得た面積とする。 (1) 建築物の建築（移転を含む。以下この備考において同じ。）をする場合（この備考第2号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積の合計 (2) 建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合に限る。） 当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (3) 大規模修繕等又は建築物の用途の変更（以下「用途変更」という。）をする場合 当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該大規模修繕等又は用途変更に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模修繕等又は用途変更をする場合 当該計画を変更する部分について池田市建築基準法施行条例（平成13年池田市条例第22号）別表付表1備考第1項第4号の規定の例により算定した床面積の合計に0.5を乗じて得た面積

改 正 前	改 正 後
<u>場合を含む。)</u> <u>イ 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（この備考第1項第2号アに掲げる場合を除く。）</u> <u>(3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替（以下この条において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積</u> <u>(4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画を変更する部分の床面積の合計（池田市建築基準法施行細則（平成14年池田市規則第11号）第51条の規定により算定したものに限る。）に0.5を乗じて得た面積</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>2 この表は、書類又は図書のみにより申出を行う場合に適用するものと し、磁気ディスク等により申出を行う場合においては、それぞれこの表 に定める金額から2,000円を減じた額とする。</u> 5 構造計算適合性審査を要する法第35条第2項（法第36条第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、前2項の手数料 （法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出 （申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該 建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一で ない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含 む場合を除く。）にあつては、前項及び第8項の手数料）のほか、構造計算 適合性審査を要する<u>一の建築物ごと（建築物の2以上の部分がエキスパンシ ョンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場 合は、それぞれ別の建築物とみなす。）に次表の左欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を合算して申請の際に申請者から 徴収する。</u>	5 構造計算適合性審査を要する法第30条第2項（法第31条第2項におい て準用する場合を含む。）の規定による申出にあつては、前2項の手数料 （法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出 （申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該 建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一で ない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含 む場合）<u>に係るものを除く。</u>）にあつては、前項及び第8項の手数料）のほ か、構造計算適合性審査を要する<u>1の建築物ごと（建築基準法第20条第2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）に次の表の 左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申出 の際に申出者から徴収する。</u>
(略)	(略)
備考 「<u>床面積の合計</u>」とは、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の <u>合計をいう。</u>ただし、確認済証の交付があつた構造計算適合性審査を要す る建築物の計画又は法第35条第5項（法第36条第2項において準用す	備考 <u>床面積の合計は、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積を合計し て算定する。</u>ただし、確認済証の交付があつた構造計算適合性審査を要す る建築物の計画又は法第30条第5項（法第31条第2項において準用す

改 正 前	改 正 後
る場合を含む。)の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性審査を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。 6 構造計算適合性判定を要する法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出にあつては、第3項及び第4項の手数料(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。)にあつては、第4項及び第8項の手数料)のほか、構造計算適合性判定を要する<u>一の建築物ごと(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。)</u>に次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を合算して申請の際に申請者から徴収する(適合判定通知書の提出がない場合に限る。)	る場合を含む。)の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性審査を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。 6 構造計算適合性判定を要する法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(申出の際に適合判定通知書の提出がない場合に限る。)にあつては、第3項及び第4項の手数料(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)にあつては、第4項及び第8項の手数料)のほか、構造計算適合性判定を要する<u>1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)</u>に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額に3,300円を加えた金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。

改 正 前	改 正 後
(略)	(略)
備考 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第35条第5項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。 2 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。 7 建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分を含む法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、前4項の手数料（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能	備考 床面積の合計は、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積を合計して算定する。ただし、確認済証の交付があった構造計算適合性判定を要する建築物の計画又は法第30条第5項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証の交付があったものとみなされる構造計算適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能向上計画を変更して建築物の建築又は大規模修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。 7 昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げるものに限る。以下同じ。）又は小荷物専用昇降機（同項第2号に掲げるものに限る。以下同じ。）に係る部分を含む法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出にあっては、第3項から前項までの

改 正 前		改 正 後	
向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合を除く。) にあつては、前3項及び次項の手数料) のほか、<u>一の昇降機ごとに次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。</u>		手数料 (法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出 (申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合) <u>に係るものを除く。</u>) にあつては、前3項及び次項の手数料) のほか、<u>1の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申出の際に申出者から徴収する。</u>	
区分	金額	区分	金額
昇降機 (小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。) を設置する場合 (次の項に規定する場合を除く。)	21,000円	昇降機を設置する場合 (次の項に規定する場合を除く。)	24,000円
確認済証の交付があつた昇降機の計画 (法第35条第5項 (法第36条第2項において準用する場合を含む。) の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。) を変更して昇降機を設置する場合	13,000円	確認済証の交付があつた昇降機の計画 (法第30条第5項 (法第31条第2項において準用する場合を含む。) の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。) を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
小荷物専用昇降機を設置する場合 (次の項に規定する場合を除く。)	11,000円	小荷物専用昇降機を設置する場合 (次の項に規定する場合を除く。)	13,000円
確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画 (法第35条第5項 (法第36条第2項において準用する場合を含む。) の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。) を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円	確認済証の交付があつた小荷物専用昇降機の計画 (法第30条第5項 (法第31条第2項において準用する場合を含む。) の規定により確認済証の交付があつたものとみなされるものを含む。) を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
		備考 この表に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額と	

改 正 前					改 正 後				
備考 第4項の表備考第2項の規定は、この表についても適用する。					する。				
8 変更認定の申請にあっては、次表（変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計（同表備考第1項に規定する変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。）の増加を含む場合を除く。）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					8 変更認定の申請（変更認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価手法と同一でない場合及び変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）にあっては、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。				
項	区分			金額	項	区分			金額
	変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計			変更認定の申請に係る建築物	変更認定に係る評価手法	変更認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,100円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,100円				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円

改 正 前					改 正 後				
そ の 他 の も の	モデル建 物法によ るもの	10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	92,100円	そ の 他 の も の	モデル建 物法によ るもの	10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	93,800円	そ の 他 の も の	モデル建 物法によ るもの
		25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	114,900円			25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	117,000円		
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円			50,000平方メートル以上のもの	163,400円		
	その他の もの	300平方メートル未満のもの	50,200円		その他の もの	300平方メートル未満のもの	51,200円		その他の もの
		300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	63,700円			300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	64,900円		
		1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	83,700円			1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	85,300円		
		2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	135,100円			2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	137,500円		
		5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	176,200円			5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	179,200円		
		10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	211,600円			10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	215,200円		
		25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	248,100円			25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	252,300円		
		50,000平方メートル以上のもの	321,100円			50,000平方メートル以上のもの	326,500円		
	その他の もの	300平方メートル未満のもの	130,100円		その他の もの	300平方メートル未満のもの	132,400円		その他の もの
		300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	162,900円			300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	165,700円		

改 正 前					改 正 後					
				<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>210,000円</u>				<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>213,600円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>299,500円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>304,500円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>368,700円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>374,900円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>435,700円</u>				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>442,900円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>496,900円</u>				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>505,200円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>619,500円</u>				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>629,700円</u>
<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	二	<u>3,400円</u>		<u>2</u>	<u>一戸建ての住宅</u>	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	二	<u>3,700円</u>
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>10,700円</u>			その他のもの	誘導仕様基準によるもの	<u>11,000円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>11,400円</u>					<u>11,800円</u>
		その他のもの		<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,200円</u>			誘導基準併用法によるもの		<u>15,700円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>22,500円</u>					<u>17,200円</u>
<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	登録住宅性能		<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,100円</u>					

改 正 前					改 正 後				
		<u>評価機関等が 性能向上基準 に適合すると 認めたもの</u>	<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>12,200円</u>	3	共同住宅等	<u>その他の もの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,700円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>26,300円</u>				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>23,000円</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>46,600円</u>			<u>登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 等が性能向上 基準に適合す ると認めたも の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,400円</u>
			<u>10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>74,600円</u>				<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>12,600円</u>
			<u>25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>112,900円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>26,900円</u>
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>171,300円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>47,400円</u>
		<u>そ の 他 の も の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,400円</u>				<u>10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>75,500円</u>
			<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>33,100円</u>				<u>25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>113,900円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>59,400円</u>				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>172,200円</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>89,600円</u>			<u>そ の 他 の も の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,900円</u>
			<u>10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>164,000円</u>				<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>33,800円</u>
			<u>25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>277,300円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>60,500円</u>
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>486,000円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>91,100円</u>
								<u>10,000平方メートル以上25,000</u>	<u>166,400円</u>

改					正					前					改					正					後																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</

改 正 前			改 正 後		
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>320,700円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>566,600円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,040,700円</u>
		<u>4</u>	<u>複合建築物</u>	<u>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区</u>	

改 正 前			改 正 後		
9 省令第29条に規定する書面（省令第26条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）の交付の申請（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に限る。）にあつては、<u>次表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					分に れぞ れ右 欄に 定め る金 額を 加算 した 額
9 省令第29条に規定する書面（省令第26条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）の交付の申請（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に限る。）にあつては、<u>次表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。			9 省令第28条に規定する書面（省令第25条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面をいう。以下この項及び次項において同じ。）の交付の申請（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に<u>係るもの</u>に限る。）にあつては、<u>次の表</u>の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。		
項	区分		金額		
	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計			
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	10,100円		
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,000円		
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円		
項	書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計	金額	
1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円	

改 正 前					改 正 後				
2			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円				方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			50,000平方メートル以上のもの	160,600円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			1,000平方メートル未満のもの	63,700円				50,000平方メートル以上のもの	163,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	83,700円				300平方メートル未満のもの	51,200円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	179,200円
			50,000平方メートル以上のもの	321,100円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			1,000平方メートル未満のもの	162,900円				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
		その他のもの	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	210,000円				50,000平方メートル以上のもの	326,500円
								300平方メートル未満のもの	132,400円

改 正 前					改 正 後				
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円			もの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	213,600円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
			50,000平方メートル以上のもの	619,500円				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
備考 第1項第1号の表備考第3項並びに第3項の表備考第4項及び第5項の規定は、この表についても適用する。								25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
								50,000平方メートル以上のもの	629,700円
					2	一戸建ての住宅	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更し該当すると認めたもの	二	3,700円
							その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの 11,000円
									200平方メートル以上のもの 11,800円
							その他のもの	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの 15,700円
									200平方メートル以上のもの 17,200円

改 正 前			改 正 後		
			<u>その他の もの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,700円</u>
				<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>23,000円</u>
		3 共同住宅等	<u>登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 等が軽微な変 更に該当する と認めたもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,400円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>12,600円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>26,900円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>47,400円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>75,500円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>113,900円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>172,200円</u>
			<u>そ の 他 の も の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>19,900円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの</u>	<u>33,800円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの</u>	<u>60,500円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>91,100円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000</u>	<u>166,400円</u>

改 正 前				改 正 後			
					<u>平方メートル未満のもの</u>		
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>280,900円</u>	
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>492,000円</u>	
				<u>誘導基準併用法によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>30,400円</u>	
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>50,500円</u>	
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>87,200円</u>	
					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>127,000円</u>	
					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>243,300円</u>	
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>423,600円</u>	
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>766,200円</u>	
				<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>40,800円</u>	
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>67,500円</u>	
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>114,300円</u>	
					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>163,400円</u>	

改 正 前				改 正 後			
					10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円	
					25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	566,600円	
					50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円	
				4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして中欄に掲げる区

改 正 前			改 正 後					
					分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額			
10 省令第29条に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価手法と同一である場合を除く。）にあっては、 <u>次表</u> の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。			10 省令第28条に規定する書面の交付の申請（当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価手法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価手法と同一である場合に <u>係るもの</u> を除く。）にあっては、 <u>次の表</u> の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申請者から徴収する。					
項	区分		金額	項	区分		金額	
	書面の交付に係る評価手法	書面の交付の申請に係る建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計			書面の交付に係る建築物	書面の交付に係る評価手法		書面の交付の申請に係る建築物の床面積の合計
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更と該当すると認めたもの	1,000平方メートル未満のもの	19,000円	1	非住宅建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更と認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,700円			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円	
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円	

改 正 前					改 正 後				
			<u>方メートル未満のもの</u>				<u>平方メートル未満のもの</u>		
			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>228,600円</u>			<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>186,100円</u>	
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>319,900円</u>			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>232,500円</u>	
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>126,300円</u>			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>325,300円</u>	
			<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>166,200円</u>			その他のもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>101,000円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>269,000円</u>				<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>128,500円</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>351,100円</u>				<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>169,100円</u>
			<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>421,900円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>273,500円</u>
			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>495,000円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>357,000円</u>
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>641,100円</u>				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>428,900円</u>
		その他のもの	<u>1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>324,500円</u>				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>503,200円</u>
			<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>418,900円</u>				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>651,600円</u>
			<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>597,700円</u>				その他のもの	<u>300平方メートル未満のもの</u>
			<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>736,200円</u>					<u>263,400円</u>

改					正					後				
			<u>方メートル未満のもの</u>				<u>もの</u>	<u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>329,900円</u>					
			<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>870,100円</u>				<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>425,800円</u>					
			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>992,600円</u>				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>607,600円</u>					
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,237,700円</u>				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>748,300円</u>					
								<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>884,400円</u>					
								<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>1,008,900円</u>					
								<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,257,900円</u>					
<u>備考 第1項第1号の表備考第3項並びに第3項の表備考第4項及び第5項の規定は、この表についても適用する。</u>														
					2	<u>一戸建ての住宅</u>	<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が軽微な変更し該当すると認めたもの</u>	<u>二</u>	<u>5,900円</u>					
							<u>その他の</u>	<u>誘導仕様の基準によるもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,600円</u>				
									<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>22,100円</u>				

改 正 前			改 正 後			
			の も の	誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
					200平方メートル以上のもの	33,000円
				その他の もの	200平方メートル未満のもの	39,900円
					200平方メートル以上のもの	44,600円
	3	共同住宅等	登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 等が軽微な変 更に該当する と認めたもの		300平方メートル未満のもの	11,300円
					300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	23,700円
					2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	52,300円
					5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	93,300円
					10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	149,800円
					25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	226,300円
					50,000平方メートル以上のもの	343,100円
			そ の 他	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
					300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	66,200円

改 正 前			改 正 後		
			<u>の も の</u>	<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>119,600円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>180,700円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>331,500円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>560,400円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>982,600円</u>
			<u>誘導基準 併用法に よるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,300円</u>
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>99,500円</u>
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>173,000円</u>
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>252,600円</u>
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>485,400円</u>
				<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>845,800円</u>
				<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,530,900円</u>
				<u>その他の</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>
					<u>80,200円</u>

改正前				改正後		
			もの	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円	
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	227,100円	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円	
				50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円	
				4 複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に	

改 正 前					改 正 後				
							供する部分 を2の項の 一戸建ての 住宅又は3 の項の共同 住宅等とみ なして中欄 に掲げる区 分に応じそ れぞれ右欄 に定める金 額を加算し た額		
11 法第41条第1項の規定による認定の申請にあつては、次表の中欄に掲 げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に申 請者から徴収する。									
項	区分			金額					
	認定等の申請 に係る建築物	認定等に係る 評価手法	床面積の合計						
1	非住宅建築物	登録住宅性能	300平方メートル未満のもの	11,000円					
		評価機関等が 消費性能基準	300平方メートル以上1,000平 方メートル未満のもの	19,000円					

改 正 前					改 正 後				
			に適合すると 認めたもの又は 省エネ基準 適合判定通知 書等により消 費性能基準に 適合すること が確認できる もの	1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	30,700円				
				2,000平方メートル以上5,000 平方メートル未満のもの	91,600円				
				5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	144,900円				
				10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	182,900円				
				25,000平方メートル以上50,000 平方メートル未満のもの	228,600円				
				50,000平方メートル以上のもの	319,900円				
			そ の 他 の も の	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未満のもの	99,200円			
					300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	126,300円			
					1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの	166,200円			
					2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	269,000円			
					5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	351,100円			
					10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	421,900円			
					25,000平方メートル以上50,000	495,000円			

改 正 前					改 正 後				
				<u>平方メートル未満のもの</u> <u>50,000平方メートル以上のもの</u> <u>その他の</u> <u>もの</u> <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> <u>50,000平方メートル以上のもの</u>	 259,000円 324,500円 418,900円 597,700円 736,200円 870,100円 992,600円 1,237,700円				
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書によ	二	5,600円					

改 正 前					改 正 後				
			<u>り消費性能基準に適合することが確認できるもの</u>						
			<u>その他のもの</u>	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>20,100円</u>			
				<u>の</u>	<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>21,600円</u>			
				<u>その他のもの</u>	<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>39,100円</u>			
				<u>の</u>	<u>200平方メートル以上のもの</u>	<u>43,700円</u>			
	<u>3</u>	<u>共同住宅等</u>	<u>登録住宅性能評価機関等が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの</u>		<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>11,000円</u>			
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,100円</u>			
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>51,300円</u>			
					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>91,600円</u>			
					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>147,200円</u>			
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>222,500円</u>			
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>337,400円</u>			

改				正		前		改				正		後	
				<u>その他のもの</u>	<u>仕様基準によるもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>37,600円</u>								
					<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>65,000円</u>									
					<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>117,500円</u>									
					<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>177,600円</u>									
					<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>326,000円</u>									
					<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>551,300円</u>									
					<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>966,800円</u>									
					<u>その他のもの</u>	<u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>78,700円</u>								
				<u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		<u>131,200円</u>									
				<u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>		<u>223,300円</u>									
				<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>		<u>319,900円</u>									
				<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>		<u>629,700円</u>									
				<u>25,000平方メートル以上50,000</u>		<u>1,113,700円</u>									

改				正		前		改		正		後	
				平方メートル未満のもの									
				50,000平方メートル以上のもの	2,046,600円								
備考													
1 第1項第1号の表備考第2項及び第3項並びに第3項の表備考第2項から第4項まで及び第8項の規定は、この表についても適用する。													
2 「認定に係る評価手法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。													
3 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅等又は複合建築物（共同住宅等とみなす部分を有するものに限る。）であって基準省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することをいう。以下この備考において同じ。）については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該部分の共用部床面積を除いた床面積）の合計をいう。													
4 「省エネ基準適合判定通知書等」とは、次に掲げるものとする。													
(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証													

改 正 前	改 正 後
<u>(以下この備考において「検査済証」という。)</u> <u>(2) 省令第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証</u> <u>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証</u> <u>5 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。</u> <u>6 「仕様基準等によるもの」とは、次に掲げるものをいう。</u> <u>(1) 仕様基準により評価したもの</u> <u>(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価したもの</u> 第4条～第6条 （略）	第4条～第6条 （略）

議案第 18 号

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
の一部改正について

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

建設業法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(案)

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（令和 6 年池田市条例第 2
5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち池田市水道事業給水条例（平成 9 年池田市条例第 3 8 号）第 4
2 条に 1 号を加える改正規定及び同条例第 4 3 条に 2 号を加える改正規定中
「第 3 4 条第 1 項」を「第 3 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例
の一部改正について

- 1 引用条項の整理を行うものであること。

(第 1 条のうち、第 42 条に 1 号を加える改正規定及び
第 43 条に 2 号を加える改正規定関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第18号 参 考

池田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（池田市水道事業給水条例の一部改正） 第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第42条に次の1号を加える。 （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （中略） 第43条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を「後、」に、「の卒業生について」を「を卒業した者について」に、「の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。）」を「を卒業した者」	（池田市水道事業給水条例の一部改正） 第1条 池田市水道事業給水条例（平成9年池田市条例第38号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第42条に次の1号を加える。 （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項</u>及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （中略） 第43条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を「後、」に、「の卒業生について」を「を卒業した者について」に、「の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。）」を「を卒業した者」

改 正 前	改 正 後
に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「後、」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「の学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「後」を「後、」に、「卒業者」を「規定による卒業をした者（専門職大学前期課程にあつては、修了をした者）」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」を「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習」に改め、同条に次の2号を加える。 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 第2条 （略）	に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「学科目並びに」を「課程並びに」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「（当該学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後」を「後、」に、「の卒業者」を「を卒業した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「の学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「後」を「後、」に、「卒業者」を「規定による卒業をした者（専門職大学前期課程にあつては、修了をした者）」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」を「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習」に改め、同条に次の2号を加える。 (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの 第2条 （略）

池田市下水道条例の一部改正について

池田市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

国土交通省による通知に基づき指定工事店の指定要件を緩和するほか、大阪府生活環境の保全等に関する条例等に定められた公共下水道からの放流水に関する排水基準に基づき公共下水道に排除する下水に関する排水基準の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「専属の」を「前号の営業所ごとに」に、「有する」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、大阪府内における他の営業所については、兼任することを妨げない。

第10条の2第2項中「の各号」を削り、同項第10号中「又は臭気」を削り、「こと」を「こと。」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10条の2第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

池田市下水道条例の一部改正について

- 1 指定工事店（上下水道事業管理者が指定した排水設備工事業者をいう。）の指定要件について、営業所ごとに専属の下水道排水設備工事責任技術者を有することとしていたところ、大阪府内の他の営業所における兼任を認めることとするものであること。

（第 9 条関係）

- 2 公共下水道に排除する下水に関する排水基準について、臭気に係る項目を削除するものであること。

（第 10 条の 2 関係）

- 3 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、2 については、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第19号 参 考

池田市下水道条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第8条（略） （指定工事店） 第9条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。 （1）（略） （2）<u>専属の責任技術者を有すること。</u> （3）（略） 2～4（略） 第10条（略） （除害施設の設置等） 第10条の2（略） 2 法第12条の11の規定に基づき、使用者は、次の各号に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。次項において同じ。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければな	第1条～第8条（略） （指定工事店） 第9条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき管理者が指定する。 （1）（略） （2）<u>前号の営業所ごとに責任技術者を選任していること。ただし、大阪府内における他の営業所については、兼任することを妨げない。</u> （3）（略） 2～4（略） 第10条（略） （除害施設の設置等） 第10条の2（略） 2 法第12条の11の規定に基づき、使用者は、次に掲げる基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。次項において同じ。）を公共下水道に排除しようとするときは、除害施設の設置その他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならな

改 正 前	改 正 後
らない。 (1)～(9) (略) (10)色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていない<u>こ</u> <u>と</u> 3・4 (略) 第10条の3～第30条 (略)	い。 (1)～(9) (略) (10)色 放流先で支障をきたすような色を帯びていない<u>こと。</u> 3・4 (略) 第10条の3～第30条 (略)

議案第 20 号

池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正について

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

市史の編纂^{さん}に関する事務について、教育部内において社会教育課から歴史民俗資料館に移管するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例（案）

池田市立歴史民俗資料館条例（昭和 5 5 年池田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 市史の編纂^{さん}に関する事。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

池田市立歴史民俗資料館条例の一部改正について

- 1 池田市立歴史民俗資料館が行う事業に市史の編纂に関する事業を加えるものであること。

(第 2 条関係)

- 2 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第20号 参 考

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （事業） 第2条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第3条の趣旨に基づき、池田市立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、次の事業を行う。 （1）～（3） （略） <u>（4）</u> （略） 第3条～第9条 （略）	第1条 （略） （事業） 第2条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第3条の趣旨に基づき、池田市立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、次の事業を行う。 （1）～（3） （略） <u>（4）市史の編纂^{きん}に関すること。</u> <u>（5）</u> （略） 第3条～第9条 （略）

議案第 21 号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

教育環境その他の生活環境の保全の観点から、ラブホテルの建築を禁止する区域の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例（案）

池田市ラブホテル建築規制条例（昭和 58 年池田市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、第 3 項及び第 4 項」を「に規定する旅館・ホテル営業及び同条第 3 項」に、「もの」を「簡易宿所営業」に改める。

第 5 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に、「及び準工業地域」を「、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域」に改め、同条第 2 号中「第 43 条第 1 項第 6 号イ及びロ」を「第 7 条第 1 項」に、「土地」を「市街化調整区域」に改め、同条第 3 号中「その他」を削り、「地域又は区域に該当するものは」を「区域を」に改める。

第 6 条中「前条の建築禁止区域」を「禁止区域」に、「地域」を「区域」に改める。

第 14 条中「法人のその」を「法人又は人の」に、「対しても前条」を「対しても、同条」に改める。

附則第 2 項中「第 5 条に規定する禁止区域内において」を「現に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 2 条、第 6 条及び第 14 条並びに附則第 2 項関係)

- 2 ラブホテルの建築を禁止する区域について、近隣商業地域及び工業地域並びに市街化調整区域を追加するものであること。

(第 5 条関係)

- 3 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第21号 参 考

池田市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、<u>第3項及び第4項に規定するものをいう。</u> （2） （略） 第3条・第4条 （略） （建築禁止） 第5条 市内の<u>次の各号</u>に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。 （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第8条第1項</u>に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域<u>及び準工業地域</u> （2）都市計画法<u>第43条第1項第6号イ及びロ</u>に規定する<u>土地</u> （3）<u>その他</u>教育・文化施設、児童福祉施設、公園等で市長が指定するものの	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に<u>規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。</u> （2） （略） 第3条・第4条 （略） （建築禁止） 第5条 市内の次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。 （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第8条第1項第1号</u>に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>近隣商業地域、準工業地域及び工業地域</u> （2）都市計画法<u>第7条第1項</u>に規定する<u>市街化調整区域</u> （3）教育・文化施設、児童福祉施設、公園等で市長が指定するものの敷地の

改 正 前	改 正 後
敷地の周囲１００メートル以内の区域（前２号に掲げる<u>地域又は区域に該当するものは除く。</u>） （同意） 第６条 <u>前条の建築禁止区域</u>以外の<u>地域</u>にラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 第７条～第１３条 （略） （両罰規定） 第１４条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その<u>法人のその業務</u>に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>前条</u>の罰金刑を科する。 附 則 １ （略） ２ この条例の施行の際、<u>第５条に規定する禁止区域内において</u>営業し、又は池田市環境基本条例（平成２８年池田市条例第４０号）附則第２項による改正前の池田市環境保全条例第２５条の事前協議が完了している旅館等については、当分の間第５条の規定を適用しない。 ３ （略）	周囲１００メートル以内の区域（前２号に掲げる<u>区域を除く。</u>） （同意） 第６条 <u>禁止区域</u>以外の<u>区域</u>にラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。 第７条～第１３条 （略） （両罰規定） 第１４条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その<u>法人又は人の業務</u>に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条</u>の罰金刑を科する。 附 則 １ （略） ２ この条例の施行の際、<u>現に</u>営業し、又は池田市環境基本条例（平成２８年池田市条例第４０号）附則第２項による改正前の池田市環境保全条例第２５条の事前協議が完了している旅館等については、当分の間第５条の規定を適用しない。 ３ （略）

議案第 22 号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理条例（昭和 38 年池田市条例第 19 号）第 3 条の規定により議会の同意を求める。

記

大字古江財産区

住 所	氏 名	生年月日
	橋本 敏美	
	南 義春	
	小山三千男	
	橋本 讓治	
	神田 忠廣	
	山川 隆嗣	
	岩坪 秀次	

令和 7 年 2 月 26 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

大字古江財産区の財産区管理条例の財産区管理委員は、来る令和 7 年 4 月 30 日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。